

(9) 自動車整備事業の要員関係の基準における外国人技能実習生の解釈について

国自整第183号の2
平成29年10月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車整備事業の要員関係の基準における外国人技能実習生の解釈について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対して通達したので、貴会におかれましても傘下会員に対し周知をお願いします。

国自整第 183 号
平成 29 年 10 月 6 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

自動車整備事業の要員関係の基準における外国人技能実習生の解
釈について

自動車整備については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号）に基づき、外国人技能実習の対象職種とされているところである。同法では、実習実施者（自動車整備事業者）は、外国人技能実習生と雇用契約を締結することとしている。

今般、外国人技能実習生を「道路運送車両法施行規則」（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 57 条における従業員、及び「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成 14 年依命通達国自整第 63 号）別添 2 2.2-3 における工員として取り扱うか問い合わせがあった。

検討した結果、外国人技能実習生は自動車整備事業者と雇用契約を締結したうえで、技術等の取得のため常時、自動車整備作業に従事するものであることから、同規則等における従業員又は工員として取り扱うこととする。

また、別添により一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて通知したことを申し添える。

なお、当該措置により自動車整備士の保有率に影響が生じるおそれがあることから、自動車整備事業者を対象とした監査等において、管理組織等に留意すること。

(10) 指定自動車整備事業者のペーパー車検等不正事案防止対策について

国自整第196号の2
平成29年10月25日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

指定自動車整備事業者のペーパー車検等不正事案防止対策について

指定自動車整備事業者における事業運営の適正化については、悪質な不正事案が発生した際に徹底を図ってきたところ（平成24年3月、平成26年12月）です。しかしながら、現在に至るまで依然としてペーパー車検が複数発生しており、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、自動車検査に対する国民の信頼を損ないかねない状況にあります（別添参照）。

このため、別紙により各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴会におかれましても、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対して社会的責務を自覚し、法令遵守を徹底するよう研修等の機会を捉え指導していただくとともに、別紙の記1.に基づく通報窓口の連絡先をホームページに掲載するなど、情報収集にご協力頂けるよう、傘下会員に対して周知願います。

国自整第196号
平成29年10月25日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業者のペーパー車検等不正事案防止対策について

指定自動車整備事業者における事業運営の適正化については、悪質な不正事案が発生した際に徹底を図ってきたところ（平成24年3月、平成26年12月）である。しかしながら、現在に至るまで依然としてペーパー車検が複数発生しており、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、自動車検査に対する国民の信頼を損ないかねない状況にある（別添参照）。

このため、指定整備事業者及び自動車検査員に対して社会的責務を自覚し、法令遵守を徹底するよう監査や研修等の機会を捉え指導を行うとともに、下記事項について措置を講じ、関係者に対して指導の一層の強化を図られたい。

記

1. 情報収集の強化

ペーパー車検等不正事案の早期発見のため、各地方運輸局等整備担当課において通報窓口を設置し、自動車整備振興会に対しても、当該通報窓口の連絡先をホームページに掲載を依頼し、情報を広く収集する。

2. 情報精査の向上

1. により収集された情報を総合的に分析し、不正が疑われる事業者に対しては、優先的に立入監査を実施する。

3. 警察との連絡体制の強化

不正の早期発見及び事案の共有化を進めるため、積極的に不正事案の情報提供を警察に行う等、運輸支局単位で警察との連絡体制の強化を図る。

平成28年4月から29年10月現在におけるペーパー車検事案

運輸局 (支局)	処分又は 報道の時期	事業場名	概要	処分内容
九州 (福岡)	H28. 8 (処分)	有限会社高木モータース	ペーパー車検×1台	指定取消 検査員解任 事業停止15日
関東 (千葉)	H28. 12 (処分)	(株)日立オートサービス 首都圏整備所 松戸整備グループ	ペーパー車検×3台	指定取消 検査員解任(3名) 事業停止40日
九州 (鹿児島)	H29. 4 (処分)	市田モータース	ペーパー車検×5台	指定取消 検査員解任 事業停止30日
北陸信越 (新潟)	H29. 6 (報道)	永木自動車(株)	ペーパー車検	
九州 (鹿児島)	H29. 8 (報道)	ユニカー車検センター	ペーパー車検	
近畿 (大阪)	H29. 10 (報道)	空港自動車工業	ペーパー車検	
東北 (青森)	H29. 10 (報道)	弘伸自動車(有)	ペーパー車検	

(11) 「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部改正について

国自情第148号
平成29年10月31日

地方運輸局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部改正について

自動車の回送運行許可要件について、自動車の分解整備を業とする者の要件を緩和するため、「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」（昭和57年9月18日付け自管第149号）を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は平成29年11月1日から適用する。

【改正溶け込み】

自動車の回送運行許可等事務処理要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（以下「法」という。）第36条の2（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の回送運行の許可（以下「許可」という。）並びに回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与に関する事務の取扱いは、法令に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(書類の経由)

第2条 地方運輸局長（内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局若しくは自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。）を経由して提出させるものとする。

(許可基準適合性の審査)

第3条 道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。

(1) 第1号について

(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法

(ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法

(ハ) 回送運行許可番号標及び回送運行許可証の管理・使用等に関する社内取扱い内規の内容

(ニ) 分解整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと

(ホ) その他必要と認められる事項

(2) 第2号について

(イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法

(ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者（以下「回送運行許可番号標管理責任者」という。）の選任状況

(ハ) 回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況

(ニ) その他必要と認められる事項

(3) 第3号について

① (イ) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書の提出（ただし、個人にあつては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））

(ロ) 自動車の製作を業とする者にあつては、その旨の証明書の提出

(ハ) 陸送を業とする者にあつては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その

他の陸送を業とすることを証する書面の提出

(ニ) 新車の販売を業とする者にあつては、自動車製作者による証明書又は他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他の新車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ホ) 中古車の販売を業とする者にあつては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写し又はその他の中古車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ヘ) 分解整備を業とする者にあつては、法第78条第1項の自動車分解整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出

(ト) 分解整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら分解整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）。

ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

(チ) その他必要と認められる事項

② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は分解整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

(許可の条件)

第3条の2 法第36条の2第3項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、許可に条件を付すものとする。

許可の条件の記載については、次のとおりとされたい。

- (1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- (2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。
- (3) 自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃

止届出を行った場合は、届出日) 後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

(5) 回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。

(6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。)の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ地方運輸局長に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものとする。

(回送の目的)

第4条 法第36条の2第6項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

(1) 製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送

(2) 陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送

(3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

(4) 分解整備を業とする者については、車検のために自ら分解

整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第4条の2 許可を受けた者が、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合は、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他の必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条に規定する許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行許可証に記載するものとする。

(回送運行許可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与してはならない。

なお、分解整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚（組）数は、当分の間、一の営業所につき一枚（組）とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車分解整備事業を兼業している者にあつては、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更等の届出)

第6条 許可を受けた者について、氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合には、遅滞なくその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び処分の通知年月日並びにその他必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、交付した許可証の番号及び許可証の交付年月日、貸与した番号標の番号、許可の有効期間並びにその他必要な事項

(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後3年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務並びに回送運行許可証交付事務及び回送運行許可番号標貸与事務に関して取扱要領を定めたとき又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。

附 則（平成28年5月31日国自情第36号）

- 1 本通達は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 分解整備を業とする者であって施行日から平成29年11月30日までに許可を受けようとするものについては、第3条（3）（ト）のうち車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る規定は適用しない。許可を受けた者が施行日から平成29年11月30日までに第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）を追加しようとする場合も、同様とする。
- 3 地方運輸局長は、第3条の2の規定に基づき、前項の規定による許可又は目的の期限を平成29年11月30日とする条件を付すこととする。

附 則（平成29年10月31日国自情第148号）

- 1 本通達は、平成29年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 分解整備を業とする者であって、平成28年6月1日から施行日までの間に許可を受けた者又は第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可又は第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）の追加を受けようとする場合については、第3条（3）①（イ）、（へ）及び（チ）の書面を省略することが出来る。

「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」(昭和57年9月18日付け自動車局長通達自管第149号)の新旧対照表

改正案	現行
<p>自動車の回送運行許可等事務処理要領</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 道路運送車両法(以下「法」という。)第36条の2(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の回送運行の許可(以下「許可」という。)並びに回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与に関する事務の取扱いは、法令に定めるところによる。この要領に定めるところによる。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第2条 地方運輸局長(内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局若しくは自動車検査登録事務所(内閣府沖縄総合事務局長若しくは陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。)を經由して提出させるものとする。</p> <p>(許可基準適合性の審査)</p> <p>第3条 道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。</p> <p>(1) 第1号について</p> <p>(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法</p> <p>(ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法</p> <p>(ハ) 回送運行許可番号標及び回送運行許可証の管理・使用等に関する社内取扱い内規の内容</p> <p>(ニ) 分解整備を業とする者については、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成18年3月2日付け国自整第126号)」に基づく行政処分を受けていないこと</p>	<p>自動車の回送運行許可等事務処理要領</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 道路運送車両法(以下「法」という。)第36条の2(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の回送運行の許可(以下「許可」という。)並びに回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与に関する事務の取扱いは、法令に定めるところによる。この要領に定めるところによる。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第2条 地方運輸局長(内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局若しくは自動車検査登録事務所(内閣府沖縄総合事務局長若しくは陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。)を經由して提出させるものとする。</p> <p>(許可基準適合性の審査)</p> <p>第3条 道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。</p> <p>(1) 第1号について</p> <p>(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法</p> <p>(ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法</p> <p>(ハ) 回送運行許可番号標及び回送運行許可証の管理・使用等に関する社内取扱い内規の内容</p> <p>(ニ) 分解整備を業とする者については、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成18年3月2日付け国自整第126号)」に基づく行政処分を受けていないこと</p>

(ホ) その他必要と認められる事項

(2) 第2号について

- (イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法
- (ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者（以下「回送運行許可番号標管理責任者」という。）の選任状況
- (ハ) 回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況

況

(ニ) その他必要と認められる事項

(3) 第3号について

- ① (イ) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書の提出
（ただし、個人にあつては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））
- (ロ) 自動車の製作をする者にあつては、その旨の証明書の提出
- (ハ) 陸送を業とする者にあつては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その他の陸送を業とすることを証する書面の提出
- (ニ) 新車の販売を業とする者にあつては、自動車製作者による証明書又は他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他の新車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ホ) 中古車の販売を業とする者にあつては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写し又はその他の中古車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ハ) 分解整備を業とする者にあつては、法第78条第1項の自動車分解整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出

(ト) 分解整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら分解整備し

(ホ) その他必要と認められる事項

(2) 第2号について

- (イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法
- (ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者（以下「回送運行許可番号標管理責任者」という。）の選任状況
- (ハ) 回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況

況

(ニ) その他必要と認められる事項

(3) 第3号について

- ① (イ) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書の提出
（ただし、個人にあつては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））
- (ロ) 自動車の製作をする者にあつては、その旨の証明書の提出
- (ハ) 陸送を業とする者にあつては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その他の陸送を業とすることを証する書面の提出
- (ニ) 新車の販売を業とする者にあつては、自動車製作者による証明書又は他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他の新車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ホ) 中古車の販売を業とする者にあつては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写し又はその他の中古車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ハ) 分解整備を業とする者にあつては、法第78条第1項の自動車分解整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出

(ト) 分解整備を業とする者にあつては、法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら分解整備した自動車の台数が回送運行の許可申請を行った日の直前6ヶ月において月平均20台以上であり、かつ、

ようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）。

ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

（チ）その他必要と認められる事項

② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は分解整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

（許可の条件）

第3条の2 法第36条の2第3項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、許可に条件を付すものとする。許可の条件の記載については、次のとおりとされたい。

- （1）法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- （2）回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。
- （3）自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合

許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が**車検**のために自ら分解整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）。

ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

（チ）その他必要と認められる事項

② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は分解整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

（許可の条件）

第3条の2 法第36条の2第3項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、許可に条件を付すものとする。許可の条件の記載については、次のとおりとされたい。

- （1）法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- （2）回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。
- （3）自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合

は、届出日) 後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

(5) 回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。

(6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。)の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ地方運輸局長に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものとする。

(回送の目的)

第4条 法第36条の2第6項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

(1) 製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送

(2) 陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送

(3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の

は、届出日) 後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

(5) 回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。

(6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。)の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ地方運輸局長に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものとする。

(回送の目的)

第4条 法第36条の2第6項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

(1) 製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送

(2) 陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送

(3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の

機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

- (4) 分解整備を業とする者については、車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第4条の2 許可を受けた者が、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合は、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他の必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条に規定する許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行許可証に記載するものとする。

(回送運行許可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与してはならない。

なお、分解整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚（組）数は、当分の間、一の営業所につき一枚（組）とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車分解整備事業を兼業している者については、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更等の届出)

第6条 許可を受けた者について、氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合には、遅滞なくその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(許可台帳の備付け)

機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

- (4) 分解整備を業とする者については、車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第4条の2 許可を受けた者が、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合は、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他の必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条に規定する許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行許可証に記載するものとする。

(回送運行許可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与してはならない。

なお、分解整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚（組）数は、当分の間、一の営業所につき一枚（組）とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車分解整備事業を兼業している者については、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更等の届出)

第6条 許可を受けた者について、氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合には、遅滞なくその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号、標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び処分の通知年月日並びにその他の必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、交付した許可証の番号及び許可証の交付年月日、貸与した番号標の番号、許可の有効期間並びにその他の必要な事項

(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後3年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務並びに回送運行許可証交付事務及び回送運行許可番号標貸与事務に関して取扱要領を定めたとき又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。

附 則 (平成28年5月31日国自情第36号)

1 本通達は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 分解整備を業とする者であつて施行日から平成29年11月30日までに許可を受けようとするものについては、第3条(3)(ト)のうち車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る規定は適用しない。許可を受けた者が施行日から平成29年11月30日までに第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)を追加しようとする場合も、同様とする。

3 地方運輸局長は、第3条の2の規定に基づき、前項の規定による許可又は目的の期限を平成29年11月30日とする条件を付すこととする。

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号、標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び処分の通知年月日並びにその他の必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、交付した許可証の番号及び許可証の交付年月日、貸与した番号標の番号、許可の有効期間並びにその他の必要な事項

(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後3年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務並びに回送運行許可証交付事務及び回送運行許可番号標貸与事務に関して取扱要領を定めたとき又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。

附 則 (平成28年5月31日国自情第36号)

1 本通達は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 分解整備を業とする者であつて施行日から平成29年11月30日までに許可を受けようとするものについては、第3条(3)(ト)のうち車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る規定は適用しない。許可を受けた者が施行日から平成29年11月30日までに第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)を追加しようとする場合も、同様とする。

3 地方運輸局長は、第3条の2の規定に基づき、前項の規定による許可又は目的の期限を平成29年11月30日とする条件を付すこととする。

附 則 (平成29年10月31日国自情第148号)

- 1 本通達は、平成29年11月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 分解整備を業とする者であって、平成28年6月1日から施行日までの間に許可を受けた者又は第4条の2の規定による回送の目的 (第4条 (4) に規定する目的に限る。) を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可又は第4条の2の規定による回送の目的 (第4条 (4) に規定する目的に限る。) の追加を受けようとする場合には、第3条 (3) ① (イ)、(へ) 及び (チ) の書面を省略することが出来る。

(12) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(平成29年国土交通省告示1154号)に係る取扱要領について

国自審第1579号の5
国自技第171号の5
国自整第233号の5
国自情第177号の5
平成29年12月8日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(平成29年国土交通省告示1154号)に係る取扱要領について

今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(平成29年国土交通省告示1154号)を制定し、タカタ製エアバッグインフレーターに係るリコール未改修車両のうち、異常破裂する危険性が高い未改修車両については、車検で有効期間を更新しないこととしたところですが、その取扱いを別添のとおり定めましたので、傘下会員へ周知いただくとともに改修促進に向け取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、(一社)日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合に対しても別紙のとおり通知したことを申し添えます。

別紙

国自審第 1 5 7 9 号の 4
国自技第 1 7 1 号の 4
国自整第 2 3 3 号の 4
国自情第 1 7 7 号の 4
平成 2 9 年 1 2 月 8 日

(一社) 日本自動車工業会会長 殿
日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(平成 2 9 年国土交通省告示 1 1 5 4 号)に係る取扱要領について

今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(平成 2 9 年国土交通省告示 1 1 5 4 号)を制定し、タカタ製エアバッグインフレーターに係るリコール未改修車両のうち、異常破裂する危険性が高い未改修車両については、車検で有効期間を更新しないこととしたところであるが、その取扱いを別添のとおり定めたので通知する。

本告示の対象となる自動車に係る自動車製作者等にあつては、早急に検索システムの導入を図り、告示の施行を待つことなく、未改修車両の改修を更に促進するよう出来る限りの努力を行うとともに、改修促進に取り組んでいただく整備事業者に対して最大限の配慮を行うこと。

また、改善措置済証の発行状況とリコール未改修車両の車検更新データを突合すること等により、改善措置済証の偽造による更新がされていないか監視するとともに、偽造による更新が疑われる自動車が発見された際は、審査・リコール課あて速やかに報告することを徹底されたい。

○国土交通告示第千五百五十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十八条第一項から第三項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第六十三条の三第一項の規定によりされた届出（以下「リコール届出」という。）のうち当該リコール届出に付された番号が次の各号に掲げるものに該当するものに係る自動車であつて、当該リコール届出に係る改善措置が講じられていないものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第百七十八条第一項、第八項及び第九項の規定にかかわらず、法第五十九条第一項の新規検査、第六十二条第一項の継続検査、第六十三条第二項の臨時検査、第六十七条第三項の構造等変更検査又は第七十一条第一項の予備検査において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十八条第一項、第八項及び第九項に規定する基準に適合しないものとして取り扱うものとする。ただし、当該リコール届出に付された番号が第三十四号、第四十二号、第四十三号、第四十七号又は第四十八号に掲げるものに該当するリコール届出に係る自動車であつて、平成二十三年四月一

日以降に製作されたものについては、この限りでない。

一	2565
二	2567
三	2568
四	3139
五	3140
六	3141
七	3142
八	3369
九	3375
十	3376
十一	3381
十二	3382
十三	3427
十四	3456
十五	3471

十六 3474
十七 3475
十八 3483
十九 3489
二十 3492
二十一 3493
二十二 3502
二十三 3563
二十四 3564
二十五 3565
二十六 3567
二十七 3568
二十八 3569
二十九 3571
三十 3576
三十一 3578

三十二	3579
三十三	3580
三十四	3581
三十五	3582
三十六	3586
三十七	3588
三十八	3590
三十九	3591
四十	3592
四十一	3601
四十二	3605
四十三	3610
四十四	3638
四十五	3674
四十六	3696
四十七	3758

四十八 3769
四十九 3770
五十 外-1602
五十一 外-1622
五十二 外-1651
五十三 外-1652
五十四 外-1804
五十五 外-1805
五十六 外-1918
五十七 外-1919
五十八 外-1933
五十九 外-2058
六十 外-2059
六十一 外-2060
六十二 外-2114
六十三 外-2127

- 六十四 外-2173
- 六十五 外-2174
- 六十六 外-2175
- 六十七 外-2188
- 六十八 外-2189
- 六十九 外-2190
- 七十 外-2207
- 七十一 外-2208
- 七十二 外-2242
- 七十三 外-2243
- 七十四 外-2244

附 則

この告示は、平成三十年五月一日から施行する。

(13) 「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について

国自環第139号の3
平成29年12月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係自動車検査機関の長に対して通達したので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。

別 紙

国自環第 1 3 9 号

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(平成 2 3 年 6 月 3 0 日国自環第 7 0 号) について、別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

別紙

国自環第139号の2
平成29年12月13日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿
軽自動車検査協会理事長 殿

国土交通省自動車局
環境政策課長

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係団体の長あてに対して通知したので了知願います。

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)
 昭和50年11月12日 自車第708号、自公第163号
 制定：平成23年6月30日 国自環第70号
 (組織改正により整備部長通達から課長通達として制定)
 最終改正：平成29年12月13日 国自環第139号

改 正	現 行
<p>改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合 (1) (略) (2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車 ①及び②の規定により協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。 また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「<u>後付消音器の技術基準</u>」IIに基づき性能等確認表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。 ①～② (略)</p> <p>(3) 細目告示第40条第1項第5号に係る自動車 ①及び②の規定により協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。 また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「<u>後付消音器の技術基準</u>」IIに基づき性能等確認表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。 ①～② (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>別添1～12 (略)</p>	<p>改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合 (1) (略) (2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車 ①及び②の規定により協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) 細目告示第40条第1項第5号に係る自動車 ①及び②の規定により協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。 ①～② (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>別添1～12 (略)</p>

附則〔平成11年4月20日自環第91号〕
表題及び記4.の改正は、平成12年10月1日から適用する。

附則〔平成19年3月9日国自環第251号〕
平成19年8月31日以前に製作された自動車は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成19年7月31日国自環第63号〕
改正後の通達1.に基づく「排出ガスの光吸収係数の値を表す書面（改造後）」の提出は、平成20年7月31日までの間とする。

附則〔平成22年2月5日国自環第244号〕

1. 平成22年3月31日以前に製作された二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）は、改正後の通達1.から5.の規定は適用されない。
2. 平成22年3月31日以前に製作された自動車は、改正後の通達6.及び7.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成23年3月31日国自環第205号〕

1. この改正は、平成23年4月1日から適用する。
2. 改正前の通達6.の「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程（平成20年国土交通省告示第1534号）中2の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示」は、改正後の通達6.の「細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示」とみなす。

附則〔平成23年6月30日国自環第70号〕

1. この改正は、平成23年7月1日から適用する。
2. 廃止前の「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和50年自車第708号、自公第163号）附則（平成19年3月9日国自環第251号）、附則（平成22年2月5日国自環第244号）及び附則（平成23年3月31日国自環第205号）の規定は、施行後もなおその効力を有する。

附則〔平成28年12月6日国自環第184号〕

二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）であって、平成28年12月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成26年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）は、改正後の通達6.及び7.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成29年4月14日国自環第12号〕

1. 自動車（乗車定員が11人以上の自動車及び車両総重量が3.5トンを超える自動車）であって、平成34年（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては平成35年）8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種類、用途、車体外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に變更がないものを除く。）を除く。）は、改正後の通達6.及び7.の規定は適用されない。
2. 自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）であって、平成34年（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては平成35年）8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種類、用途、車体外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に變更がないものを除く。）を除く。）は、改正後の通達6.及び7.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成29年12月13日国自環第139号〕

この改正は、平成29年12月13日から適用する。

(14) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国自環第138号の3

国自整第214号の3

平成29年12月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

国自環第138号
国自整第214号
平成29年12月13日

北海道運輸局長 殿
(各地方運輸局長等に通知)

自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）別添自動車検査業務等実施要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自動車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表
 昭和36年11月25日付け自動車第880号
 改正 平成29年12月13日付け国自環第138号、国自整第214号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
目次 (略)		目次 (略)	
第1章 総則 (略)		第1章 総則 (略)	
第2章 職権による打刻等 (略)		第2章 職権による打刻等 (略)	
第3章 自動車の検査 (事務関係)		第3章 自動車の検査 (事務関係)	
3-1～3-4-19 (略)		3-1～3-4-19 (略)	
3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙) (第4号様式による。)を作成するものとする。		3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙) (第4号様式による。)を作成するものとする。	
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨
1.～39. (略)		1.～39. (略)	
(注) 20. の記載事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記載する。 なお、平成28年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づき性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であって、指定自動車等にあつては自動車型式認証実施要領別添1、別添2若しくは別添4の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第41号の規	(注) 20. の記載事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記載する。 なお、平成28年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とする。それ以外の場合であつて、指定自動車等にあつては自動車型式認証実施要領別添1、別添2若しくは別添4の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第41号の規		

則 6.1.1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあつては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1) ～ (3) (略)

3-4-21～6-8 (略)

別表第1～別表第2 (略)
第1号様式～第6号様式 (略)
別添1～別添2 (略)

ラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。) にあつては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1) ～ (3) (略)

3-4-21～6-8 (略)

別表第1～別表2 (略)
第1号様式～第6号様式 (略)
別添1～別添2 (略)

附 則 (平成29年12月13日国自環第138号、国自整第214号)

本改正規定は、平成29年12月13日から適用する。

(15) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」
の一部改正について

国 自 整第235号の2
国官参自保第488号の2
平成29年12月19日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局 整 備 課 長

保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の
取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸
部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。
す。

国 自 整 第 2 3 5 号
国 官 参 自 保 第 4 8 8 号
平 成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 整 備 課 長

保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の
取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いにつ
いて」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393
号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、本改正は平成30年1月1日から適用する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
 (昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号)
 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新				旧			
別記 2 保険会社名略称表	略称	保険会社名	略称	別記 2 保険会社名略称表	略称	保険会社名	略称
	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	AD損保	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連	J A 全共連
	アクサ	同上 ○○ (都道府県名) 本部	アクサ	アクサ	同上 ○○ (都道府県名) 本部	J A ○○ (都道府県名)	J A ○○ (都道府県名)
	朝日	朝日火災海上保険株式会社	朝日	朝日	朝日火災海上保険株式会社	朝日	朝日
	セネラリ	アシケラチオニ・セネラリ・エス・ピー・エイ	セネラリ	セネラリ	アシケラチオニ・セネラリ・エス・ピー・エイ	J A ○○○	J A ○○○
	アドリック	アドリック損害保険株式会社	アドリック	アドリック	アドリック損害保険株式会社	日本再共済連	日本再共済連
	Aホーム	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	Aホーム	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	全労済	全労済
	イーデザイン	イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	イーデザイン	イーデザイン損害保険株式会社	交協連	交協連
	<u>AIG損害保険株式会社</u>	<u>AIG損害保険株式会社</u>	<u>AIG</u>	<u>AIG</u>	<u>AIG損害保険株式会社</u>	<u>北ト交共</u>	<u>北ト交共</u>
	<u>AIU損害保険株式会社</u>	<u>AIU損害保険株式会社</u>	<u>AIU</u>	<u>AIU</u>	<u>AIU損害保険株式会社</u>	<u>東北交通共済</u>	<u>東北交通共済</u>
	<u>富士火災海上保険株式会社</u>	<u>富士火災海上保険株式会社</u>	<u>富士</u>	<u>富士</u>	<u>富士火災海上保険株式会社</u>	<u>新交協</u>	<u>新交協</u>
	SBI損害保険株式会社	SBI損害保険株式会社	SBI	SBI	SBI損害保険株式会社	長交協	長交協
	共栄	共栄火災海上保険株式会社	共栄	共栄	共栄火災海上保険株式会社	関交協	関交協
	インディア	インディア損害保険株式会社	インディア	インディア	インディア損害保険株式会社	神交共	神交共
	ジェイアイ	ジェイアイ損害保険株式会社	ジェイアイ	ジェイアイ	ジェイアイ損害保険株式会社	中交協	中交協
	スミセイ	スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	スミセイ	スミセイ損害保険株式会社	三交協	三交協
	セコム	セコム損害保険株式会社	セコム	セコム	セコム損害保険株式会社	近畿共済	近畿共済
	セゾン	セゾン損害保険株式会社	セゾン	セゾン	セゾン損害保険株式会社	兵交協	兵交協
	ソニー	ソニー損害保険株式会社	ソニー	ソニー	ソニー損害保険株式会社	岡ト共	岡ト共
	損害保険契約者保護機構	損害保険契約者保護機構	保護機構	保護機構	損害保険契約者保護機構	中ト交共	中ト交共
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	S J N K	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	四交協	四交協
	旧 株式会社損害保険ジャパン	旧 株式会社損害保険ジャパン	損害ジャパン	損害ジャパン	旧 株式会社損害保険ジャパン	九ト協	九ト協
	旧 日本興亜損害保険株式会社	旧 日本興亜損害保険株式会社	日本興亜	日本興亜	旧 日本興亜損害保険株式会社	南九共済	南九共済
	そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	そんぽ24	そんぽ24損害保険株式会社	全自共	全自共
	大同火災海上保険株式会社	大同火災海上保険株式会社	大同	大同	大同火災海上保険株式会社	北自共	北自共
	Chubb損害保険株式会社	Chubb損害保険株式会社	Chubb	Chubb	Chubb損害保険株式会社	東北自共	東北自共
	旧 エース損害保険株式会社	旧 エース損害保険株式会社	エース	エース	旧 エース損害保険株式会社	関自共	関自共
	チュウリヒ	チュウリヒ・インシュアランス・カンパニー	チュウリヒ	チュウリヒ	チュウリヒ・インシュアランス・カンパニー	中自自共	中自自共
	東京海上日動火災保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	東海日動	東京海上日動火災保険株式会社	近畿自共	近畿自共
	日新火災海上保険株式会社	日新火災海上保険株式会社	日新	日新	日新火災海上保険株式会社	西自共	西自共
	三井住友海上火災保険株式会社	三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	三井住友	三井住友海上火災保険株式会社		
	三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	三井ダイレクト	三井ダイレクト損害保険株式会社		
	明治安田損害保険株式会社	明治安田損害保険株式会社	明治安田損保	明治安田損保	明治安田損害保険株式会社		

(16) 「超小型モビリティの認定要領(依命通達)」の一部改正について

国自技第197号の2
平成30年1月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「超小型モビリティの認定要領(依命通達)」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

別紙

国自技第 197 号
平成 30 年 1 月 31 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省自動車局長

「超小型モビリティの認定要領（依命通達）」の一部改正について
（依命通達）

「道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）の一部を改正する告示」（平成 30 年国土交通省告示第 126 号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「超小型モビリティの認定要領（依命通達）」（平成 25 年 1 月 31 日国自技第 203 号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図らねない。

「超小型モビリティの認定要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○「超小型モビリティの認定要領について（依命通達）」（平成25年1月31日付国自技第203号）

（傍線部分は改正部分）
（国自技第197号 改正平成30年1月31日）

改 正 後	現 行
<p>「超小型モビリティの認定要領」</p> <p>第1 適用 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。） 第55条第1項の規定に基づく、「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第七十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号。以下「緩和告示」という。）」第1条第5号の規定による自動車に係る基準緩和の認定（以下「超小型モビリティ認定」という。）は、本要領によるものとする。</p> <p>第2 認定の目的 少子・高齢化、環境意識への高まりなど社会状況の変化に伴い、超小型モビリティの公道走行の要望が高まっているところであるが、超小型モビリティはその構造や使用の様相が特殊であるため、交通社会における位置づけが明確になっておらず、その安全性等を考慮した保安基準の整備がなされていない状況にある。 これを踏まえ、軽自動車の基準を満たすことを前提として、超小型モビリティの公道走行を可能とするため、安全性の確保及び環境の保全上支障がないことに配慮しつつ、超小型モビリティ認定をすものとする。 なお、超小型モビリティは、地域に根ざした「新たなカテゴリー」の乗り物であることから、その普及に際しては、車両としての安全性の確保は最優先として、利活用する地域住民の交通安全に対する意識向上を図りつつ、利用環境の整備等を進めていくことが必要である。</p> <p>第3 認定することができる超小型モビリティ 超小型モビリティ認定は、次に掲げる要件に該当する軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。） について行うことができる。 (1) 内燃機関を原動機とするものにあつては総排気量が0.125リットル以下のもの、内燃機関以外を原動機とするものにあつては定格出力が8.00キロワット以下のものであること。 (2) 乗車定員が2人以下（2個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあつては、3人以下）のものであること。</p>	<p>「超小型モビリティの認定要領」</p> <p>第1 適用 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。） 第55条第1項の規定に基づく、「第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第七十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号。以下「緩和告示」という。）」第1条第5号の規定による自動車に係る基準緩和の認定（以下「超小型モビリティ認定」という。）は、本要領によるものとする。</p> <p>第2 認定の目的 少子・高齢化、環境意識への高まりなど社会状況の変化に伴い、超小型モビリティの公道走行の要望が高まっているところであるが、超小型モビリティはその構造や使用の様相が特殊であるため、交通社会における位置づけが明確になっておらず、その安全性等を考慮した保安基準の整備がなされていない状況にある。 これを踏まえ、軽自動車の基準を満たすことを前提として、超小型モビリティの公道走行を可能とするため、安全性の確保及び環境の保全上支障がないことに配慮しつつ、超小型モビリティ認定をすものとする。 なお、超小型モビリティは、地域に根ざした「新たなカテゴリー」の乗り物であることから、その普及に際しては、車両としての安全性の確保は最優先として、利活用する地域住民の交通安全に対する意識向上を図りつつ、利用環境の整備等を進めていくことが必要である。</p> <p>第3 認定することができる超小型モビリティ 超小型モビリティ認定は、次に掲げる要件に該当する軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。） について行うことができる。 (1) 内燃機関を原動機とするものにあつては総排気量が0.125リットル以下のもの、内燃機関以外を原動機とするものにあつては定格出力が8.00キロワット以下のものであること。 (2) 乗車定員が2人以下（2個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあつては、3人以下）のものであること。</p>

(3) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものであること。

(4) その運行に関し、地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会が交通の安全と円滑を図るための措置を講じたものであること。

第4 申請者等

1 超小型モビリティ認定の申請は、次のいずれかに該当する者（以下「申請者」という。次項から第10第2項までにおいて同じ。）が、保安基準第55条第3項の規定に基づき行うものとする。ただし、運行地域が複数の地方公共団体にまたがる場合にあっては、あらかじめ運行地域がある地方公共団体の長又は当該地方公共団体が組織する協議会の長から了承を得るものとする。

(1) 運行地域がある地方公共団体の長又は当該地方公共団体が組織する協議会の長

(2) (1)に掲げる者以外であつて、(1)に掲げる者から了承を得ている者

2 地方運輸局長は申請書を受理する際に、申請者に対して次に掲げる事項（申請に係る超小型モビリティが第11の予備認定を受けたものにあつては(1)及び(2)を除く。）の説明を求めるものとする。

(1) 超小型モビリティの構造、装置及び性能の概要

(2) 認定により適用を除外する保安基準の条項及び条件又は制限に関する内容

(3) 運行の実施体制（運行地域及び運行計画、使用者の管理、運転者の教育、超小型モビリティの点検・整備並びに運行上の安全対策）

(4) その他審査等の実施にあつて必要と認められる事項

第5 申請書及び添付資料

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）については、保安基準第55条第3項から第5項までの規定に基づき、次に掲げるものとする。

1 申請者は、第1号様式の申請書に別添1に掲げる資料を添付し、かつ、第4第1項ただし書に係る了承を得た者又は同項(2)の了承を得た者は当該了承に関する書面を添付し、正本1通及び副本1通並びに申請書等の写しの電子媒体1部（CD-R等）を当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。ただし、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）を経由して申請するときは、正本1通及び副本2通を提出するものとする。

(3) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第2項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第2項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が六十キロメートル毎時を超える道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものであること。

(4) その運行に関し、地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会が交通の安全と円滑を図るための措置を講じたものであること。

第4 申請者等

1 超小型モビリティ認定の申請は、地方公共団体の長又は地方公共団体が組織する協議会の長（以下「申請者」という。）が、保安基準第55条第3項の規定に基づき行うものとする。

2 地方運輸局長は申請書を受理する際に、申請者に対して次に掲げる事項の説明を求めることができるものとする。

(1) 超小型モビリティの構造、装置及び性能の概要

(2) 認定により適用を除外する保安基準の条項及び条件又は制限に関する内容

(3) 運行の実施体制（運行地域及び運行計画、使用者の管理、運転者の教育、超小型モビリティの点検・整備、運行上の安全対策）

(4) その他審査等の実施にあつて必要と認められる事項

第5 申請書及び添付資料

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）については、保安基準第55条第3項から第5項までの規定に基づき、次に掲げるものとする。

1 申請者は、第1号様式の申請書に別添1に掲げる資料を添付し、正本1通及び副本1通を当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。ただし、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）を経由して申請するときは、正本1通及び副本2通を提出するものとする。

2 第4第1項(2)の者は、前項の申請において、別添1類別3資料の種類2に代えて、使用者の氏名若しくは名称、車台番号及び運行の地域等を記載した使用者を特定した書面（以下「使用者特定証明書」という。）を使用者に対して交付することを誓約する書面を提出するものとする。この場合において、第1号様式の記5「使用の本拠の位置」には記6「運行地域」の記載内容と同一の記載をするものとする。

3 第1項の申請において、同一の申請者が複数の超小型モビリティについて同時に申請しようとするときは、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

4 第1項の申請において、第11の予備認定を受けた申請者と同一の申請者であって、申請に係る超小型モビリティの型式が、第11の予備認定を受けた型式と同一の場合には、第1号様式の記9の下にその旨（当該予備認定に係る超小型モビリティの予備認定番号を含む。）を記載するとともに、次に掲げる資料を提出することにより、別添1に掲げる資料のうち、類別1及び類別2資料の種類2の添付を省略することができる。次の(2)の書面は参考3の様式を使用することができる。

(1) 第11による予備認定書又はその写し及び予定運行実施体制書の写し

(2) 申請に係る超小型モビリティが、第11の予備認定を受けた超小型モビリティと同一の型式、構造及び性能を有することについて超小型モビリティの製作者又は販売者が証明する書面

5 第1項の申請において、申請に係る超小型モビリティが、次に掲げる書面の要件を満たす超小型モビリティ（以下「特定超小型モビリティ」という。）であって、超小型モビリティ認定を受けた申請者と同一の申請者であり、かつ、超小型モビリティ認定を行った地方運輸局長と同一の地方運輸局長に申請する場合には、第1号様式の記9の下にその旨（当該超小型モビリティの認定番号を含む。）を記載するとともに、次に掲げる資料を提出することにより、別添1に掲げる資料のうち、類別1及び類別2資料の種類2の添付を省略することができる。次の(1)の書面は参考4の様式を使用することができる。

(1) 申請に係る超小型モビリティが、現に超小型モビリティ認定を受けているものと同一の型式、構造及び性能を有するものであることについて超小型モビリティの製作者又は販売者が証明する書面

(2) 申請に係る超小型モビリティが、現に超小型モビリティ認定を受けているものと別添3の条件又は制限により使用されることを示す書面

6 第1項の申請において、超小型モビリティ認定を受けた申請者と同一の申請者が、当該認定を受けた超小型モビリティについて、当該認定を行った地方運輸局長と異なる地方運輸局長に申請を行う場合には第1号様式の記9の下にその旨（当該超小型モビリティの認定番号を含む。）を記載し、第7による超小型モビリティ認定書を提出することにより、別添1に掲げる資料のうち、類別1及び類別2資料の種類

(新設)

2 第1項の申請において、同一の申請者が複数の超小型モビリティについて同時に申請しようとするときは、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2の添付を省略することができる。

7 超小型モビリティ認定を受けた者について、次の各号のいずれかに該当する事項に変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の認定変更申請書を提出するものとする。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所
- (2) 認定を受けた超小型モビリティの使用の本拠の位置
- (3) 認定を受けた超小型モビリティの運行地域

8 地方運輸局長は、第1項及び第7項に規定する申請書等について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の経由等の取り扱いについて定めることができる。

第6 審査等

1 地方運輸局長は、超小型モビリティ認定について、保安上若しくは公害防止上の支障又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書等により審査するものとする。

また、審査に当たっては、必要に応じて申請者に対して現車の提示を求めることができるものとする。

- (1) 超小型モビリティの構造等が第3に該当するものであること
- (2) 超小型モビリティの構造等により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- (3) 別添2に掲げる条件又は制限
- (4) 運行の実施体制（別添1の類別3）
- (5) その他必要事項

2 前項の審査において、申請に係る超小型モビリティが、第11の予備認定を受けたものである場合、地方運輸局長は、第11第6項の規定による予備認定書又はその写し及び予定運行実施体制書の写しを確認することにより前項(1)から(3)までの審査を省略することができる。また、前項(4)の審査にあつては、第11第6項による予定運行実施体制書の写しに掲げる運行の実施体制が前項(4)の運行の実施体制と同一であること又は同一であるとみなせることを審査するものとする。

3 第1項の審査において、申請に係る超小型モビリティが、特定超小型モビリティの場合、地方運輸局長は、第5第5項の規定により提出される書面を確認することにより第1項(1)から(3)までの審査を省略することができる。

4 地方運輸局長は、超小型モビリティが他の地方運輸局の管轄する地域を運行する場合にあっては、運行地域及び運行上の安全対策等の審査について、審査に必要なとなる添付資料を添えて当該地域を管轄する地方運輸局長に依頼することができる。

3 超小型モビリティ認定を受けた者について、その氏名若しくは名称、住所又は認定を受けた超小型モビリティの使用の本拠の位置又は運行地域について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の認定変更申請書を提出するものとする。

4 地方運輸局長は、第1項及び第3項に規定する申請書等について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の経由等の取り扱いについて定めることができる。

第6 審査等

1 地方運輸局長は、超小型モビリティ認定について、保安上若しくは公害防止上の支障又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書等により審査するものとする。

また、審査に当たっては、必要に応じて申請者に対して現車の提示を求めることができるものとする。

- (1) 超小型モビリティの構造等が第3に該当するものであること
- (2) 超小型モビリティの構造等により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- (3) 別添2に掲げる条件又は制限
- (4) 運行の実施体制（別添1の類別3）
- (5) その他必要事項

(新設)

(新設)

2 超小型モビリティが他の地方運輸局が管轄する地域も運行する場合には、運行地域及び運行上の安全対策等の審査について、審査に必要なとなる添付資料を添えて当該地域を管轄する地方運輸局長に依頼することができる。

5 地方運輸局長は、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

第7 認定

1 地方運輸局長は、第6に基づき審査した結果、保安基準第55条第1項及び緩和告示第1条第5号の規定に基づき、別添2に定める基準緩和項目の基準を適用しなくとも保安上及び公害防止上支障がないものとして判断した場合は、第8の条件又は制限を付したうえで、超小型モビリティ認定を行い、申請者に対して第3号様式の超小型モビリティ認定書（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 地方運輸局長は、前項の規定により認定書を交付したときは、直ちに当該認定書に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）に対し、認定書の写し及び必要に応じて申請書等を、軽自動車検査協会の長（事務所長、事務所支所長又は事務所分室長をいう。以下同じ。）に対し、認定書の写し及び申請書等を添付し、別添3に掲げる条件又は制限のうち、自動車検査証備考欄に記載が必要となるものについて通知するものとする。

3 地方運輸局長は、第6に基づき審査した結果、付そうとする条件又は制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、保安基準第55条第7項の規定に基づき、超小型モビリティ認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）及び軽自動車検査協会の長に通知するものとする。

第8 条件又は制限の付与

1 地方運輸局長は、超小型モビリティ認定を行う場合は、保安基準第55条第2項の規定に基づき、別添2に定める基準緩和項目欄に掲げる条項毎に必要な条件又は制限により審査した結果について、別添3に掲げる必要な条件又は制限を付すものとする。なお、その他必要と認められる場合は、別途必要な条件又は制限を付すことができる。

2 地方運輸局長は、特定超小型モビリティについて超小型モビリティ認定を行う場合には、現に超小型モビリティ認定を受けている超小型モビリティに付された条件又は制限と同一の条件又は制限を付すものとする。なお、その他必要と認められる場合は、別途必要な条件又は制限を付すことができる。

第9 行政処分等

1 地方運輸局長は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対して事実関係の報告を求め、更に再発防止対策についての改善報告を求

3 地方運輸局長は、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

第7 認定

1 地方運輸局長は、第6において審査した結果、保安基準第55条第1項及び緩和告示第1条第5号の規定に基づき、別添2に定める基準緩和項目の基準を適用しなくとも保安上及び公害防止上支障がないものとして判断した場合は、第8の条件及び制限を付したうえで、超小型モビリティ認定を行い、申請者に対して第3号様式の超小型モビリティ認定書（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 地方運輸局長は、前項の規定により認定書を交付したときは、直ちに当該認定書に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）及び軽自動車検査協会の長（事務所長、事務所支所長又は事務所分室長をいう。以下同じ。）に対し、認定書の写し及び申請書等を添付し、別添3に掲げる条件及び制限のうち、自動車検査証備考欄に記載が必要となるものについて通知するものとする。

3 地方運輸局長は、第6に基づき審査した結果、付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、保安基準第55条第7項の規定に基づき、超小型モビリティ認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）及び軽自動車検査協会の長に通知するものとする。

第8 条件又は制限の付与

地方運輸局長は、超小型モビリティ認定を行う場合は、保安基準第55条第2項の規定に基づき、別添2に定める基準緩和項目欄に掲げる条項毎に必要な条件又は制限により審査した結果について、別添3に掲げる必要な条件又は制限を付すものとする。なお、その他必要と認められる場合は、別途必要な条件又は制限を付すことができる。

(新設)

第9 行政処分等

1 地方運輸局長は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対して事実関係の報告を求め、更に再発防止対策についての改善報告を求

めるものとする。

- (1) 認定書の条件若しくは制限に違反するおそれ又は違反して運行した事実が認められた場合
- (2) 申請に当たって虚偽の申請を行ったと認められた場合
- (3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に照らして、適切な運行が行われていないおそれがある又は適切な運行が行われていないと認められた場合
- (4) 第6第1項各号の要件を満たさなくなつたと認められた場合

2 地方運輸局長は、前項の報告がなされない、報告の内容が十分でない又は報告のあった再発防止策が適正に実施されていないと認めるときは、保安基準第55条第6項の規定に基づき、超小型モビリティの利用者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づく職問を行い、当該超小型モビリティ認定を取り消すことができる。

3 申請者は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、第5号様式を用いて超小型モビリティ毎(複数台を同時に申請する場合は、そのすべての車台番号)に地方運輸局長に申請しなければならない。この場合、地方運輸局長は、保安基準第55条第6項の規定に基づき、当該超小型モビリティ認定を取り消すものとする。

- (1) 当該超小型モビリティが滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)又は用途を廃止した場合
- (2) 当該超小型モビリティに対し、保安上若しくは公害防止上支障があると認められる改造、装置の取り付け又は取り外し(整備のために取り付け又は取り外しが行われる場合は除く。)が行われた場合
- (3) 当該超小型モビリティの使用の本拠の位置が認定を行った地方運輸局の管轄外となつた場合

4 地方運輸局長は、前項の超小型モビリティ認定の取り消し申請後においても、当該認定書に記載されたその他の超小型モビリティが運行される場合、申請者に対し既に交付された認定書を返付させ、当該認定書のうち、「4 車台番号(又は製造番号)」の項目を修正のうえ再度交付するとともに、必要に応じて当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長及び軽自動車検査協会の長に対し、認定書の写し等を添付のうえ通知するものとする。

5 地方運輸局長は、第2項の取消処分を受けた超小型モビリティの申請者より新たに超小型モビリティ認定の申請があつた場合、保安基準第55条第7項の規定に基づき、当該認定の取り消された日から1年間の他の超小型モビリティの管理及び運行に関する実績を求めるとする。

6 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、道路運送車両法

めるものとする。

- (1) 認定書の条件若しくは制限に違反するおそれ又は違反して運行した事実が認められた場合
- (2) 申請に当たって虚偽の申請を行ったと認められた場合
- (3) 道路運送車両法に照らして、適切な運行が行われていないおそれがある又は適切な運行が行われていないと認められた場合
- (4) 第6第1項各号の要件を満たさなくなつたと認められた場合

2 地方運輸局長は、前項の報告がなされない、報告の内容が十分でない又は報告のあった再発防止策が適正に実施されていないと認めるときは、保安基準第55条第6項の規定に基づき、超小型モビリティの利用者に対して、行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第13条第1項の規定に基づく職問を行い、当該超小型モビリティ認定を取り消すことができる。

3 申請者は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、第5号様式を用いて超小型モビリティ毎(複数台を同時に申請する場合は、そのすべての車台番号)に地方運輸局長に申請しなければならない。この場合、地方運輸局長は、保安基準第55条第6項の規定に基づき、当該超小型モビリティ認定を取り消すものとする。

- (1) 当該超小型モビリティが滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)又は用途を廃止した場合
- (2) 当該超小型モビリティに対し、保安上もしくは公害防止上支障があると認められる改造、装置の取り付け又は取り外し(整備のために取り付け又は取り外しが行われる場合は除く。)が行われた場合
- (3) 当該超小型モビリティの使用の本拠の位置が認定を行った地方運輸局の管轄外となつた場合

4 地方運輸局長は、前項の超小型モビリティ認定の取り消し申請後においても、当該認定書に記載されたその他の超小型モビリティが運行される場合、申請者に対し既に交付された認定書を返付させ、当該認定書のうち、「4 車台番号(又は製造番号)」の項目を修正のうえ再度交付するとともに、必要に応じて当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長及び軽自動車検査協会の長に対し、認定書の写し等を添付のうえ通知するものとする。

5 地方運輸局長は、第2項の取消処分を受けた超小型モビリティの申請者より新たに申請があつた場合、保安基準第55条第7項の規定に基づき、当該認定の取り消された日から1年間の他の超小型モビリティの管理及び運行に関する実績を求めるとする。

6 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、道路運送車両法

第100条の規定に基づき報告聴取又は立入検査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、超小型モビリティの運行状況の把握に努めるものとする。

7 地方運輸局長は、前項の運行状況の把握について、運輸支局等の長及び他の地方運輸局長（ただし、超小型モビリティが他の地方運輸局が管轄する地域も運行する場合に限る。）に調査等を依頼することができる。

第10 運行の報告

1 申請者は、毎年度、地方運輸局長に運行の結果に関する報告を別添4に掲げる報告書に基づき提出するものとする。なお、別添4に掲げる運行実績表の各項目が含まれた既存の集計等がある場合は、別添4の運行実績表に代えて提出することができる。

2 国土交通大臣は、保安基準及び関係基準の改善、策定等の検討に必要と認められる範囲において、地方運輸局長を通じて、申請者に対して、構造又は装置に係る技術的な資料について報告を求めることができる。

3 第1項及び第2項の報告に関し、第9により超小型モビリティ認定が取り消された場合においても、認定を受けていた期間内の運行実績等の報告を求めることができる。

第11 超小型モビリティの予備認定

1 超小型モビリティの予備認定の申請は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第2条第1号の指定自動車等の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される指定自動車等を製作することを業とする者から当該指定自動車等を購入する契約を締結している者であつて当該指定自動車等を購入することを業とするもの（以下、「指定自動車等製作者等」という。）が行うものとする。

2 地方運輸局長は前項の申請書を受理する際に、予備認定の申請者に対して次に掲げる事項の説明を求めることができるものとする。

- (1) 超小型モビリティの構造、装置及び性能の概要
- (2) 認定により適用を除外する保安基準の条項及び条件又は制限に関する内容
- (3) 申請に係る超小型モビリティと同一の型式のものであつて認定を受けたものの運行実績表（同一の型式のものでの運行実績がない場合においては、申請に係る超小型モビリティと類似の構造、装置及び性能を有するものであつて認定を受けたものの運行実績表）
- (4) 予定している当該超小型モビリティの運行の実施体制（運行地域及び運行計画、使用者の管理、運転者の教育、超小型モビリティの点検・整備、運行上の安全対策をい、以下「予定運行実施体制」という。）
- (5) その他審査等の実施にあつて必要と認められる事項

第100条の規定に基づき報告聴取又は立入検査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、超小型モビリティの運行状況の把握に努めるものとする。

7 地方運輸局長は、前項の運行状況の把握について、運輸支局等の長及び他の地方運輸局長（ただし、超小型モビリティが他の地方運輸局が管轄する地域も運行する場合に限る。）に調査等を依頼することができる。

第10 運行の報告

1 申請者は、毎年度、地方運輸局長あて運行の結果に関する報告を別添4に掲げる報告書に基づき提出するものとする。なお、別添4に掲げる運行実績表の各項目が含まれた既存の集計等がある場合は、別添4の運行実績表に代えて提出することができる。

2 国土交通大臣は、保安基準及び関係基準の改善、策定等の検討に必要と認められる範囲において、地方運輸局長を通じて、申請者に対して、構造又は装置に係る技術的な資料について報告を求めることができる。

3 第1項及び第2項の報告に関し、第9により超小型モビリティ認定が失効した場合においても、認定を受けていた期間内の運行実績等の報告を求めることができる。

（新設）

- 3 超小型モビリティの予備認定の申請者は、第6号様式の申請書に次に掲げる資料を添付し、正本1通及び副本1通並びに申請書等の写しの電子媒体1部（CD-R等）を地方運輸局長に提出するものとする。
- (1) 別添1の類別1及び類別2資料の種類2
 - (2) 第7号様式の予定運行実施体制書
 - (3) 申請に係る超小型モビリティと同じ構造、装置及び性能を有する超小型モビリティが均一に製作されるよう品質管理が行われていることを示す資料
- 4 地方運輸局長は、次に掲げる全ての要件を満たす超小型モビリティについて、超小型モビリティの予備認定を行うことができる。
- (1) 指定自動車等製作者等が製作又は販売する超小型モビリティであること
 - (2) 申請に係る超小型モビリティと同一の型式のものであって認定を受けたものが十分な運行実績があること（同一の型式のもので運行実績がない場合においては、申請に係る超小型モビリティと類似の構造、装置及び性能を有するものであって認定を受けたものが十分な運行実績があること。）
- 5 地方運輸局長は、超小型モビリティの予備認定について、保安上若しくは公害防止上の支障又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書等により審査するものとする。また、審査に当たっては、必要に応じて予備認定の申請者に対して現車の提示を求めることができるものとする。
- (1) 超小型モビリティの構造等が第3(1)から(3)に該当するものであること
 - (2) 超小型モビリティの構造等により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (3) 別添2に掲げる条件又は制限
 - (4) 予定運行実施体制に関する内容
 - (5) 超小型モビリティが均一に製作されるよう品質管理がなされていること
 - (6) その他必要事項
- 6 地方運輸局長は、前項の規定に基づき審査した結果、予定運行実施体制においては、別添2に定める基準緩和項目の基準を適用しなくとも保安上及び公害防止上支障がないものとして判断した場合は、第9項の条件又は制限を付したうえで、超小型モビリティの予備認定を行い、予備認定の申請者に対して、第8号様式の予備認定書を交付するものとする。また、予備認定書に予定運行実施体制書の写しを添付するものとする。
- 7 地方運輸局長は、前項の規定に基づき超小型モビリティの予備認定を行ったときは、他の地方運輸局長に対し、認定書の写し及び申請書の写しを添付のうえ、第9号様式を用いて通知するものとする。

8 地方運輸局長は、第5項に基づき審査した結果、付そうとする条件又は制限に違反して使用されるおそれがあるや疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、超小型モビリティの予備認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を予備認定の申請者に通知するものとする。

9 地方運輸局長は、超小型モビリティの予備認定を行う場合は、別添2に定める基準緩和項目欄に掲げる条項毎に必要な条件又は制限により審査した結果について、別添3に掲げる必要な条件又は制限を付すものとする。なお、その他必要と認められる場合は、別途必要な条件又は制限を付すことができる。

10 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、予備認定の申請者に対して事実関係の報告を求め、更に再発防止対策についての改善報告を求めるとする。

(1) 申請に当たって虚偽の申請を行ったと認められた場合

(2) 予定運行実施体制を含む予備認定書の条件又は制限に違反するおそれ若しくは違反している事実が認められた場合

11 地方運輸局長は、前項の報告がなされない、報告の内容が十分でない又は報告のあった再発防止策が適正に実施されないと認めるときは、当該予備認定を取り消すことができる。この場合において、地方運輸局長は取り消しの日までに製作又は販売された超小型モビリティについて、予備認定をしなかったものとして取扱うことができる。

第12 一時的な運行の特例

1 地方運輸局長は、超小型モビリティ認定を行った超小型モビリティについて、当該認定に係る運行地域とは異なる運行地域における一時的な運行を許可することができ。

(新設)

2 前項の一時的な運行に係る許可を受けようとする者（以下「一時的運行許可の申請者」という。）は、第10号様式の申請書に次に掲げる資料を添付し、正本1通（一時的な運行をする運行地域が他の地方運輸局が管轄する場合には正本1通及び副本1通）を、当該認定を行った地方運輸局長に提出するものとする。

(1) 一時的な運行を行う目的

(2) 一時的な運行を行う期間

(3) 一時的な運行の運行地域及び運行経路等

(4) 一時的な運行に使用する超小型モビリティの概要及びその認定書の写し

(5) 一時的な運行における使用者

(6) 一時的な運行についての地方公共団体又は地方公共団体が組織する協議会の了承を示す資料及び交通の安全と円滑を図るための措置とその実施体制を示す資料

3 地方運輸局長は、超小型モビリティの一時的な運行について、保安上若しくは公害防止上の支障の有無を次の各号について、前項に基づき申請書等により審査するものとする。

(1) 一時的な運行の実施規模が、その目的に照らして適切であること

(2) 交通の安全と円滑を図るための措置が適切であり、確実に実施できる体制であること

4 地方運輸局長は、一時的な運行をすすめる運行地域が他の地方運輸局が管轄する地域の場合は、前項の審査について、審査に必要な添付資料を添えて当該地域を管轄する地方運輸局長に依頼することができる。

5 地方運輸局長は、第3項において審査した結果、一時的な運行にあたり保安上及び公害防止上支障がないものとして判断した場合、超小型モビリティの一時的な運行に係る許可を行い、一時的運行許可の申請者に対して第11号様式の超小型モビリティの一時運行許可証を交付するものとする。

6 地方運輸局長は、前項の規定により他の地方運輸局が管轄する地域において超小型モビリティの一時的な運行に係る許可を行ったときは、当該地方運輸局長に対し、許可証の写し及び申請書の写し等を添付のうえ、第12号様式を用いて通知するものとする。

7 地方運輸局長は、第3項に基づき審査した結果、保安上及び公害防止上支障なく一時的な運行を行うことができないうえ認められる場合は、超小型モビリティの一時的な運行に係る許可を行わないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を一時的運行許可の申請者に通知するものとする。

8 一時的な運行に係る許可に関する行政処分等及び報告については第9及び第10を準用する。

別添1 (別紙)

別添2 (別紙)

別添3 (別紙)

別添4 (別紙)

第1号様式 (第5関係) (略)

第2号様式 (第5関係) (略)

第3号様式 (第7関係) (略)

第4号様式 (第7関係) (略)

第5号様式 (第9関係) (略)

第6号様式 (第11関係) (別紙)

別添1 (別紙)

別添2 (別紙)

別添3 (別紙)

別添4 (別紙)

第1号様式 (第5関係) (略)

第2号様式 (第5関係) (略)

第3号様式 (第7関係) (略)

第4号様式 (第7関係) (略)

第5号様式 (第9関係) (略)

(新設)

第7号様式(第11関係)(別紙)
第8号様式(第11関係)(別紙)
第9号様式(第11関係)(別紙)
第10号様式(第12関係)(別紙)
第11号様式(第12関係)(別紙)
第12号様式(第12関係)(別紙)
参考1(第4第1項関係)(別紙)
参考2(第5第2項関係)(別紙)
参考3(第5第4項関係)(別紙)
参考4(第5第5項関係)(別紙)
参考5(別添1関係)(別紙)

附 則
(適用時期)

1. この通達による改正後の認定要領は、平成30年1月31日以降の超小型モビリティ認定の申請から適用する。
2. 改正前の認定要領に基づく超小型モビリティ認定の取り扱いは、なお従前の例による。

(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
参考(別添1関係)(別紙)

別紙

○「超小型モビリティの認定要領について（依命通達）」（平成25年1月31日付け国自技第203号）

（傍線部分は改正部分）

（国自技第197号 改正平成30年1月31日）

改正後		現行	
別添1 添付資料	（第5関係）	別添1 添付資料	（第5関係）
類別	資料の種類	類別	資料の種類
1 超小型モビリティの構造等に関するもの	<p>資料の種類1から6までは、次に掲げるいずれかの資料であること。</p> <p>1. 改造自動車等の取扱いについて（平成7年11月21日付、自技第239号）に基づく、「試作・組立自動車審査結果通知書」及び添付資料。</p> <p>2. 自動車型式認証実施要領について（平成10年11月12日付、自審第1252号の4）別添「自動車型式認証実施要領」別添1の別表に準ずる資料。</p> <p>3. 並行輸入自動車取扱要領について（平成9年3月31日付、自技第61号）に基づき提出することとしている届出書及び添付資料。</p>	1 超小型モビリティの構造等に関するもの	<p>資料の種類</p> <p>1 諸元表</p> <p>2 構造・装置の概要</p> <p>3 外観図</p> <p>4 原動機の排気量又は定格出力を証する資料</p> <p>5 運転者席付近配置図</p> <p>6 次に掲げる装置の図面</p> <p>① シヤシ全体図（車枠又は車体）</p> <p>② 原動機全体</p> <p>③ 動力伝達装置</p> <p>④ 走行装置</p> <p>⑤ 操縦装置</p> <p>⑥ 制動装置</p> <p>⑦ 緩衝装置</p> <p>⑧ 燃料装置</p> <p>⑨ 灯火装置</p>
2 (略)		2 (略)	<p>資料の種類1から6までは、次に掲げるいずれかの資料であること。</p> <p>1. 改造自動車等の取扱いについて（平成7年11月21日付、自技第239号）に基づく、「試作・組立自動車審査結果通知書」及び添付資料。</p> <p>2. 自動車型式認証実施要領について（平成10年11月12日付、自審第1252号の4）別添「自動車型式認証実施要領」別添1の別表に準ずる資料。</p> <p>3. 並行輸入自動車取扱要領について（平成9年3月31日付、自技第61号）に基づき提出することとしている届出書及び添付資料。</p>

3 運行の実施体制に関するもの	1 運行地域及び運行計画	次に掲げる内容が確認できる資料であること。 1. 高速道路、自動車専用道路及び最高速度60km/h超の道路以外の場所（ただし、保安基準第20条第5項、第22条の3第1項及び第3項、第22条の4並びに第45条第3項を基準緩和する場合にあつては、主に最高速度30km/h以下の道路とする。）であることを示すもの。 2. 超小型モビリティの運行に關し、地方公共団体等が交通の安全と円滑を図るための具体的な対策。 3. 超小型モビリティの具体的な活用場面を想定した運行計画。
4 (略)	2～5 (略)	

備考

- (1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。
- (2) 定格出力の試験方法は、「独立行政法人交通安全環境研究所 審査事務規定（平成13年4月1日研究所規定第2号）TRIAS99-018-01」に準じた試験とする。

別添2 基準緩和項目及び条件又は制限（第6、7関係）

対象 (数字番号)	基準緩和項目	条件又は制限 (数字番号)
--------------	--------	------------------

3 運行の実施体制に関するもの	1 運行地域及び運行計画	次に掲げる内容が確認できる資料であること。 1. 高速道路、自動車専用道路及び最高速度60キロメートル毎時超の道路以外の場所（ただし、保安基準第20条第5項及び第6項、第22条の3第1項及び第3項並びに第22条の4を基準緩和する場合にあつては、主に最高速度30キロメートル毎時以下の道路とする。）であることを示すもの。 2. 超小型モビリティの運行に關し、地方公共団体等が交通の安全と円滑を図るための具体的な対策。 3. 超小型モビリティの具体的な活用場面を想定した運行計画。
4 (略)	2～5 (略)	

備考

- (1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする
- (2) 定格出力の試験方法は、「独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程（平成28年4月1日規程第2号）TRIAS 99-017-02」に準じた試験とする。

別添2 基準緩和項目及び条件又は制限（第6、7及び第11関係）

対象 (数字番号)	基準緩和項目	条件又は制限
--------------	--------	--------

全ての超小型モビリティ	<p>1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。</p> <p>2 運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。(093)</p> <p>3 走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。(148)</p> <p>4 高速自動車国道等を運行しないこと。(077)</p> <p>5 運行の実施体制を遵守すること。(別添1の類別の3全てに関するもの)</p> <p>6 自動車の前面及び後面には、施行規則第19号様式による標識を表示すること。</p> <p>7 乗車定員二人以下の自動車(ただし、運転者席以外の座席に年少者用補助乗車装置を固定又は着脱式により二個備える場合は、乗車定員が三人以下の自動車)であること。</p> <p>8 電気自動車等は、保安基準第43条の7に規定する車両接近通報装置又は「ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドラインについて(平成22年1月29日付け国自技第255号)」に準じた静音性に対する対策を講ずること。</p>	<p>第5第2項を適用する超小型モビリティ</p>
全ての超小型モビリティ	<p>1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。</p> <p>2 運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。(093)</p> <p>3 走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。(148)</p> <p>4 高速自動車国道等を運行しないこと。(077)</p> <p>5 運行の実施体制を遵守すること。(別添1の類別の3全てに関するもの)</p> <p>6 自動車の前面及び後面には、施行規則第19号様式による標識を表示すること。</p> <p>7 乗車定員二人以下の自動車(ただし、運転者席以外の座席に年少者用補助乗車装置を固定又は着脱式により二個備える場合は、乗車定員が三人以下の自動車)であること。</p> <p>8 電気自動車等は、保安基準第43条の7に規定する車両接近通報装置又は「ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドラインについて(平成22年1月29日付け国自技第255号)」に準じた静音性に対する対策を講ずること。</p>	<p>(新設)</p>
全ての超小型モビリティ	<p>1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092)</p> <p>2 運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。(093)</p> <p>3 走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。(148)</p> <p>4 高速自動車国道等を運行しないこと。(077)</p> <p>5 運行の実施体制を遵守すること。(別添1の類別の3全てに関するもの)</p> <p>6 自動車の前面及び後面には、施行規則第19号様式による標識を表示すること。</p> <p>7 乗車定員二人以下の自動車(ただし、運転者席以外の座席に年少者用補助乗車装置を固定又は着脱式により二個備える場合は、乗車定員が三人以下の自動車)であること。</p> <p>8 電気自動車等は、「ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドラインについて(平成22年1月29日付け国自技第255号)」に準じた静音性に対する対策を講ずること。</p>	<p>(新設)</p>

原動機及び動力伝達装置(101) 【2重アークセリターンスプリング関係】	保安基準第8条第3項(解除装置の数に関する部分に限る。)	自動車幅は1.30メートル以下であること。	原動機及び動力伝達装置【2重アークセリターンスプリング関係】	保安基準第8条第3項(解除装置の数に関する部分に限る。)	自動車幅は1.30メートル以下であること。
走行装置(102) 【軽合金製ディスクホイール関係】	細目告示第89条第3項、第167条第3項	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 細目告示別添2「II二輪自動車用軽合金製ディスクホイールの技術基準(4.1.(1)を除く。)の規定に適合すること。	走行装置 【軽合金製ディスクホイール関係】	細目告示第89条第3項、第167条第3項	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 細目告示別添2「II二輪自動車用軽合金製ディスクホイールの技術基準(4.1.(1)を除く。)の規定に適合すること。
操縦装置(113) 【協定規則第121号の技術的必要性】	細目告示第90条第2項及び第168条第2項	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。	(新設)	(新設)	(新設)
かじ取り装置(114) 【協定規則第79号の技術的必要性】	細目告示第91条第2項	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 細目告示第91条第3項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。	(新設)	(新設)	(新設)
施錠装置等(103) 【イモビライザー関係】	細目告示第92条第3項	自動車幅は1.30メートル以下であること。	施錠装置等 【イモビライザー関係】	細目告示第92条第3項	自動車幅は1.30メートル以下であること。
制動装置(104) 【協定規則第13号並びに協定規則第13H号、協定規則第139号及び協定規則第140号の技術的必要性関係】	細目告示第93条第2項及び第3項並びに第171条第2項及び第3項	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成25年国土交通省告示第826号)による改正前の細目告示第93条第2項(第	制動装置 【細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」関係及び細目告示別添12「乗用車の制動装	細目告示第93条第2項各号列記以外の部分、第9号及び第12号、第3項各号列記以外の部分、第2号(第2項第4号から第	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 以下の各号に規定されたいずれかの基準に適合すること (1) 細目告示第93条第4項に規定する二輪自動車の基準 (2) 欧州連合指令93/14EECの

<p>電気装置(115) 【高電圧からの乗 車人員の保護関</p>	<p>細目告示第99条第 3項第1号ル及び 第2号ヌ並びに第</p>	<p>2項各号列記以外の部分、第 9号及び第12号を除く。)、第 3項(第3項各号列記以外の 部分、第2号(第2項第4号 から第6号まで及び第9号の 基準に係る部分に限る。)、第 4号、第7号を除く。)並びに 第171条第2項(第9号及び第 12号を除く。)、第3項(第2 号(第2項第4号から第6号 まで及び第9号の基準に係る 部分に限る。)、第4号及び第 7号を除く。))の基準に適合し、 以下の各号に規定されたいず れかの基準に適合すること (1) 細目告示第93条第4項に 規定する二輪自動車の基準 (2) 欧州連合指令93/14EECの 技術的な要件 (3) 細目告示別添98「原動機 付自転車の制動装置の技術 基準」 (4) <u>道路運送車両の保安基準</u> の細目を定める告示の一部 を改正する告示(平成22年 国土交通省告示第1460号) による改正前の細目告示別 添10「トラック及びバスの 制動装置の技術基準」又は 細目告示別添12「乗用車の 制動装置の技術基準」</p>	<p>置の技術基準」関 係】</p>	<p>6号まで及び第9 号の基準に係る部 分に限る。)、第4 号、第7号 第171条第2項第9 号、第12号、第3 項第2号(第2項 第4号から第6号 まで及び第9号の 基準に係る部分に 限る。)、第4号及 び第7号</p>	<p>技術的な要件 (3) 細目告示別添98「原動機 付自転車の制動装置の技術 基準」</p>
			<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

【係】	4 項各号列記以外の部分	電部には人体の接触に対する適当な保護が施されていること。
車枠及び車体(105) 【側面衝突時の乗員の保護関係】	細目告示第100条第13項	自動車の側面(運転者席又はこれと並列の座席付近)に衝撃緩和と部材を有し、かつ、車体構造図面等により衝撃緩和部材を確認できること。
車枠及び車体(105) 【ポール側面衝突時の乗員の保護関係】	細目告示第100条第16項	自動車の側面(運転者席又はこれと並列の座席付近)に衝撃緩和と部材を有し、かつ、車体構造図面等により衝撃緩和部材を確認できること。
乗車装置(106)	保安基準第20条第4項(難燃性関係) 保安基準第20条第5項(インストルメントパネル衝撃吸収関係) 保安基準第20条第6項(サンバイザ関係)	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。
座席(021、022) 【座席空間、寸法、取付及びシート後の衝撃吸収関係】	保安基準第22条第1項、第2項、第3項、第4項	当該座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれのない構造であること。

車枠及び車体 【側面衝突時の乗員の保護関係】	細目告示第100条第13項	自動車の側面(運転者席又はこれと並列の座席付近)に衝撃緩和と部材を有し、かつ、車体構造図面等により衝撃緩和部材を確認できること。
(新設)	(新設)	(新設)
乗車装置	保安基準第20条第4項(難燃性関係) 保安基準第20条第5項(インストルメントパネル衝撃吸収関係) (新設)	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。
座席(021、022) 【座席空間、寸法、取付及びシート後の衝撃吸収関係】	保安基準第22条第1項、第2項、第3項、第4項	当該座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれのない構造であること。

<p>座席ベルト(023)</p>	<p>保安基準第22条の3第1項、第3項(ベルト装備及び要件関係)</p> <p>保安基準第22条の3第2項及び第4項(座席ベルト取付及び警告関係)</p>	<p>自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。</p> <p>当該座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えらるおそれの少ない構造であること。</p>
<p>頭部後傾抑止装置等(025)</p>	<p>保安基準第22条の4</p>	<p>自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。</p> <p>上記以外の自動車であって、運行速度が30キロメートル毎時以下で運行する自動車に備える頭部後傾抑止装置にあっては、細目告示第109条第1項に規定する技術基準「頭部後傾抑止装置の技術基準」の緩和に限る。</p>
<p>年少者用補助乗車装置【ISOFIX】</p>	<p>保安基準第22条の5第1項</p>	
<p>乗降口【とびら及びとびらの開放関係】</p>	<p>保安基準第25条第3項及び第4項</p>	
<p>窓ガラス(027)</p>	<p>保安基準第29条</p>	

<p>座席ベルト(023)</p>	<p>保安基準第22条の3第1項、第3項(ベルト装備及び要件関係)</p> <p>保安基準第22条の3第2項及び第5項(座席ベルト取付及び警告関係)</p>	<p>自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。</p> <p>当該座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えらるおそれの少ない構造であること。</p>
<p>頭部後傾抑止装置等(025)</p>	<p>保安基準第22条の4</p>	<p>自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。</p> <p>上記以外の自動車であって、運行速度が30キロメートル毎時以下で運行する自動車に備える頭部後傾抑止装置にあっては、細目告示第109条第1項に規定する技術基準「頭部後傾抑止装置の技術基準」の緩和に限る。</p>
<p>年少者用補助乗車装置(112)【ISOFIX】</p>	<p>保安基準第22条の5第1項</p>	
<p>乗降口(026)【とびら及びとびらの開放関係】</p>	<p>保安基準第25条第3項及び第4項</p>	
<p>窓ガラス(027)</p>	<p>保安基準第29条</p>	

【窓ガラスの強度等】	第2項 ・細目告示第117条 第1項	【窓ガラスの強度等】	第2項
前照灯(109) 【取付個数関係】	細目告示第120条第3項第1号、第7項第1号及び第198条第3項第1号、第7項第1号	前照灯 【取付個数関係】	細目告示第120条第3項第1号、第7項第1号及び第198条第3項第1号、第7項第1号
車幅灯(030) 【取付位置関係】	細目告示第123条第1項第3号及び第201条第1項第3号	車幅灯(030) 【取付位置関係】	細目告示第123条第1項第3号及び第201条第1項第3号
尾灯(034) 【取付個数関係】	保安基準第37条第1項 細目告示第128条第1項第3号及び第206条第1項第3号	尾灯(034) 【取付個数関係】	保安基準第37条第1項 細目告示第128条第1項第3号及び第206条第1項第3号
後部反射器(036) 【取付位置関係】	細目告示第132条第3項第3号及び第210条第3項第3号	後部反射器(036) 【取付位置関係】	細目告示第132条第3項第3号及び第210条第3項第3号
制動灯(037) 【取付個数関係】	保安基準第39条第1項 ・細目告示第134条第1項第4号及び第212条第1項第4号	制動灯(037) 【取付個数関係】	保安基準第39条第1項 ・細目告示第134条第1項第4号及び第212条第1項第4号
補助制動灯(110) 【装備要件等】	保安基準第39条の2第1項 ・細目告示第135条	補助制動灯 【装備要件等】	保安基準第39条の2第1項 ・細目告示第135条

第1項第2号及び第213条第1項第2号	保安基準第40条第1項	後退灯(038) 【装備要件等】	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 自動車を後退させるための構造を有していないこと。	第1項第2号及び第213条第1項第2号	保安基準第40条第1項	後退灯(038) 【装備要件等】	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 自動車を後退させるための構造を有していないこと。
第1項第2号及び第213条第1項第2号	保安基準第40条第1項	方向指示器(039) 【側面方向指示器の装備要件等】	1 自動車の長さは、2.50メートル以下であること。 2 自動車の幅は、1.30メートル以下であること。 3 左の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。	第1項第2号及び第213条第1項第2号	細目告示第137条第1項第1表のロ、第1項第3号、第3項、第4項第3号及び第215条第1項第1号第1表のロ、第1項第3号、第3項、第4項第3号	方向指示器(039) 【側面方向指示器の装備要件等】	1 自動車の長さは、2.50メートル以下であること。 2 自動車の幅は、1.30メートル以下であること。 3 左の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
第1項第2号及び第213条第1項第2号	保安基準第43条の7	車両接近通報装置(116)	電気自動車等は、「ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドラインについて(平成22年1月29日付国自技第255号)」に準じた静音性に対する対策を講ずること。	第1項第2号及び第213条第1項第2号	保安基準第43条の7	(新設)	(新設)
第1項第2号及び第213条第1項第2号	保安基準第45条第2項	窓ふき器等(048) 【デフロスタ】	自動車製作者から疊る蓋然性が低いことを証明するデータを提出すること。	第1項第2号及び第213条第1項第2号	保安基準第45条第3項	窓ふき器等 【サンバイザー】	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。
第1項第2号及び第213条第1項第2号	細目告示第148条第3項第2号及び第226条第3項第2号	速度計等(117) 【走行距離計】	1 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 2 左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。	第1項第2号及び第213条第1項第2号	細目告示第148条第3項第2号及び第226条第3項第2号	(新設)	(新設)

	と。	
その他の項目		その他運行において地方運輸局長が必要とする事項。

備考

- (1) 高速自動車国道等とは、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和32年法律79号）第4条1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。
- (2) 施行規則とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令74号）をいう。
- (3) 細目告示とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）をいう。
- (4) 「数字番号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示」（平成16年国土交通省告示第1600号）第1条第8号及び第9号に規定する数字番号であり、参考として付記する（以下、別添3において同じ。）。
- (5) その他、別添2の表に掲げる条件又は制限で付されているもののほか、超小型モビリティの運転者に対する速度警報装置、衝突警報等、事故防止に繋がる装置の装備を推奨することとする。

別添3 保安上の条件又は制限の付与（第7、8及び第11関係）

対象	条件又は制限 (数字番号)
全ての超小型モビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092) ・運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。(093) ・走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。

その他の項目		その他運行において地方運輸局長が必要とする事項。

備考

- (1) 高速自動車国道等とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和三十二年法律七十九号）第四条一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条第一項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が六十キロメートル毎時を超える道路をいう。
- (2) 施行規則とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令74号）をいう。
- (3) 細目告示とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）をいう。
- (4) 「数字番号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示」（平成16年国土交通省告示第1600号）第1条第8号及び第9号に規定する数字番号であり、参考として付記する（以下、別添3において同じ。）。
- (5) その他、別添2の表に掲げる条件又は制限で付されているものほか、超小型モビリティの運転者に対する速度警報装置、衝突警報等、事故防止に繋がる装置の装備を推奨することとする。

別添3 保安上の条件又は制限の付与（第7、8関係）

対象 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)
全ての超小型モビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092) ・運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。(093) ・走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。

<p>(148)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道等を運行しないこと。(077) ・運行の実施体制を遵守すること。(201) ・自動車の前面及び後面には、道路運送車両法施行規則第19号様式による標識を表示すること。(202) ・乗車定員二人以下であること。(203) ・乗車定員二人以下であること。(ただし、運転者席及び年少者用補助乗車装置を固定又は着脱式により二個備える場合は、乗車定員が三人以下であること。)(204) ・静音性対策として、車両接近通報装置を装備すること。(205) 	<p>(148)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道等を運行しないこと。(077) ・運行の実施体制を遵守すること。 ・自動車の前面及び後面には、道路運送車両法施行規則第19号様式による標識を表示すること。 ・乗車定員二人以下であること。 ・乗車定員二人以下であること。(ただし、運転者席及び年少者用補助乗車装置を固定又は着脱式により二個備える場合は、乗車定員が三人以下であること。) ・静音性対策として、車両接近通報装置を装備すること。
<p>第5第2項を適用する超小型モビリティ</p>	<p>(新設)</p>
<p>原動機及び動力伝達装置【2重アクセルリターンズプリング関係】</p>	<p>原動機及び動力伝達装置【2重アクセルリターンズプリング関係】</p> <p>自動車の幅は1.30メートル以下であること。</p>
<p>走行装置【軽合金製ディスクホイール関係】</p>	<p>走行装置【軽合金製ディスクホイール関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。 ・細目告示別添2「Ⅱ二輪自動車用軽合金製ディスクホイールの技術基準(4.1.(1)を除く。)の規定に適合すること。(207)
<p>操縦装置【協定規則第121号の技術的必要性】</p>	<p>(新設)</p>
<p>かじ取り装置【協定規則第79号】</p>	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・細目告示第91条第3項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(222)

の技術的な要件】	準に適合すること。(223)	
施錠装置等 【イモビライザ関係】	自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206)	自動車の幅は1.30メートル以下であること。
制動装置 【協定規則第13号並びに協定規則第13H号、協定規則第139号及び協定規則第140号の技術的な要件関係】	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) 細目告示第93条第4項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(208) 欧州連合指令93/14EECの技術的な要件に適合すること。(209) 細目告示別添98「原動機付自転車の制動装置の技術的な要件関係」に適合すること。(210) 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 細目告示第93条第4項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。 欧州連合指令93/14EECの技術的な要件に適合すること。 細目告示別添98「原動機付自転車の制動装置の技術的な要件関係」に適合すること。
電気装置 【高電圧からの乗車人員の保護関係】	作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V(実効値)以下の部分を有する動力系の活電部には人体の接触に対する適当な保護が施されていること。(224)	(新設)
車枠及び車体 【側面衝突時の乗員の保護関係】	自動車の側面には衝撃緩和部材を有していること。(211)	自動車の側面には衝撃緩和部材を有していること。
車枠及び車体 【ポール側面衝突時の乗員の保護関係】	自動車の側面には衝撃緩和部材を有していること。(211)	(新設)
乗車装置	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。(212)	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。

<p>座席 【座席空間、寸法、取付及びビシートの後面の衝撃吸収関係】</p>	<p>座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。(213)</p>	<p>座席(021、022) 【座席空間、寸法、取付及びビシートの後面の衝撃吸収関係】</p>	<p>座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</p>
<p>座席ベルト</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。(212) 座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。(213) 	<p>座席ベルト(023)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。 座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
<p>頭部後傾抑止装置等</p>	<p>自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。(212)</p>	<p>頭部後傾抑止装置等(025)</p>	<p>自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。</p>
<p>前照灯 【取付個数関係】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) 細目告示第120条第3項第1号、第7項第1号及び第198条第3項第1号、第7項第1号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(214) 	<p>前照灯 【取付個数関係】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 【細目告示第120条第3項第1号、第7項第1号及び第198条第3項第1号、第7項第1号】に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
<p>車幅灯 【取付位置関係】</p>	<p>自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206)</p>	<p>車幅灯(030) 【取付位置関係】</p>	<p>自動車の幅は1.30メートル以下であること。</p>
<p>尾灯 【取付個数関係】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) 保安基準第37条第1項、細目告示第128条第1項第3号及び第206条第1項第3号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(215) 	<p>尾灯(034) 【取付個数関係】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 保安基準第37条第1項、細目告示第128条第1項第3号及び第206条第1項第3号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
<p>後部反射器 【取付位置関係】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) 細目告示第132条第3項第3号及び第210条第3項第3号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(216) 	<p>後部反射器(036) 【取付位置関係】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の幅は1.30メートル以下であること。 細目告示第132条第3項第3号及び第210条第3項第3号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。

<p>制動灯 【取付個数関係】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・保安基準第39条第1項、細目告示第134条第1項第4号及び第212条第1項第4号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(217) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。 ・【保安基準第39条第1項、細目告示第134条第1項第4号及び第212条第1項第4号】に規定する二輪自動車の基準に適合すること。 	<p>制動灯 (037) 【取付個数関係】</p>
<p>補助制動灯 【装備要件等】</p>	<p>自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206)</p>	<p>自動車の幅は1.30メートル以下であること。</p>	<p>補助制動灯 【装備要件等】</p>
<p>後退灯 【装備要件等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・自動車を後退させるための構造を有していないこと。(218) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。 ・自動車を後退させるための構造を有していないこと。 	<p>後退灯 (038) 【装備要件等】</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロメートル毎時以下であること。</u></p>	<p><u>窓ふき器等</u> 【サンバイザー】</p>
<p>方向指示器 【側面方向指示器の装備要件等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の長さは、2.50メートル以下であること。(219) ・自動車の幅は、1.30メートル以下であること。(206) ・細目告示第137条第1項第1号第1表のロ、第1項第3号、第3項、第4項第3号及び第215条第1項第1号第1表のロ、第1項第3号、第3項、第4項第3号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(220) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の長さは、2.50メートル以下であること。 ・自動車の幅は、1.30メートル以下であること。 ・【細目告示第137条第1項第1号第1表のロ、第1項第3号、第3項、第4項第3号及び第215条第1項第1号第1表のロ、第1項第3号、第3項、第4項第3号】に規定する二輪自動車の基準に適合すること。 	<p>方向指示器 (039) 【側面方向指示器の装備要件等】</p>
<p>速度計等 【走行距離計】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の幅は1.30メートル以下であること。(206) ・細目告示第148条第3項第2号及び第226条第3項第2号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。(225) 	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>その他の項目</p>	<p>その他運行において地方運輸局長が必要とする事項。</p>	<p>その他運行において地方運輸局長が必要とする事項。</p>	<p>その他の項目</p>
<p>別添4 運行の報告 (第10関係)</p>		<p>別添4 運行の報告 (第10関係)</p>	

1. 申請者名
2. 実証実験内容 (概要) 及び期間
3. 超小型モビリティの車名、型式及び台数
4. のべ利用者数
5. 事故等の有無
6. その他、地方運輸局長が必要と認められた事項

様式 運行実績表
(平成30年 月時点)

申請者名： _____
車名： _____、型式： _____

番号	車台番号	運行エリア	運行期間 (年 月 年 ~ 月)	走行時間 (約 時間)	走行距離 (単位 : 約 km)	使用者の所属・氏名	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

様式 運行実績表
(平成24年 月時点)

申請者名： _____
車名： _____、型式： _____

番号	車台番号	運行エリア	運行期間 (年 月 年 ~ 月)	走行時間 (約 時間)	走行距離 (単位 : 約 km)	使用者の所属・氏名	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

第6号様式（第11関係）超小型モビリティの予備認定申請書年 月 日地方運輸局長 殿申請者の氏名又は名称印住 所

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領第11の規定に基づき、超小型モビリティの予備認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号（又は製造番号）
- 5 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容（別添2による。）
- 6 認定を必要とする理由
- 7 省略する添付資料
- 8 予定運行実施体制書（第7号様式による）

（日本工業規格A列4番）備考

- (1) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (3) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。

別添

予定運行実施体制書

予備認定の申請に係る超小型モビリティの運行の実施体制につきましては、下記のとおり予定しております。

記

- 1 運行上の条件及び制限（運行地域及び運行計画）
- 2 使用者及び運転者に対する安全対策（使用者の管理、運転者の教育）
- 3 その他運行上の安全対策
- 4 その他必要な事項

申請者の氏名又は名称
住 所

印

（日本工業規格A列4番）

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第8号様式（第11関係）

超小型モビリティの予備認定書

番 号
年 月 日

殿

地方運輸局長

平成 年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティにつ
いては、超小型モビリティの認定要領第11の規定に基づき、予備認定
する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号（又は製造番号）
- 5 基準緩和する条項並びに条件又は制限

（日本工業規格A列4番）

第9号様式（第11関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

地方運輸局長

超小型モビリティの予備認定の通知について

標記について、超小型モビリティの予備認定を行ったので、超小型モビリティ予備認定書の写し及び申請書等の写しを添えて通知します。

第10号様式（第12関係）

超小型モビリティの一時的運行申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

印

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領第12の規定に基づき、超小型モビリティの一時的な運行の許可を受けた
いので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 一時的な運行の目的
- 6 一時的な運行の期間
- 7 一時的な運行の運行経路
- 8 一時的な運行における超小型モビリティの使用者

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第11号様式（第12関係）

超小型モビリティの一時的運行許可証

番 号
年 月 日

殿

地方運輸局長

平成 年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについて、一時的な運行を許可する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 一時的な運行を許可する期間
- 6 一時的な運行の運行経路

（注意事項）

認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがある。

（日本工業規格A列4番）

備考

運行の際には携帯すること。

第12号様式（第12関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

地方運輸局長

超小型モビリティの一時的運行許可の通知について

標記について、超小型モビリティの一時的な運行許可を行ったので、超小型モビリティ一時的運行許可書の写し及び申請書等の写しを添えて通知します。

参考 1 (第 4 第 1 項関係)

地方公共団体等了承証明書

年 月 日

地方運輸局長 殿

地方公共団体等の長の氏名 印

当地方公共団体等が下記の超小型モビリティの運行に関し、関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、超小型モビリティを運行の用に供することについて、了承したことを証明します。

記

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車体の形状
- 5 合意している場所

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

使用者特定証明書

弊社が製作・販売する超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領に基づき、下記のとおり使用者を特定したことを証明します。

記

- 1 特定した使用者
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車体の形状
- 5 車台番号 (又は製造番号)
- 6 使用者を特定した日
- 7 運行の地域
- 8 その他必要な事項

(申請者の) 氏名又は名称
住 所

印

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

運行の際には携帯すること。

軽自動車検査協会の自動車検査証の交付時等において提示すること。

参考3（第5第4項関係）

年 月 日

地方運輸局長 殿

証明者の氏名又は名称
住 所

印

超小型モビリティ証明書
（予備認定用）

弊社が製作・販売する車名、型式の
超小型モビリティについて、下記のとおり誓約します。

記

申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティの予備認定を
受けている超小型モビリティ（予備認定番号）と同じ型式
であって同一の構造及び性能を有する超小型モビリティです。

（日本工業規格A列4番）

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

参考4（第5第5項関係）

		<u>年 月 日</u>
<u>地方運輸局長 殿</u>		
<u>証明者の氏名又は名称</u>		<u>印</u>
<u>住 所</u>		
 <u>特定超小型モビリティ証明書</u> 		
<u>弊社が製作・販売する車名</u> 、 <u>型式</u> の		
<u>超小型モビリティについて、下記のとおり誓約します。</u>		
 記 		
<u>申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティ認定を受けて</u>		
<u>いる超小型モビリティ（認定番号</u> ） <u>と同じ型式であって同</u>		
<u>一の構造及び性能を有する超小型モビリティです。</u>		

（日本工業規格A列4番）

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

参考5 (別添1 関係)

年 月 日		
地方運輸局長 殿		
申請者の氏名又は名称 住 所	印	
誓 約 書		
使用する車名 _____、型式 _____、車台番号(又は製造番号) _____ の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第1項に基づく超小型モビリティの認定申請に際し、下記のとおり誓約します。		
(申請者と使用者が同一の場合)		
1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。		
2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他の関係法令を厳守します。		
3 1に違反した場合は、超小型モビリティ認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。		
4 事故時には、遅滞なく通報します。		
(申請者と使用者が異なる場合)		
当該超小型モビリティの使用者に対し、超小型モビリティ認定の趣旨について周知します。		
<u>(認定要領第4第1項(2)の者)</u>		
<u>使用者特定証明書を使用者に対して交付します。</u>		

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1)申請者は、地方公共団体の長又は地方公共団体が組織する協議会の長若しくは超小型モビリティの運行についてあらかじめ運行地域がある地方公共団体の長又は地方公共団体が組織する協議会の長の了承を得ている者とする。
- (2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3)車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号とする。
- (4)同一車名及び型式の超小型モビリティを複数台申請する場合は、「車台番号(又は製造番号)」を別紙に記載することが出来る。



平成 30 年 1 月 31 日
自動車局技術政策課

超小型モビリティの認定制度をより使いやすいものにします

－ 道路運送車両の保安基準第 55 条等に規定する告示等の一部改正について －

超小型モビリティの認定制度(※)については、これまで、申請者を地方公共団体等に限ってきましたが、今般、自動車メーカーをはじめとする地方公共団体以外の者からの申請も可能とする等の制度改正を行います。

※軽自動車よりも小さい乗車定員が 2 人程度の自動車（超小型モビリティ）について、運行及び車両に係る条件を付すことで、安全・環境性能が低下しない範囲で座席の取付け基準等、一部の基準を緩和し、公道走行を可能とする制度。



(超小型モビリティの例)

国土交通省では、超小型モビリティについて、道路運送車両法に基づく基準緩和制度を活用した認定制度を創設し、その開発・普及促進を図ってきたところです。

今般、当該改正によって、地方公共団体等だけではなく、自動車メーカー等が直接、基準緩和の申請をできるようになり、より多くの地域において公道走行が可能となります。

1. 告示等の主な改正項目(※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。)

(1) 道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示の一部改正

超小型モビリティについて適用しないこととする基準に、曇り防止装置（デフロスタ）の設置に係るものを追加するほか、所要の改正を行う。

(2) 超小型モビリティの認定要領（依命通達）の一部改正

これまでは、超小型モビリティの認定の申請ができる者を、超小型モビリティの運行に関して交通の安全と円滑を図るための措置を講ずる地方公共団体の長又は地方公共団体が組織した協議会の長に限っていたが、これらの者以外の者による申請も可能とすることとする(※)ほか、所要の改正を行う。

※ただし、申請者は、超小型モビリティの運行についてあらかじめ運行地域がある地方公共団体の長等の了承を得るものとする。

2. 公布・施行

公布: 1 月 31 日(本日)

施行: 1 月 31 日

問い合わせ先

自動車局 技術政策課: 衣本、齋藤

代表: 03-5253-8111(内線 42255)

直通: 03-5253-8591

FAX: 03-5253-1639

道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示の一部を改正する告示及び超小型モビリティの認定要領（依命通達）の一部を改正する通達について

1. 改正の背景

国土交通省では、軽自動車よりも小さい乗車定員が 2 人程度の自動車（超小型モビリティ）について、道路運送車両法に基づく基準緩和制度を活用した認定制度を平成 25 年 1 月に創設し、その開発・普及促進を図ってきたところである。

現行の認定制度の下では、超小型モビリティの運行に際し、高速道路等を運行しないことや地方公共団体等が交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること等の使用上の制限を付すことを前提に、当該車両に適用される保安基準の一部を緩和することにより、その公道走行が認められている。

今般、この認定制度について、今後の車両安全対策のあり方についてとりまとめた交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書（平成 28 年 6 月）において、手続きの柔軟性を高め、より超小型モビリティの普及を図るため、「見直しを行い、地方公共団体以外の者による申請を可能とする、実績のある車両の審査を合理化する等、より使いやすい制度としていくべきである。」との方向性が示された。

このことを踏まえ、より多くの地域において超小型モビリティが身近に利用される環境を整備すべく、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示の一部改正

超小型モビリティについて緩和することができる保安基準に、曇り防止装置（デフロスタ）の設置に係る基準を追加するほか、所要の改正を行う。

（2）超小型モビリティの認定要領（依命通達）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

○申請者要件の緩和

地方公共団体の長又は地方公共団体が組織した協議会の長以外の者による申請を可能とする。ただし、申請者は、超小型モビリティの運行についてあらかじめ運行地域がある地方公共団体の長等の了承を得るものとする。

○運行地域の柔軟運用

運行地域が複数の地方公共団体にまたがる場合、各地方公共団体の長等の了承を得た上で申請を行うことにより、当該各地方公共団体を運行地域に含めることができることとする。

○認定実績のある車両の審査の合理化

新たに認定を申請する超小型モビリティのうち、既に認定実績のある超小型モビリティと同一の構造を有し、交通の安全と円滑を図るために同様の措置を講ずるものについては、提出書類の簡略化など審査の合理化を図ることとする。

【参考】現行の認定制度の概要

○対象とする超小型モビリティ

- ・長さ、幅、高さが軽自動車の規格内である三・四輪自動車
- ・乗車定員 2 人以下（2 個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあつては、3 人以下）
- ・定格出力 8kW 以下（又は 125cc 以下）

○申請者

地方公共団体の長又は地方公共団体が組織した協議会の長

○認定時の保安基準の取扱い

使用上の制限を付すことにより、本来適用されるべき保安基準の一部を緩和

○認定後の措置

使用者に対する運行地域、安全対策等の事前説明 等

※現行の認定要領につきましては次のとおりです。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000043.html

3. スケジュール

公 布：平成 30 年 1 月 31 日

施 行：平成 30 年 1 月 31 日

(17) 自動車検査・登録手続きにかかる手数料の改定について

国自情第227号
国自整第299号
平成30年 2月 7日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長

整備課長

自動車検査・登録手続きにかかる手数料の改定について

平素より自動車行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)のより一層の利用拡大を図るため、OSSによる申請と従来の紙による申請の申請手数料を区分し、それぞれの事務処理に要する経費を踏まえた額とすることとし、本年1月26日、道路運送車両法関係手数料令(昭和26年政令第255号)が改正されたところです。(改定内容については別添参照)

新手数料については、本年4月1日から適用されますので、貴会におかれましては、傘下会員に対し、改定内容を周知頂くとともに自動車ユーザーに適切に説明がなされるようご協力をお願い致します。

また、あわせて今回の改定を機会にOSSによる申請が促進されるよう傘下会員に働きかけて頂くようご協力をお願い致します。

道路運送車両法関係手数料令改定概要

【対象手続】
新車新規検査登録、継続検査
 (完成検査終了証又は保安基準適合証の提出車両に限る)

		登録		検査		合計	
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
新車新規 検査登録	非OSS	700円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円
	OSS		500円		1,000円		1,500円
継続検査 (※)	非OSS			1,100円	1,200円	1,100円	1,200円
	OSS				1,000円		1,000円

※ 継続検査については、1年（平成31年3月31日まで）の経過措置として、必要書面の一部（保安基準適合証）を電子化した場合には現行の1,100円のまま料金を据え置きます。

※※今般の改定は登録自動車のみが対象です。検査対象の軽自動車、二輪の小型自動車及び限定保安基準適合証提出に係る検査手数料に変更はございません。

(18) 「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」の一部改正について

国自整第322号の2
平成30年3月2日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」の一部改正に
ついて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局
運輸部長あて通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方
お願い致します。

国自整第322号
平成30年3月2日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」の一部改正について

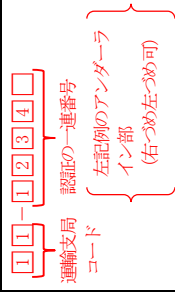
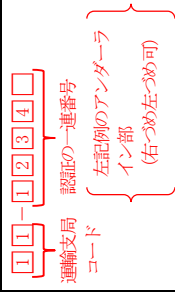
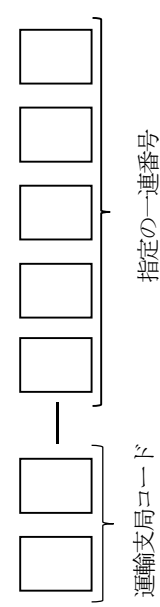
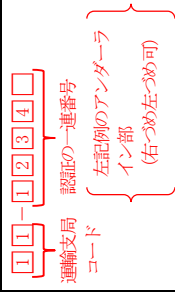
従来より、点検整備を実施した事業場の特定を容易にするため、これまでも指定自動車整備事業場は申請書に指定一連番号を記入のうえ検査申請しているところであるが、平成30年4月から、その他の自動車分解整備事業場においても同様に、認証一連番号を申請書に記入可能とし、同年6月からは、全ての自動車分解整備事業場に対して記入を求めることとしたことから、「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」（平成16年9月30日付け、国自整第93号、国自技第122号）を別紙新旧対照表のとおり一部改正したので、了知されるとともに、関係者に周知徹底を図られたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」（平成16年9月30日付け国自整第93号、国自技第122号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>継続検査等申請書への整備工場コードの記入について</p> <p>街頭検査等において、車両の点検整備の実施状況が調査される機会が増大していること等から、点検整備を実施した<u>自動車分解整備事業場又は指定自動車整備事業場</u>（以下「<u>自動車整備事業場</u>」という。）を容易に特定することができるようにするため、平成30年6月以降、新規検査若しくは予備検査（<u>道路運送車両法</u>（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第94条の5第7項の適用を受ける自動車に限る。）又は継続検査を申請する場合（<u>軽自動車にあっては法第94条の5第1項に基づく保安基準適合証が交付された自動車</u>に限る。）又は継続検査を申請する場合（<u>軽自動車にあっては法第94条の5第1項に基づく保安基準適合証が交付された自動車</u>に限る。）及び自動車整備事業場の<u>認定又は指定の一連要領</u>により申請書の整備工場コード欄に運輸支局コード及び自動車整備事業場の認定番号（以下「整備工場コード」という。）の記入が申請の際に必要となる旨貴局管内の自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し周知徹底を図られたい。</p>	<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>継続検査等申請書への整備工場コードの記入について</p> <p>街頭検査等において、車両の点検整備の実施状況が調査される機会が増大していること等から、点検整備を実施した<u>指定自動車整備工場</u>を容易に特定することができるようにするため、<u>道路運送車両法</u>（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第94条の5第1項に基づく<u>保安基準適合証が交付された自動車</u>（<u>軽自動車を除く。</u>）について、平成17年1月以降、新規検査若しくは予備検査（法第94条の5第7項の適用を受ける自動車に限る。）又は継続検査を申請する場合には、別添「整備工場コード記入要領」により申請書の整備工場コード欄に運輸支局コード及び指定自動車整備事業場の指定一連番号（以下「整備工場コード」という。）を記入のうえ申請されているところである。</p> <p>また、軽自動車についても、「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」（平成20年国土交通省令第76号）により「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」（昭和45年運輸省令第8号）の一部を改正し、継続検査等の申請書に整備工場コード欄を設け、平成21年1月1日から施行することとしたところである。</p> <p>ついては、平成21年1月以降継続検査等を申請する軽自動車についても、別添「整備工場コード記入要領」により申請書の整備工場コード欄に整備工場コードを記入のうえ申請するよう貴局管内の指定自動車整備事業者に対し周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、軽自動車における旧様式の継続検査等申請書は、平成21年1月以降使用できなくなるので、平成20年12月末までに使いきるよう併せて周知徹底願います。</p>

別添	新	旧																
<p>別添</p> <p>整備工場コード記入要領</p> <p>1. 整備工場コードの構成</p>  <p>運輸支局コード 指定の一連番号</p> <p>運輸支局コード：指定自動車整備事業場の所在地を管轄する運輸支局のコード</p> <p>指定の一連番号：指定自動車整備事業の指定を受けた事業場に付される指定番号中の通し番号</p> <p>(新設)</p>	<p>別添</p> <p>整備工場コード記入要領</p> <p>1. 整備工場コードの構成</p>  <p>運輸支局コード 認証の一連番号 又は 指定の一連番号</p> <p>運輸支局コード：<u>自動車分解整備事業場又は指定自動車整備事業場の所在地を管轄する運輸支局のコード</u></p> <p>認証の一連番号：<u>自動車分解整備事業の認証を受けた事業場に付される認証番号中の番号（分類番号含む）</u></p> <p>指定の一連番号：指定自動車整備事業の指定を受けた事業場に付される指定番号中の通し番号</p> <p>2. 整備工場コードの記入例（現車を提示して受検する場合）</p> <table border="1" data-bbox="957 1120 1420 2083"> <thead> <tr> <th>運輸支局名</th> <th>運輸支局コード</th> <th>運輸局認証番号の例</th> <th>整備工場コード欄への記入例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">札幌</td> <td rowspan="3">1 1</td> <td>1 - <u>1 2 3 4</u></td> <td rowspan="3">  </td> </tr> <tr> <td>1 1 - <u>1 2 3 4</u></td> </tr> <tr> <td>1 2 - <u>1 2 3 4</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">函館</td> <td rowspan="3">1 2</td> <td>2 - <u>1 2 3 4</u></td> <td rowspan="3">1 2 - 1 2 3 4</td> </tr> <tr> <td>2 1 - <u>1 2 3 4</u></td> </tr> <tr> <td>2 2 - <u>1 2 3 4</u></td> </tr> </tbody> </table>	運輸支局名	運輸支局コード	運輸局認証番号の例	整備工場コード欄への記入例	札幌	1 1	1 - <u>1 2 3 4</u>		1 1 - <u>1 2 3 4</u>	1 2 - <u>1 2 3 4</u>	函館	1 2	2 - <u>1 2 3 4</u>	1 2 - 1 2 3 4	2 1 - <u>1 2 3 4</u>	2 2 - <u>1 2 3 4</u>	<p>別添</p> <p>整備工場コード記入要領</p> <p>1. 整備工場コードの構成</p>  <p>運輸支局コード 指定の一連番号</p> <p>運輸支局コード：指定自動車整備事業場の所在地を管轄する運輸支局のコード</p> <p>指定の一連番号：指定自動車整備事業の指定を受けた事業場に付される指定番号中の通し番号</p> <p>(新設)</p>
運輸支局名	運輸支局コード	運輸局認証番号の例	整備工場コード欄への記入例															
札幌	1 1	1 - <u>1 2 3 4</u>																
		1 1 - <u>1 2 3 4</u>																
		1 2 - <u>1 2 3 4</u>																
函館	1 2	2 - <u>1 2 3 4</u>	1 2 - 1 2 3 4															
		2 1 - <u>1 2 3 4</u>																
		2 2 - <u>1 2 3 4</u>																

旧

新

室蘭	1 3	3- <u>1 2 3 4</u> 31- <u>1 2 3 4</u> 32- <u>1 2 3 4</u>	<u>1 3</u> - <u>1 2 3 4</u>
帯広	1 4	5- <u>1 2 3 4</u> 51- <u>1 2 3 4</u> 52- <u>1 2 3 4</u>	<u>1 4</u> - <u>1 2 3 4</u>
釧路	1 5	6- <u>1 2 3 4</u> 61- <u>1 2 3 4</u> 62- <u>1 2 3 4</u>	<u>1 5</u> - <u>1 2 3 4</u>
北見	1 6	7- <u>1 2 3 4</u> 71- <u>1 2 3 4</u> 72- <u>1 2 3 4</u>	<u>1 6</u> - <u>1 2 3 4</u>
旭川	1 7	4- <u>1 2 3 4</u> 41- <u>1 2 3 4</u> 42- <u>1 2 3 4</u>	<u>1 7</u> - <u>1 2 3 4</u>
宮城	2 1	3- <u>1 2 3 4</u>	<u>2 1</u> - <u>1 2 3 4</u>
福島	2 2	4- <u>1 2 3 4</u>	<u>2 2</u> - <u>1 2 3 4</u>
岩手	2 3	2- <u>1 2 3 4</u>	<u>2 3</u> - <u>1 2 3 4</u>
青森	2 4	1- <u>1 2 3 4</u>	<u>2 4</u> - <u>1 2 3 4</u>
山形	3 3	<u>1 2 3 4 5</u> 5- <u>1 2 3 4 5</u>	<u>3 3</u> - <u>1 2 3 4 5</u>
秋田	3 4	<u>1 2 3 4 5</u> 6- <u>1 2 3 4 5</u>	<u>3 4</u> - <u>1 2 3 4 5</u>
東京	4 1	1- <u>1 2 3 4</u>	<u>4 1</u> - <u>1 2 3 4</u>
神奈川	4 2	2- <u>1 2 3 4</u>	<u>4 2</u> - <u>1 2 3 4</u>
千葉	4 3	3- <u>1 2 3 4</u>	<u>4 3</u> - <u>1 2 3 4</u>

旧

新

埼玉	44	4- <u>1234</u>	<u>44</u> - <u>1234</u>
茨城	45	5- <u>1234</u>	<u>45</u> - <u>1234</u>
群馬	46	7- <u>1234</u>	<u>46</u> - <u>1234</u>
栃木	47	6- <u>1234</u>	<u>47</u> - <u>1234</u>
山梨	48	8- <u>1234</u>	<u>48</u> - <u>1234</u>
新潟	31	<u>1234</u> 新証証第 <u>123</u> 号	<u>31</u> - <u>1234</u> <u>31</u> - <u>90123</u>
長野	32	<u>1234</u> 長証証第 <u>123</u> 号	<u>32</u> - <u>1234</u> <u>32</u> - <u>90123</u>
石川	56	石第 <u>1234</u> 号 石証証第 <u>123</u> 号	<u>56</u> - <u>1234</u> <u>56</u> - <u>90123</u>
富山	57	富第 <u>1234</u> 号 富証証第 <u>123</u> 号	<u>57</u> - <u>1234</u> <u>57</u> - <u>90123</u>
愛知	51	愛第 <u>1234</u> 号	<u>51</u> - <u>1234</u>
静岡	52	静第 <u>1234</u> 号	<u>52</u> - <u>1234</u>
岐阜	53	岐第 <u>1234</u> 号	<u>53</u> - <u>1234</u>
三重	54	三第 <u>1234</u> 号	<u>54</u> - <u>1234</u>
福井	55	福第 <u>1234</u> 号	<u>55</u> - <u>1234</u>
大阪	61	大陸整認大第 <u>1234</u> 号 近運整認大第 <u>1234</u> 号	<u>61</u> - <u>1234</u> <u>61</u> - <u>1234</u>
京都	62	大陸整認京第 <u>1234</u> 号 近運整認京第 <u>1234</u> 号	<u>62</u> - <u>1234</u> <u>62</u> - <u>1234</u>
兵庫	63	大陸整認兵第 <u>1234</u> 号 近運整認兵第 <u>1234</u> 号	<u>63</u> - <u>1234</u> <u>63</u> - <u>1234</u>
滋賀	64	大陸整認滋第 <u>1234</u> 号 近運整認滋第 <u>1234</u> 号	<u>64</u> - <u>1234</u> <u>64</u> - <u>1234</u>

旧

新

奈良	6 5	大陸整認奈第 <u>1 2 3 4</u> 号 近運整認奈第 <u>1 2 3 4</u> 号	<u>6 5</u> - <u>1 2 3 4</u>
和歌山	6 6	大陸整認和第 <u>1 2 3 4</u> 号 近運整認和第 <u>1 2 3 4</u> 号	<u>6 6</u> - <u>1 2 3 4</u>
広島	7 1	<u>1 H</u> - <u>1 2 3 4</u> <u>2 H</u> - <u>1 2 3</u> <u>3 H</u> - <u>1 2</u> <u>4 H</u> - <u>1</u>	<u>7 1</u> - <u>1 1 2 3 4</u> <u>7 1</u> - <u>2 0 1 2 3</u> <u>7 1</u> - <u>3 0 0 1 2</u> <u>7 1</u> - <u>4 0 0 0 1</u>
鳥取	7 2	<u>1 T</u> - <u>1 2 3 4</u> <u>2 T</u> - <u>1 2 3</u> <u>3 T</u> - <u>1 2</u> <u>4 T</u> - <u>1</u>	<u>7 2</u> - <u>1 1 2 3 4</u> <u>7 2</u> - <u>2 0 1 2 3</u> <u>7 2</u> - <u>3 0 0 1 2</u> <u>7 2</u> - <u>4 0 0 0 1</u>
島根	7 3	<u>1 S</u> - <u>1 2 3 4</u> <u>2 S</u> - <u>1 2 3</u> <u>3 S</u> - <u>1 2</u> <u>4 S</u> - <u>1</u>	<u>7 3</u> - <u>1 1 2 3 4</u> <u>7 3</u> - <u>2 0 1 2 3</u> <u>7 3</u> - <u>3 0 0 1 2</u> <u>7 3</u> - <u>4 0 0 0 1</u>
岡山	7 4	<u>1 O</u> - <u>1 2 3 4</u> <u>2 O</u> - <u>1 2 3</u> <u>3 O</u> - <u>1 2</u> <u>4 O</u> - <u>1</u>	<u>7 4</u> - <u>1 1 2 3 4</u> <u>7 4</u> - <u>2 0 1 2 3</u> <u>7 4</u> - <u>3 0 0 1 2</u> <u>7 4</u> - <u>4 0 0 0 1</u>
山口	7 5	<u>1 Y</u> - <u>1 2 3 4</u> <u>2 Y</u> - <u>1 2 3</u> <u>3 Y</u> - <u>1 2</u> <u>4 Y</u> - <u>1</u>	<u>7 5</u> - <u>1 1 2 3 4</u> <u>7 5</u> - <u>2 0 1 2 3</u> <u>7 5</u> - <u>3 0 0 1 2</u> <u>7 5</u> - <u>4 0 0 0 1</u>
香川	8 1	四運証第 <u>5 0</u> - <u>1 2 3 4</u> 号	<u>8 1</u> - <u>1 2 3 4</u>
徳島	8 2	四運証第 <u>6 0</u> - <u>1 2 3 4</u> 号	<u>8 2</u> - <u>1 2 3 4</u>
愛媛	8 3	四運証第 <u>7 0</u> - <u>1 2 3 4</u> 号	<u>8 3</u> - <u>1 2 3 4</u>

新

高知	8 4	四連証第 8 0 - <u>1 2 3 4</u> 号	8 4 - 1 2 3 4 □
福岡	9 1	1 - <u>1 2 3 4</u>	9 1 - 1 2 3 4 □
佐賀	9 2	2 - <u>1 2 3 4</u>	9 2 - 1 2 3 4 □
長崎	9 3	3 - <u>1 2 3 4</u>	9 3 - 1 2 3 4 □
熊本	9 4	4 - <u>1 2 3 4</u>	9 4 - 1 2 3 4 □
大分	9 5	5 - <u>1 2 3 4</u>	9 5 - 1 2 3 4 □
宮崎	9 6	6 - <u>1 2 3 4</u>	9 6 - 1 2 3 4 □
鹿児島	9 7	7 - <u>1 2 3 4</u>	9 7 - 1 2 3 4 □
沖縄	9 9	<u>1 2 3 4</u>	9 9 - 1 2 3 4 □

3. 整備工場コードの記入例 (保安基準適合証により現車の提示を省略して受検する場合)

運輸支局名	運輸支局コード	運輸局指定番号の例	整備工場コード欄への記入例								
札幌	1 1	第 1 - <u>1 2 3 4</u> 号	<table border="0"> <tr> <td>1 1 - 1 2 3 4 □</td> <td rowspan="7"> 運輸支局コード 指定の一覧番号 { 左記例のアンダーライン部 (右つめ左つめ可) } </td> </tr> <tr> <td>1 2</td> </tr> <tr> <td>1 3</td> </tr> <tr> <td>1 4</td> </tr> <tr> <td>1 5</td> </tr> <tr> <td>1 6</td> </tr> <tr> <td>1 7</td> </tr> </table>	1 1 - 1 2 3 4 □	運輸支局コード 指定の一覧番号 { 左記例のアンダーライン部 (右つめ左つめ可) }	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
1 1 - 1 2 3 4 □	運輸支局コード 指定の一覧番号 { 左記例のアンダーライン部 (右つめ左つめ可) }										
1 2											
1 3											
1 4											
1 5											
1 6											
1 7											
函館	1 2										
室蘭	1 3										
帯広	1 4										
釧路	1 5										
北見	1 6										
旭川	1 7										
宮城	2 1	東北整指第 1 - <u>1 2 3 4</u> 号	<table border="0"> <tr> <td>2 4 - 1 2 3 4 □</td> </tr> <tr> <td>2 1 - 1 2 3 4 □</td> </tr> <tr> <td>2 2 - 1 2 3 4 □</td> </tr> <tr> <td>2 3 - 1 2 3 4 □</td> </tr> </table>	2 4 - 1 2 3 4 □	2 1 - 1 2 3 4 □	2 2 - 1 2 3 4 □	2 3 - 1 2 3 4 □				
2 4 - 1 2 3 4 □											
2 1 - 1 2 3 4 □											
2 2 - 1 2 3 4 □											
2 3 - 1 2 3 4 □											
福島	2 2	仙陸指第 3 - <u>1 2 3 4</u> 号									
岩手	2 3	仙指 第 4 - <u>1 2 3 4</u> 号									
青森	2 4										
山形	3 3	東北整指第 5 - <u>1 2 3 4</u> 号	<table border="0"> <tr> <td>3 3 - 1 2 3 4 □</td> </tr> <tr> <td>3 4 - 8 1 2 3 □</td> </tr> </table>	3 3 - 1 2 3 4 □	3 4 - 8 1 2 3 □						
3 3 - 1 2 3 4 □											
3 4 - 8 1 2 3 □											
秋田	3 4	<u>8 1 2 3</u>									

旧

2. 整備工場コードの記入例

運輸支局名	運輸支局コード	運輸局指定番号の例	整備工場コード欄への記入例								
札幌	1 1	第 1 - <u>1 2 3 4</u> 号	<table border="0"> <tr> <td>1 1 - 1 2 3 4 □</td> <td rowspan="7"> 運輸支局コード 指定の一覧番号 { 左記例のアンダーライン部 (右つめ左つめ可) } </td> </tr> <tr> <td>1 2</td> </tr> <tr> <td>1 3</td> </tr> <tr> <td>1 4</td> </tr> <tr> <td>1 5</td> </tr> <tr> <td>1 6</td> </tr> <tr> <td>1 7</td> </tr> </table>	1 1 - 1 2 3 4 □	運輸支局コード 指定の一覧番号 { 左記例のアンダーライン部 (右つめ左つめ可) }	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
1 1 - 1 2 3 4 □	運輸支局コード 指定の一覧番号 { 左記例のアンダーライン部 (右つめ左つめ可) }										
1 2											
1 3											
1 4											
1 5											
1 6											
1 7											
函館	1 2										
室蘭	1 3										
帯広	1 4										
釧路	1 5										
北見	1 6										
旭川	1 7										
宮城	2 1	東北整指第 1 - <u>1 2 3 4</u> 号	<table border="0"> <tr> <td>2 4 - 1 2 3 4 □</td> </tr> <tr> <td>2 1 - 1 2 3 4 □</td> </tr> <tr> <td>2 2 - 1 2 3 4 □</td> </tr> <tr> <td>2 3 - 1 2 3 4 □</td> </tr> </table>	2 4 - 1 2 3 4 □	2 1 - 1 2 3 4 □	2 2 - 1 2 3 4 □	2 3 - 1 2 3 4 □				
2 4 - 1 2 3 4 □											
2 1 - 1 2 3 4 □											
2 2 - 1 2 3 4 □											
2 3 - 1 2 3 4 □											
福島	2 2	仙陸指第 3 - <u>1 2 3 4</u> 号									
岩手	2 3	仙指 第 4 - <u>1 2 3 4</u> 号									
青森	2 4										
山形	3 3	東北整指第 5 - <u>1 2 3 4</u> 号	<table border="0"> <tr> <td>3 3 - 1 2 3 4 □</td> </tr> <tr> <td>3 4 - 8 1 2 3 □</td> </tr> </table>	3 3 - 1 2 3 4 □	3 4 - 8 1 2 3 □						
3 3 - 1 2 3 4 □											
3 4 - 8 1 2 3 □											
秋田	3 4	<u>第 8 1 2 3 号</u>									

新

東京	41	関東指第1-1234号	41-1234
神奈川	42	関東特指第4-1234号	44-1234
千葉	43	東指第6-1234号	47-1234
埼玉	44		
茨城	45		
群馬	46		
栃木	47		
山梨	48		
新潟	31	北信指第11234号	31-11234
長野	32	6123	32-6123
石川	56	北信指第41234号 中指第1234号 名指第1234号	56-41234 56-1234 57-1234
富山	57		
愛知	51	中指第1234号	51-1234
静岡	52	名指第1234号	53-1234
岐阜	53		
三重	54		
福井	55		
大阪	61	近指大第1234A号	61-1234
京都	62	大指奈第1234A号	65-1234
兵庫	63		
滋賀	64		
奈良	65		
和歌山	66		

旧

東京	41	関東指第1-1234号	41-1234
神奈川	42	関東特指第4-1234号	44-1234
千葉	43	東指第6-1234号	47-1234
埼玉	44		
茨城	45		
群馬	46		
栃木	47		
山梨	48		
新潟	31	北信指第11234号	31-11234
長野	32	第6123号	32-6123
石川	56	北信指第41234号 中指第1234号 名指第1234号	56-41234 56-1234 57-1234
富山	57		
愛知	51	中指第1234号	51-1234
静岡	52	名指第1234号	53-1234
岐阜	53		
三重	54		
福井	55		
大阪	61	近指大第1234A号	61-1234
京都	62	大指奈第1234A号	65-1234
兵庫	63		
滋賀	64		
奈良	65		
和歌山	66		

新		旧	
広島	71	広島 <u>1234-1234-D</u>	71-1234
鳥取	72	1 <u>1234-12345</u>	71-1234
島根	73	島根 678D	74-1234
岡山	74	岡 <u>1234-12345</u>	岡 1234-12345
山口	75	山口 678D	678D
香川	81	四運指第 <u>1234号</u>	81-1234
徳島	82	高陸指第 <u>1234号</u>	83-1234
愛媛	83		
高知	84		
福岡	91	福- <u>1234</u>	91-1234
佐賀	92		
長崎	93		
熊本	94		
大分	95		
宮崎	96		
鹿児島	97		
沖縄	99	沖指第 <u>1234号</u>	99-1234

(19)「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国自技第245号の3

国自整第346号の3

平成30年3月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

国自技第 2 4 5 号
国自整第 3 4 6 号
平成 3 0 年 3 月 2 8 日

北海道運輸局長 殿
(各地方運輸局長殿等に通知)

自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自動車第 880 号）別添自動車検査業務等実施要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部改正について 新旧対照表
 昭和36年11月25日付け自車第880号
 改正 平成30年3月28日付け 国自技第245号、国自整第346号

新	旧
<p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 職権による打刻等 (略)</p> <p>第3章 自動車の検査 (事務関係)</p> <p>3-1~3-2 (略)</p> <p>3-2 (申請書の受理)</p> <p>3-2-1</p> <p>(1) 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p>(2) 申請書の受理にあたっては、番号札、クリップ、クリアファイル又は申請袋の使用等により、他の申請者の申請書及び添付書類が混入していないことを確認して行うものとする。</p> <p>3-2-2~3-2-5-1 (略)</p> <p>3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車に予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合、消印の押印作業の一部又は全部は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができる。</p>	<p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 職権による打刻等 (略)</p> <p>第3章 自動車の検査 (事務関係)</p> <p>3-1~3-2 (略)</p> <p>3-2 (申請書の受理)</p> <p>3-2-1 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>3-2-2~3-2-5-1 (略)</p> <p>3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続きにより検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができる。</p>

できるものとする。

3-2-5-3~3-2-8 (略)

3-3 (審査依頼)

3-3-1 申請書及び添付書類に不備がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書(自動車検査票(様式1)、以下「検査票1」という。)を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3-2-5-2により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。

3-3-2 自動車機構に対し審査依頼する場合は、申請書及び添付書類を審査依頼書に添付して行うものとする。この場合において、検査票1及び自動車検査票(様式2)(以下「検査票2」という。)の登録番号又は車両番号欄、原動機の型式欄及び車台番号欄については、原則として申請者に対し、ポールペン等容易に消すことを用いて記載するよう依頼するものとする。

この場合において、審査結果の通知が書面による場合は、走行距離計の表示値については検査票1の備考欄に走行距離計の表示値100km未満の端数を切り捨てて記載するよう依頼するものとする。

なお、自動車検査受付装置により出力され、登録番号、車台番号等が訂正されていない自動車検査票やカーボン紙により複写された自動車検査票等ではなく、検査票1に直接ポールペン等により車台番号が記載されている自動車検査票の場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか、又は、検査票1の欄外等に車台番号の下三桁を容易に消すことができないポールペン等で記載するものとする。

また、貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車の新規検査、構造等変更検査又は予備検査の申請の際には、検査票2の備考欄へ燃料タンクの個数及び容量を申請者に記載させるものとする。

3-4-1~3-4-3 (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 「改造自動車等の取扱いについて」(平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。)に定める改造自動車(4)、(5)、(8)及び(9)ただし書の

3-2-5-3~3-2-8 (略)

3-3 (審査依頼)

3-3-1 申請書及び添付書類に不備がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書(自動車検査票(様式1)、以下「検査票1」という。)を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続きにより検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼が行われたものとする。

3-3-2 自動車機構に対し審査依頼を行う場合は、申請書及び添付書類を審査依頼書に添付して行うものとする。この場合において、検査票1及び自動車検査票(様式2)(以下「検査票2」という。)の登録番号又は車両番号欄、原動機の型式欄、車台番号欄及び走行距離計表示値欄については、原則として申請者に対し、ポールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するよう依頼するものとする。

この場合において、走行距離計の表示値については走行距離計の表示値の100km未満の端数を切り捨てて記載するよう依頼するものとする。

なお、カーボン紙による複写等ではなく、検査票1に直接ポールペン等により車台番号が記載されている場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか、又は、検査票1の欄外等に車台番号の下三桁を容易に消すことができないポールペン等で記載するものとする。

また、貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車の新規検査、構造等変更検査又は予備検査の申請の際には、検査票2の備考欄へ燃料タンクの個数及び容量を申請者に記載させるものとする。

3-4-1~3-4-3 (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 「改造自動車等の取扱いについて」(平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。)に定める改造自動車(7)及び(8)ただし書の自動車並び

自動車並びに「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成 10 年 3 月 23 日自技第 60 号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあっては、改造前の車名及び改造後の型式（改造後の型式に「改」と付記したものとす）。

(7) ～(8) (略)

(9) 前 8 号以外の自動車にあっては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」

3-4-5～3-4-15 (略)

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「」（1 字空白）でつないでいるものは代替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

3-4-17～3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車 1. ～30. (略)	記載されるべき趣旨	記載例
31. 平成 17 年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数の測定するもの及び平成 26 年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車で排出ガス規制の識別記号のないもの	オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨	オパシメータ測定

32. ～40. (略)

に「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成 10 年 3 月 23 日自技第 60 号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあっては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとす）。

(7) ～(8) (略)

(9) 前 6 号以外の自動車にあっては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」

3-4-5～3-4-15 (略)

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。

3-4-17～3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車 1. ～30. (略)	記載されるべき趣旨	記載例
31. 平成 17 年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数の測定するもの	オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨	オパシメータ測定

32. ～40. (略)

<p>3-4-21 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。</p> <p>なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第5項、第100条第8項若しくは第10項若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号、<u>第3号第17項第1号若しくは2号</u>、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、第177条第4項第3号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第11項第1号若しくは第13項に該当するようになつた場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 保安基準第18条第5項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第5項への適合性の判定を行つていない自動車</p> <p>「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、<u>ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行つていません。</u>」</p> <p><u>(9) 保安基準第18条第6項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第6項への適合性の判定を行つていない自動車</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p>	<p>3-4-21 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。</p> <p>なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(8)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第5項、第100条第8項若しくは第10項第1号、<u>若しくは第2号若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号若しくは第2号、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、第177条第4項第3号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第11項に該当するようになつた場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 保安基準第18条第5項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第5項への適合性の判定を行つていない自動車</p> <p>「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、<u>歩行者頭部保護及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行つていません。</u>」</p> <p><u>(9)～(11) (略)</u></p>	<p>3-4-22～3-4-23 (略)</p> <p>3-4-24 継続検査の申請があつた自動車について、当該自動車の自動車検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を次のとおり記載するものとする。</p> <p>(1) <u>(略)</u></p> <p>(2) 自動車機構に対し審査依頼した自動車 (表略)</p> <p>3-4-25～3-6 (略)</p>	<p>3-4-22～3-4-23 (略)</p> <p>3-4-24 継続検査の申請があつた自動車について、当該自動車の自動車検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を次のとおり記載するものとする。</p> <p>(1) <u>(略)</u></p> <p>(2) 自動車機構に対し審査依頼を行つた自動車 (表略)</p> <p>3-4-25～3-6 (略)</p>
---	--	---	---

<p>3-7 (検査証交付等)</p> <p>3-7-1 自動車検査証又は自動車予備検査証の交付又は返付(以下「返付等」とする。)</p> <p>(1) 自動車検査証又は自動車予備検査証の審査結果通知があった場合は、自動車検査証又は自動車予備検査証を返付等する。</p> <p>この場合において審査結果の通知が電磁的な方法により届いていない場合には、自動車機構に照会するものとする。</p> <p>なお、審査結果の通知が書面による場合には、当該書面に記載された審査結果を確認することとし、自動車検査証又は自動車予備検査証の記載内容の走行距離計表示値については、当該書面の備考欄に記載された走行距離計の表示値と照会するものとする。</p> <p>(2) 自動車検査証又は自動車予備検査証の返付等は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照会を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。</p> <p>この場合、検査証又は予備検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを申請者に確認するよう促したうえで返付等を行うものとする。</p> <p>(3) 申請者が不在により返付等が行えないときは、返付等を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は予備検査証の記載内容が目につかないよう保管しておくものとする。</p>	<p>3-7-2~3-7-7 (略)</p> <p>3-7-8 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の返付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づき放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の返付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。</p> <p>なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>3-7-9 (略)</p> <p>3-8 (限定検査証交付等)</p> <p>3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。</p>
<p>3-7-2~3-7-7 (略)</p>	<p>3-7-8 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の交付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づき放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の交付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。</p> <p>なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。</p>
<p>3-7-9 (略)</p>	<p>3-7-9 (略)</p>
<p>3-8 (限定検査証交付等)</p> <p>3-8-1 自動車機構から「不適合」の審査結果通知があったときは、法第71条の2</p>	<p>3-8 (限定検査証交付等)</p> <p>3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。</p>

<p>(1) 自動車機構から「不適合」の審査結果通知があったときは、法第71条の2第1項の規定による限定検査証を交付するものとする。この場合において、限定検査証の有効期間の起算日は、自動車機構が審査結果の通知を行った日とする。</p> <p>(2) 限定検査証の交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。</p> <p>この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで交付を行う。</p> <p>(3) 申請者が不在により交付が行えないときは、交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で限定検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。</p>	<p>第1項の規定による限定検査証を交付するものとする。この場合において、限定検査証の有効期間の起算日は、自動車機構が審査結果の通知を行った日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>3-8-2~3-8-3 (略)</p> <p>3-8-4 限定検査証の再交付は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 再交付する限定検査証（その1）の備考欄に再交付の旨を記載するものとする。</p> <p>(2) 限定検査証の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。</p> <p>この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。</p> <p>(3) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で限定検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。</p>	<p>3-8-2~3-8-3 (略)</p> <p>3-8-4 限定検査証を再交付するときは、再交付する限定検査証（その1）の備考欄に再交付の旨を記載するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>3-8-5~3-8-6 (略)</p> <p>3-9 (検査標章の交付等)</p> <p>3-9-1~3-9-3 (略)</p> <p>3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 検査標章の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。</p> <p>この場合、検査証の有効期間の満了する日又は限定検査証の備考欄に記載さ</p>	<p>3-8-5~3-8-6 (略)</p> <p>3-9 (検査標章の交付等)</p> <p>3-9-1~3-9-3 (略)</p> <p>3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

れている「申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日」と検査標章の内容が相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(5) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は限定検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-9-5~3-15 (略)

第4章~第6章 (略)

別表第1~第1号様式 (略)

(新設)

3-9-5~3-15 (略)

第4章~第6章 (略)

別表第1~第1号様式 (略)

自動車検査票 1

(様式1)

審査依頼書		独立行政法人自動車技術総合機構		検査部 検査事務所		検査手数料納付書	
検査の種類		継続検査・新規検査・構造等変更検査・予備検査					
登録番号 又は車両番号		原動機型式		車台番号			
保安基準に適合しない部分							
01	長さ、幅、高さ、車両重量、定尺、その他	05 乗降口、車室、座席、通路、非常口、保護仕切機、開閉、室内灯、インストルメントパネル、シートベルト、ヘッドレスト、燃焼性、その他	09 個別表示、施設装置、ハンドル、かじ取りホーク、キヤブックス、パワーステアリング、セクターシャフト、ピットマンアーム、ドラグリンク、リレーロッド、タイロッド、ナックルアーム、アイドラーアーム(ダストブロー)、キングピン、その他	12 燃料タンク、配管、継手、燃料ポンプ、キヤブレッタ、燃料噴射装置、LPG燃料装置/CNG燃料装置(ガス容器、車室との気密/隔壁)、その他	13 配線、バツテリ、発電、充電装置、点火装置、高圧コード、端子、その他		
02 同一性		06 反射器(前部、後部、大型専用、側方)、警告器、運行記録計、消火器、非常信号用具、窓ガラス(着色フィルム等)、サンバイザー、ワイパー、ウオッシュ、デフロスタ、後视镜、アンダミラ、サイドアンダミラ、計器類、警報装置、警光灯、サレン、その他	10 緑 黄 装置	14 騒音防止装置、消音器、排気管(吸塵部、取付ブラケット)、排気ガス発塵防止装置(触媒装置、EGR装置、二次空気供給装置、O ₂ センサー、フローバイパス装置、キャエヌスター)、熱害対策装置(逆熱板、温度センサー、警報装置、処置ラベル)、その他			
03 原動機		07 前照灯、前部警灯、車輪灯、前部上側端灯、番号灯、尾灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、後進灯、側方灯、非常点滅表示灯、方向指示器(節面、側面、後面)、補助方向指示器、速度表示装置、側方照射灯、後部露灯、黄色回転灯、制限灯火、禁止灯火、その他	11 走行装置	15 内圧容器(導管、ドレインコック)、附属装置、コーションラベル、証明書類(移動タンク設置許可証、タンク証明書、緊急自動車指定申請に関する書類、道路維持作業指定申請に関する書類)、その他			
04 車体		08 プレーキペダル、ブレーキレバー、ラチェット、ホース、パイプ、ロッド、グループ、マスタリンク、ホイールリング、ディスクキヤリバ、倍力装置、センタブレーキ、エアブレーキ(チャムパー、エア充填装置)、ABS装置、リザーバタンク装置、その他					
05 車体							
[不具合状況] 汚損、損傷、破損、折損、劣化、腐耗、歪み、がた、緩み、遊び、脱落、亀裂、腐食、傾き、取付不良、接触、接触不良、接触、接触、点滅回数、灯色、光度、向き、変形、油濡れ、液濡れ、水濡れ、ガス・エア濡れ、液量、灯火不具合(切換、調整、不点灯、取付位置、灯器損傷、点滅回数、灯色、光度、向き)、寸法不足、その他		[その他の審査項目] 車名、型式、番号標板(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(自家用/事業用、貸渡、制限車両、タンク番号)、自重計、自重計適合証					
[備考欄]		納税証 重量税 申請書		納税証 手数料 記録簿		審査結果通知書 適合 不適合 審査中断	
審査結果通知書		運輸支局 殿 自動車検査登録事務所 殿		審査結果通知書			
審査結果通知書		審査結果通知書		審査結果通知書			

自動車検査票1

(様式1)

審査依頼書		独立行政法人自動車技術総合機構		検査部 殿 事務所 殿		検査手数料納付書			
01		継続検査・新規検査・構造等変更検査・予備検査		車台番号		検査の受付			
検査の種類 登録番号 又は車両番号		原動機型式		走行距離計 表示値		① ②			
保安基準に適合しない部分		車台番号		走行距離計 表示値		① ②			
02 長さ、幅、高さ、車両重量、定員、その他		05 乗降口、車室、座席、通路、非常口、保護 仕切棒、隔壁、室内灯、インストルメントパ ネル、シートベルト、ヘッドレスト、騒音性、 その他		09 識別表示、高級装置、ハンドル、かじ取 ホーク、ギヤボックス、パワーステアリン ク、セクターシャフト、ピットマンアーム、ド ラッグリンク、リレーロッド、タイロッド、ナツ クルアーム、アイトアーム(ダストブ ック)、キングピン、その他		燃料 装置			
03 原動機(異音、かぶり具 合、排気の色)、速度抑制 装置、NR装置、潤滑装 置、希釈装置(キャブ 等)、ファンベルト、クラッ チ、チェーン、スプロケッ ト、トランスミッション、トラ ンクス、デリアレンジンシヤ トル、プロペラシャフト/ドライブ シャフト(連結部、ダスト ブーツ等)、ジョイント部、 ボール、ナット、その他		06 反射器(前部、後部、大型車用、側方)、 警告器、運行駆動計、消火器、非常信号 用具、窓ガラス(着色フィルム等)、サンバ イズ、ワイパー、ウオッシュ、デフロスタ、後 写鏡、アンダミラ、サイドアンダミラ、計器 類、警報装置、警光灯、サイレン、その他		10 シヤンばね、Uボルト、センタボルト、クリッ プバンド、ブラケット、シャックル、ストアッ プ、ラジアスロッド、ショックアブソーバ、エ アサスペンション、その他		13 騒音防止装置、消音器、排気管(接続 部、取付ブラケット)、排出ガス漏れ防止 装置(軸受装置、EGR装置、二次空気が 供給装置、O ₂ センサー、ブローバイガス遮 断装置、キャニスター)、熱害対策装置 (遮熱板、温度センサー)、警報装置、処置 ラベル)、その他		14 電気装置	
04 車わく、車体、最低地上 高、車体表示(最大積載 量、タンク容量、積載物品 名、幼児専用、スクールバ ス、20トン超ステッカー)、 荷台、さし棒、遮込防止装 置、突入防止装置(取付 位置等)、連結装置(カブ ラ、キングピン)、ピントル フック、ルネットアイ)、その 他		07 前照灯、前部霧灯、車幅灯、前部上側端 灯、番号灯、尾灯、駐車灯、後部上側端 灯、制動灯、後退灯、側方灯、非常点滅 表示灯、方向指示器(前面、側面、後 面)、補助方向指示器、速度表示装置、 側方照射灯、後部霧灯、黄色回転灯、制 限灯火、禁止灯火、その他		11 走行装置		15 その他			
08 制動装置		08 プレーキベダル、ブレーキレバー、ラ チェット、ホース、パイプ、ロッド、ケーブ ル、マスタシリンダ、ホイールシリンダ、ディスク ブレーキ、付力装置、センタブレーキ、エ アブレーキ(チャンバー)、エア充填装置)、 ABS装置、リザーバタンク装置、その他		11 走行装置		15 その他			
【不具合状況】 汚損、損傷、変形、劣化、摩耗、歪み、がた、緩み、遊び、脱着、亀裂、腐食、傾き、取付不良、機能不良、接触、接触、突起物、回転部分の突出、 変形、加減り、液漏れ、ガス・エア漏れ、燃料漏れ、液量、灯火不具合(切換、回数、不点灯、取付位置、灯器損傷、点滅回数、灯色、光度、向き)、 寸法不足、その他		【その他の審査項目】 車名、型式、番号標板(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(自家用/事業用、貨渡、制限車両、 ダンプ番号)、自重計、自重計適合証		納税証 重量税 申請書		保険証 手数料 印紙簿			
【備考欄】				審査結果通知書 運輸支局 殿 自動車検査登録事務所 殿		審査結果通知書 審査結果通知書 審査結果通知書			
				適合		不適合			
				審査結果通知書		審査結果通知書			

第3号様式～別添2（略）

附 則（平成30年3月28日 国自技第245号、国自整第346号）

本改正規定は、平成30年3月28日から適用する。ただし、3-2-5-2、3-3-1、3-3-2及び3-7-1(1)の規定は平成30年4月1日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式1の検査票は、この要領による改正後の様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第3号様式～別添2（略）

(20)「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」の整備事業者に係る細部取扱いについて

国自審第 2 2 8 4 号
国自整第 3 5 2 号
国自情第 2 7 0 号
平成 3 0 年 3 月 3 0 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
審査・リコール課長

整備課長

自動車情報課長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」の整備事業者に係る細部取扱いについて

タカタ製エアバッグの更なるリコール改修促進のため、平成 3 0 年 5 月 1 日から、タカタ製エアバッグに係るリコール未改修車両について、車検で有効期間を更新しない措置を講じるところですが、今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」（平成 2 9 年 1 2 月 8 日付国自審第 1 5 7 9 号、国自技第 1 7 1 号、国自整第 2 3 3 号、国自情第 1 7 7 号）の整備事業者に係る細部取扱いを別紙のとおり定めましたので、傘下会員に対して周知方お願いいたします。

なお、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて別添のとおり通知しましたので申し添えます。

別添

国自審第 2284 号の 2
国自整第 352 号の 2
国自情第 270 号の 2
平成 30 年 3 月 30 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局審査・リコール課長
整備課長
自動車情報課長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する
告示に関する取扱要領」の整備事業者に係る細部取扱いについて

標記について、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長及び一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長あて別添のとおり通知したので了知されたい。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」(平成29年12月8日付国自審第1579号、国自技第171号、国自整第233号、国自情第177号)の整備事業者に係る細部取扱いについて

1. 適用日の整理

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(平成29年12月8日付国土交通省告示第1154号)は、平成30年5月1日以降に継続検査等の申請を行う際に適用となります。4月30日以前に保安基準適合証を交付した車両であって申請が5月1日以降となった場合及び4月30日以前に予備検査証を取得した車両であって新規登録が5月1日以降となった場合には、対象となりますので留意願います。

2. 検索システムによる事前検索

- (1) ユーザー等から車検の予約や入庫の連絡を受けたときは、未改修車両かどうかを調べるための車両の情報(メーカー名及び車台番号)をユーザー等に確認し、検索システム(各自動車メーカーのホームページ又はスマートフォンの検索用アプリ等)で事前に検索をお願いします。
- (2) 検索用アプリ等を使わず、未改修車両かどうかを調べることができない場合は、各自動車メーカーの問い合わせ先へ連絡し、車台番号を伝えて、未改修車両かどうかを確認して下さい。

3. 未改修車両のリコール改修に係る対応

入庫する車両が、未改修車両であることが判明した場合、ディーラー等へ連絡し、事前にリコール改修のスケジュールや段取りについて予約・調整を行い、リコール改修を受けて下さい。

4. 改善措置済証の取得・提出

- (1) リコール改修を受けた後は、リコール改修を実施したディーラー等から、改善措置済証を取得して下さい(平成30年4月1日以降に発行開始)。また、自動車検査証等と合わせて保管をお願いします。
- (2) 継続検査等の申請時に、改善措置済証の本紙を申請書類とともに窓口へ提出をお願いします。

5. 未改修車両の再申請

- (1) 自動車登録検査業務電子処理システム(以下「MOTAS」という。)により未改修車両と判断され、かつ改善措置済証の提出がない場合、提出書面不

備として扱うため、次の書面の返却を受けて下さい。

①持込検査の場合

通知文・自動車検査証等（備考欄に「特例告示対象」の旨を朱色で記載又は押印されます。）・申請書・重量税納付書・その他提出した書面。

※審査結果通知書は返却されません。

②指定整備の場合

通知文・自動車検査証等（備考欄については①と同様）・申請書・重量税納付書・保安基準適合証・その他提出した書面。

- (2) その後は速やかにディーラー等へ連絡し、リコール改修を受けて下さい。リコール改修を受けた後、リコール改修を実施したディーラー等から改善措置済証を取得し、次の期間内に再申請して下さい。この場合の再申請については、現車提示は必要なく、手数料は初回に貼付した印紙が有効となります。

①持込検査の場合

審査結果通知を受けた日から15日間。（審査結果通知書を提出した運輸支局等に再申請する場合に限りです。）

15日を過ぎて再申請する場合は、手数料を納付し再度検査を受ける必要があります。

②指定整備の場合

検査の日から15日間。

15日を過ぎて再申請する場合は、持込検査に切り替える等の対応が必要となります。

- (3) 再申請の際は、自賠責保険証・自動車税納税証明書（軽自動車税納税証明書を含む）・車庫証明書・印鑑証明書・使用者住所確認書類・希望ナンバー予約票等の有効期限にも留意して下さい。

6. 未改修車両に交付した保安基準適合証の取扱い

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」（平成29年12月8日付国自審第1579号、国自技第171号、国自整第233号、国自情第177号）（以下「通達」という。）第6条により、特例告示の規定は保安基準適合証の交付時には適用されないため、指定自動車整備事業者が、万が一未改修車両に保安基準適合証を交付し、継続検査等の申請時にMOTASにより未改修車両であることが判明した場合であっても、保安基準不適合車両に保安基準適合証を交付したことにはなりません。

また、5.(1)①又は②により自動車検査証等に「特例告示対象」の旨を朱色で記載又は押印がされている車両について、保安基準適合証を交付した場合であっても同様です。

7. 限定自動車検査証の取扱い

MOTASにより未改修車両と判断され、かつ改善措置済証の提出がない場合は、提出書面不備として扱うため、通達第5条第3項のとおり、リコール未改修であることのみをもって限定自動車検査証の交付を受けることはありません。ただし、この場合において、独立行政法人自動車技術総合機構の審査において保安基準不適合箇所があった場合には、通知文及び限定自動車検査証の交付を受けることとなりますので、保安基準不適合箇所があった場合は、その日のうちに限定自動車検査証の交付及び未改修車両かどうかの判断を受けるようにして下さい。

8. 未改修車両のOSS申請

OSS申請については、未改修車両であった場合は申請時点で申請が却下されます。この場合において、ディーラー等でリコール改修を受け、改善措置済証を取得後、MOTASへのリコール改修済の情報が反映されるまでに概ね4日程度（閉庁日を除きます。）かかることから、改修後、再度OSS申請を行う場合にあっては、保安基準適合証の有効期間（検査の日から15日間）に留意して下さい。

なお、リコール改修後、OSS申請から改善措置済証及びOCRシート申請書等の窓口への提出による申請に切り替える場合は、OCRシート申請書に使用者から押印又は署名をもらう必要があることに留意して下さい。

(21) 大型車の車輪脱落事故防止のための緊急対策の実施について

国自整第20号
平成30年4月11日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

大型車の車輪脱落事故防止のための緊急対策の実施について

本年3月に設置いたしました「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」においてホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故防止のための対策に係る議論にご参加いただき、ありがとうございました。

今般、当該連絡会において別添のとおり、大型車の車輪脱落事故防止のための緊急対策を策定いたしましたので、貴会におかれましては、その内容に基づき、車輪脱落事故防止に向けた取組を実施いただきますようお願いいたします。

なお、緊急対策に基づき実施いただいた取組については、本年8月を目途に、連絡会へご報告いただく予定です。ご承知おき願います。

大型車の車輪脱落事故防止のための「緊急対策」

平成30年4月

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会

近年のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数増加を受け、連絡会構成団体は、当該事故防止のため、従来の取組に加え、以下の事項を「緊急対策」として速やかに実施する。また、平成30年8月を目途に、連絡会へその実施状況を報告する。

各団体における実施事項

団体名	実施事項
(公社) 全日本トラック協会 (公社) 日本バス協会 (一社) 全国自家用自動車協会	傘下会員の運送事業者・大型車ユーザーに対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・日程に余裕を持った計画的な冬タイヤの交換の実施。 ・車輪脱落事故防止のための4つのポイント(※)の実施について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
(一社) 日本自動車整備振興会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 (一社) 日本自動車タイヤ協会 日本自動車車体整備協同組合連合会 (一社) 日本自動車販売協会連合会 全国石油商業組合連合会	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締付ける際は、締過ぎに注意し、最後にトルクレンチ等を使用して必ず規定トルクで締付け。 ・ホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用の実施。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に実施。 ・入庫する大型車のユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントについて周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては徹底的に実施するよう啓発。 ・特にタイヤメーカーにおいては、自社製品の流通経路を活用し、タイヤ販売事業者に対してホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
(一社) 日本自動車工業会 (一社) 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・大型車ユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントの実施について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。

(一社) 日本自動車機械工具協会 (一社) 日本自動車機械器具工業会 (一社) 自動車用品小売業協会	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 ・タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法について購入者へ説明。
--	---

※以下の4項目

1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締付け
2. タイヤ交換後、50～100km走行後の増締めの実施
3. 日常（運行前）点検における確認
4. ホイールに適合したボルト及びナットの使用

以上

(22) 指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて

国自整第29号の2
平成30年4月19日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴会におかれましても、傘下会員に対し周知徹底をお願いいたします。

国自整第29号
平成30年4月19日

各運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて

標記について、分解整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成・保存に係る電磁的記録の保存に関する取扱いを別紙のとおり定めたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

指定整備記録簿等に係る電磁的記録の作成・保存に関する取扱い

1. 用語の定義

- (1) 「指定整備記録簿等」とは、道路運送車両法第91条第1項に基づいて自動車分解整備事業者が作成する分解整備記録簿及び同法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
- (2) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (3) 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
- (4) 「磁気ディスク等」とは、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。
- (5) 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。

2. 指定整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

- (1) 指定整備記録簿等の書面の作成に代えて電磁的記録の作成を行う場合は、コンピュータに備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行うこと。（施行規則第6条）
- (2) 指定整備記録簿等の書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）
 - ① 2.（1）の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 指定整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、コンピュータに備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) 指定整備記録簿等を、直ちに明瞭な状態で、コンピュータの映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）
- (4) 2.（3）により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則第10条の2に定める様式であること。

3. 指定整備記録簿等に係る電磁的記録の作成・保存についてのガイドライン
 - (1) 整備記録システムにより指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存する場合は、指定整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。
 - (2) 指定整備記録簿等の電磁的記録を磁気ディスク等に移行することができる措置を講じること。
 - (3) 整備記録システムにより指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存する場合は、当該電磁的記録の作成・保存・更新・消去の日時及びその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。
 - (4) 指定整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は磁気ディスク等は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。
 - (5) 保存した指定整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

4. 整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン
 - (1) 整備記録システムの技術面の安全対策
 - ① 以下の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。
 - ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
 - ・ 整備主任者に係る権限
 - ・ 指定整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限
 - ② 電磁的記録の保存を行う機器に直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。
 - ③ 整備記録システムは、指定整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力もれ及び誤操作を防止すること。
 - (2) 整備記録システムの運用面の安全対策
 - ① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において以下の項目を定めること。
 - ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
 - ・ 磁気ディスク等の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
 - ② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録シ

システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。

- (3) 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

3. その他

(1) 「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成29年3月28日

自動車局整備課

「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました ～ 貸切バス事業者が行うべき予防整備の基準事例を示します ～

国土交通省では、貸切バスの車両整備の強化を図るため、貸切バス事業者が定めるべき予防整備の基準事例を示すべく、「貸切バス予防整備ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を策定しました。

1. 本ガイドライン策定の背景

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえたものです。

2. 本ガイドラインについて

本ガイドラインでは、貸切バス事業者が法定点検に加え、予防整備（不具合発生の予防も含めた十分な整備）を定期的実施するための整備サイクル表を定める上での参考となるよう、優良事業者の実績等を元に整備項目等の交換基準事例を示しています。

貸切バス事業者は、以下の2項目について実施してください。

(1) 交換基準事例を参考にした整備サイクル表の作成

貸切バス事業者は交換基準事例を参考にバスの構造・装置に応じ項目を選定するとともに、それぞれの事業者の状況を考慮し定期交換等の期間・距離を設定し、整備サイクル表を作成

(2) 整備サイクル表に基づく整備実施記録簿の作成

貸切バス各事業者は整備実施記録簿を用意し、整備サイクル表に基づく定期交換等の実施状況を記録

添付資料：貸切バス予防整備ガイドライン

問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 玉屋、川津

TEL：03-5253-8111(内線：42426、42412)

TEL：03-5253-8599(直通)

(添付)

貸切バス予防整備ガイドライン

平成29年3月28日

国土交通省自動車局

1. 本ガイドライン策定の背景及び目的	2
2. 交換基準事例及び整備サイクル表	3
3. 整備サイクル表に基づく整備実施記録簿	3
4. 整備サイクル表の見直し	4
5. 今後の運用	4

別紙1 貸切バスの定期交換等を行う項目及び交換基準事例一覧

別紙2 整備サイクル表・参考様式

別紙3 整備実施記録簿・参考様式

(参考)

整備サイクル表参考様式・記載要領

整備実施記録簿参考様式・記載要領

1. 本ガイドライン策定の背景及び目的

平成28年1月15日に長野県軽井沢町においてスキーバス事故が発生し、乗客13名、乗員2名の計15名が死亡し、乗客26名が重軽傷を負いました。そのため、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、平成28年6月に「総合的な対策」が軽井沢スキーバス事故対策検討委員会でとりまとめられ、その中で、貸切バスの車両整備の強化が求められています。

車両整備については、道路運送車両法に基づき日常点検整備及び定期点検整備（以下「法定点検」という。）を確実に行うことが必要ですが、バス車両については、使われ方等により劣化や摩耗の進行状態が大きく異なるほか、事故の際の被害が甚大となるため、前回の点検整備の実施後の走行距離、部品交換後の経過時間、車齢等を踏まえ、蓄積した整備実績から得た知見等を生かし、適切な時期に必要な整備を行うことが強く求められています。

バス事業者は、法定点検に加え、使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいた点検及び必要な整備を行うことを遵守しなければなりません（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）。そのため、バス事業者が選任する整備管理者は、保有するバス車両について定期点検及び必要な整備の実施計画を作成し、実施する権限が与えられています（道路運送車両法施行規則第32条）。

本ガイドラインでは、このような車両の状態に応じた予防整備（不具合発生の予防も含めた十分な整備）に関し、保守管理に関する十分な知見を有し、確実な整備を行っている貸切バス事業者の整備事例を交換基準事例として示すとともに、各々のバスの使用実態等を考慮しつつ、定期交換等の基準（以下「整備サイクル表」という。）を設定する方法を示します。貸切バス事業者の方々が本ガイドラインを参考に整備サイクル表を定め、これに基づき適切な整備を行うことを期待します。

2. 交換基準事例及び整備サイクル表

貸切バス事業者が法定点検に加え、予防整備を定期的実施するための整備サイクル表を定める上での参考となるよう、整備項目等の交換基準事例を別紙1に示します。

A～F社は、保守管理に関する十分な知見を有している貸切バス事業者（※）です。運行形態や保有車両にそれぞれ違いがありますので、各事業者は別紙1の交換基準事例及び整備サイクル表の参考様式（別紙2参照）を参考に以下の点に留意し、各事業者のバスの使用実態等を考慮しつつ整備サイクル表を設定して作業を行ってください。

なお、整備サイクル表による整備は、法定点検に加えて行うものですので、法定点検は必ず実施してください。

※調査を行った貸切バス事業者は、車両整備に関して過去5年間行政処分を受けていない事業者であって、公益社団法人日本バス協会から「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定を受けている事業者等の中から規模、運行形態を勘案し選定しています。

(1) 整備サイクル表の交換等を行う項目について

各事業者は、別紙1の交換基準事例の整備項目を参考にバスの構造・装置に応じ項目を選定するとともに、定期交換等を行う項目を設定してください。定期交換等を行う項目として設定しないものについては、法定点検と併せて点検整備することとなります。

(2) 整備サイクル表の交換等を行う期間・距離について

各事業者は(1)で設定した整備項目について、それぞれの事業者の状況（運行形態、保有車両数、保有車両の平均車齢、年間平均走行距離、不具合の発生履歴、蓄積している整備実績など）を考慮し定期交換等の期間・距離を設定してください。設定にあたっては、法定点検に加え交換等を行う期間・距離であることに注意してください。

なお、別紙1に示す年間整備費用は法定点検、予防整備及び臨時整備にかかる全ての整備費用（1台当たり）を含んでいます。

3. 整備サイクル表に基づく整備実施記録簿

整備サイクル表に基づく整備の実施状況を記録するための整備実施記録簿の参考様式を別紙3に示します。各事業者は別紙3を参考に整備実施記録簿を用意し、実施状況を記録してください。また、車両の適切な管理の観点から整備

実施記録簿は登録を抹消するまで保管することが望まれます。

4. 整備サイクル表の見直し

各事業者は実績等を考慮し、整備サイクル表を適宜見直してください。

5. 今後の運用

今後、国土交通省においては、整備サイクル表の作成及び整備の実施状況をフォローアップするため、監査時、事業更新時等において確認・収集していきます。

また、収集する整備サイクル表及び整備サイクル表に基づく整備実施記録簿のデータを踏まえ、事故の発生状況等の相関について分析し、ガイドラインへの反映を検討します。

貸切バスの定期交換等を行う項目及び交換基準事例一覧

装置名	項目	交換基準事例							備考	
		A社	B社	C社	D社	E社	F社			
かじ取装置	運行形態 ※1 保有車両数(大型) (中型) (小型) 平均車齢 ※2 年間平均走行距離 ※3 年間整備費用 ※4 交換基準項目数	都市間中心 15両	観光のみ 70両	観光中心 60両	観光のみ 20両	観光のみ 20両	観光のみ 30両	観光のみ 30両		
		5両	2両	10両	2両	10両	2両	10両		
		7年	4年	7年	6年	8年	5年	5年		
		6万km	6万km	6万km	4万km	3万km	7万km	7万km		
		250万円	200万円	150万円	100万円	150万円	250万円	250万円		
		49	49	35	25	16	26	26		
		交換または オーバーホール (期間)	0	0	0	0	0	0	0	
		(距離)	4年	2年	3年	7年	7年	7年	1年	
		交換または オーバーホール (期間)	-	0	0	-	-	-	0	
		(距離)	-	2年(高圧6年)	3、6年	-	-	-	高圧2年、低圧4年	A社 ハイブリッド発生時の都度交換
交換または オーバーホール (期間)	-	0	0	-	-	-	-			
(距離)	-	2年	6年	-	-	-	-			
交換または オーバーホール (期間)	-	0	-	-	-	-	-			
(距離)	-	6年	-	-	-	-	-	B社 ロード、リンクのジョイント交換 (またはオーバーホール)を示す ものと思われる。		
交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-			
(距離)	-	-	-	-	-	-	-	A社 ハイブリッド発生時の都度OH		
交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-			
(距離)	-	-	-	-	-	-	-			
交換または オーバーホール (期間)	0	0	0	0	0	0	0			
(距離)	1、3年	1年	2年	6年	1年	1年(乾燥期)	1年			
交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-			
(距離)	-	-	-	-	-	-	-			
交換または オーバーホール (期間)	0	0	0	0	0	0	0			
(距離)	2、4年	3年	2年	2年	2年	1年	1年	A社 2年COH、4年で交換		
交換または オーバーホール (期間)	0	-	0	0	0	0	0			
(距離)	2年	-	3、5年	2年	-	-	-			
交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-			
(距離)	-	-	-	-	-	-	-			
交換または オーバーホール (期間)	0	0	0	0	0	0	0			
(距離)	5年	3年	2年	6年	-	-	2年			

参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例		B社		備考
		新長期車	P新長期車	
新長期車	0	0	0	
1年	1年	1年	1年	
10万km	10万km	6万km	6万km	
0	0	0	0	
4年	4年	高圧2年、低圧4年	高圧2年、低圧4年	
-	-	-	-	
0	0	-	-	
1年	1年	-	-	
10万km	10万km	-	-	
-	-	-	-	
0	0	0	0	
4年	4年	4年	4年	
-	-	-	-	
0	0	-	-	
4年	4年	-	-	
-	-	-	-	
0	0	0	0	
1年	1年	1年	1年	
10万km	10万km	10万km	-	
0	0	0	0	
2年	2年	2年	2年	
-	-	-	-	
0	0	0	0	
2年	2年	2年	5年(EBS)	
-	-	-	-	
0	0	0	0	
2年	2年	2年	2年	

装置名	項目	交換基準事例						備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例											
		A社	B社	C社	D社	E社	F社		3年	3年	3年	3年	3年	3年						
制動装置	エキシパンダー	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
		交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	4年	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	スプリングブレキチャンパー (ヒギーハック) (ホイールパークチャンパー)	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	4年	2, 3年	6年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ブレーキブースター (エアブースター) (エアマスター)	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	2年	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ホイールパーク用エアホース	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	6年	2, 3年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ホイールパークコントロール バルブ	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	6年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	3年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブレーキラインニング	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
リレーバルブ (クイックリリースバルブ)	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブレーキフルード	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セーフティバルブ	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ABSコントロールバルブ	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ストップランプスイッチ	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

装置名	項目	交換基準事例					備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例							
		A社	B社	C社	D社	E社		F社	(点検) 1年	(点検) 1年	(点検) 1年	(点検) 1年			
走行装置	ダブルチェックバルブ	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	2年	2年
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	リターダーオイル	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エキスパンダー端部のダストブーツ	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1年
	マルチプロテクションバルブ	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	チェックバルブ	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10万km
	ASRバルブ	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2年
ハブベアリングのグリース	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	
	(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1年	1年	5万km	
ハブ	交換または オーバーホール (期間)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホイールボルト (ホイールピン)	交換または オーバーホール (期間)	80万km	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホイールベアリング	交換または オーバーホール (期間)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(距離)	80万km	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
タイヤ	交換または オーバーホール (期間)	80万km	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	
	(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4~5年	
エアスプリングダイヤフラム	交換または オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3年	
エアサスレバリングバルブ	交換または オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	1年	1年	1年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	1年	

A社
ハブ交換と同時実施
(フロントアキサー)

装置名	項目	交換基準事例							備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例											
		交換基準事例																			
		A社	B社	C社	D社	E社	F社														
緩衝装置	フロントアームブッシュ	交換またはオーバーホール(期間)	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○	—	
		(距離)	—	4年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	トルクロッド ラジアスロッド	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スタビライザーブッシュ	交換またはオーバーホール(期間)	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(距離)	—	4年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ダイヤフラムピストン	(距離)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		交換またはオーバーホール(期間)	100万Km	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サスペンションストッパ(類)	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
車高センサ	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
トランスミッションオイル	交換またはオーバーホール(期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	—	1年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール(期間)	6万Km	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
デアレンジャーオイル	(距離)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	交換またはオーバーホール(期間)	—	1年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	6万Km	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
クラッチブースター	交換またはオーバーホール(期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	—	2年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
クラッチオイル	(距離)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	交換またはオーバーホール(期間)	1年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
クラッチマスター	交換またはオーバーホール(期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	2年	1年	3年	2年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
FFシフト・GSU	(距離)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	交換またはオーバーホール(期間)	—	7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	100~110万Km	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

装置名	項目	交換基準事例						備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例						
		A社		B社		C社			D社		E社		F社		
		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	交換または オーバーホール (期間)	(距離)	交換または オーバーホール (期間)	(距離)		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	交換または オーバーホール (期間)	(距離)	交換または オーバーホール (期間)	(距離)	
クラッチ		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	○	7年	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—
				—	—	—	20万km	—	—	—	—	—	—	—	—
ソフトユニット マグネチック バルブ(シフト系)		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランスミッション オイルフィルター		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	1年	—	—	—	—	—	—	—	—
トランスミッション		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デファレクショナル		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	100~110万km	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クラッチエアホース		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クラッチオイルホース		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クラッチアースター ロッドエンド		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ソフトユニットグリース		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ソフトユニット減圧弁		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ソフトユニットエアホース		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ソフトユニット ギヤ位置センサー		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ソフトユニット クラッチセンサー		交換または オーバーホール (期間)	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

動力伝達装置

装置名	項目	交換基準事例					備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例					
		A社	B社	C社	D社	E社			F社				
電気装置	プロペラシャフトのユニバーサルジョイントキット	交換またはオーバーホール(期間)	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
		(距離)	-	-	-	-	-	-	10年	-	-	-	
	トランスミッションオイルクーラー用ホース	交換またはオーバーホール(期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2年	-
	バッテリー	交換またはオーバーホール(期間)	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
		(距離)	3年	-	-	6年	4年	-	-	-	-	-	-
	サブバッテリー	交換またはオーバーホール(期間)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
		(距離)	-	-	-	6年	-	-	-	-	-	-	-
	エンジンオイル	交換またはオーバーホール(期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		(距離)	6万km	3カ月	6カ月	1年	2.5万km	-	-	-	-	-	4.5万km
燃料フィルター	交換またはオーバーホール(期間)	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	1年	1年	1年	-	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
セルモータ	交換またはオーバーホール(期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	4年	3年	1年	6年	30万km	-	-	-	-	-	-	
エンジンオイルエレメント	交換またはオーバーホール(期間)	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	
	(距離)	6万km	3カ月	1年	-	2.5万km	-	-	-	-	-	-	
尿素水フィルター	交換またはオーバーホール(期間)	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	
	(距離)	1年	1年	1年	-	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
オルタネータ	交換またはオーバーホール(期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	30万km	3年	-	6年	30万km	-	-	-	-	-	-	
LLC	交換またはオーバーホール(期間)	-	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	
	(距離)	-	3年	3年	-	3年	-	2年	2年	2年	2年	3年	
エアエレメント	交換またはオーバーホール(期間)	-	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	
	(距離)	-	-	2年	-	1年	-	1.5万kmまたは定期点検時清槽	1年	1年	1年	1年	
ウォーターポンプ	交換またはオーバーホール(期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	100~110万km	7年	3年	6年	-	-	-	-	-	-	-	
DPF/DPR	清掃(期間)	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	
	(距離)	-	3年	-	-	1年	-	1年	(点検)1年	(点検)1年	(点検)1年	(点検)1年	

装置名	項目	交換基準事例					備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例					
		A社	B社	C社	D社	E社		F社					
ヘルトアイドラブリー	交換またはオーバーホール(期間)	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	3年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘルトオートテンションナー	交換またはオーバーホール(期間)	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	3年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ファンドライブオイル・フィルター	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	—	1年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ファンブリー	交換またはオーバーホール(期間)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	5年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ラバーホース	交換またはオーバーホール(期間)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	50万km	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
セーフティスイッチ	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	—	3年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
セーフティレール	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	—	3年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原素SCR	点検(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ウォーターセパレーターエレメント	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オイル・プレッシャー・ゲージのホース(オイル・プレッシャー・センシング・ユニットのホース)	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
エア・チャージのホース	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
DPF/DPR 圧力センサ用配管ゴムホース	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
エンジン・ルーム外の燃料ホース	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
エンジン・ルーム内の燃料ホース	交換またはオーバーホール(期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

装置名	項目	交換基準事例					備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例
		A社	B社	C社	D社	E社		
その他の装置 エアコン用 サブエンジン	エアコンエンジン	交換または オーバーホール (期間) (距離)	○ 4年	○ 6年	-	-	-	-
	エアコンエンジンオイル	交換または オーバーホール (期間) (距離)	○ 6カ月	-	-	-	-	-
	エアコンエンジンプロアマモーター	交換または オーバーホール (期間) (距離)	○ 1年	○ 2年	-	-	-	-
	エアコンエンジンセルモーター	交換または オーバーホール (期間) (距離)	○ 4年	-	-	-	-	-
	エアコンエンジン燃料フィルタ、エアクリーナ	交換または オーバーホール (期間) (距離)	○ 1年	-	-	-	-	-
	冷房装置	交換または オーバーホール (期間) (距離)	○ 4年	-	○ 7年	○ 4年	○	-
	暖房装置	交換または オーバーホール (期間) (距離)	○ 3.4年	○ 2年	-	○ 5.7年	-	-
	ワイパーモーター	交換または オーバーホール (期間) (距離)	○ 80万km	○ 4年	-	○ 7年	-	-
	ワイパーゴム	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	○ 1年	-
	その他の装置	ウインカーフラッシュャーユニット	交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	○ 4年	-	-	-
デフロスタープロアマモーター		交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	○ 4年	-	-	-	-
デフロスターコントロールユニット		交換または オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-
トイレ		交換または オーバーホール (期間) (距離)	○ 4年	-	-	-	-	-

装置名	項目	交換基準事例						備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例
		A社	B社	C社	D社	E社	F社		
車体	交換またはオーバーホール	○	-	-	-	-	-	A社 4年時 シートカバー交換、車内清掃	-
	(期間)	4、7年	-	-	-	-	-	7年時 故障(モーター、カプラー、マフラー交換)	-
	(距離)	-	-	-	-	-	-	F社 シート通時実施	-
交換基準項目数		49	49	35	25	16	26		

表の見方

※1 運行形態：各社の運行形態を以下の通り分類したもの

- 都市間中心：遠距離の2地点間を往復する運行が多い形態(例：スキーツアー、夜間高速ツアー)
- 観光中心：ある範囲内の複数の場所を巡る運行が多い形態(例：修学旅行、日帰りツアー)
- 観光のみ：ある範囲内の複数の場所を巡る運行のみ行っている形態(例：修学旅行、日帰りツアー)

※2 平均車齢：各社が保有する車両の平均車齢を表したもので、車齢の中央値と概ね一致する。

※3 年間平均走行距離：各社が保有する貸切バス1台が1年間に走行する距離の平均値。

※4 年間平均整備費用：各社が保有する貸切バス1台にかかる整備費用。法定点検整備、予防整備及び臨時整備にかかる全ての整備費用を含む。

注：表中交換基準の設定がない項目については、法定点検を行ない必要に応じ整備を行っている。

貸切バス予防整備ガイドライン 整備サイクル表参考様式

運送事業者名	
整備管理者名	
対象とする車種	
作成年月日	

装置名	項目	点検時 確認	交換基準 設定	交換基準		
				期間	距離	備考
かじ取装置	パワステオイル					
	パワステホース					
	パワステオイルフィルター					
	センターロッド ドラックリンク					
	パワステ内部のゴム部品 (オイルポンプ、ステアリングギヤー)					
	ステアリングベベルギヤーのオイル					
制動装置	エアードライヤー					
	ブレーキチャンパー (エアチャンパー)					
	ブレーキバルブ					
	ブレーキホース					
	エキスパンダー					
	スプリングブレーキチャンパー (ピギーバッグ)(ホイールパークチャンパー)					
	ブレーキブースター (エアブースター)(エアマスター)					
	ホイールパーク用エアホース					
	ホイールパークコントロールバルブ					
	EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)					
	ブレーキライニング					
	リレーバルブ (クイックリリースバルブ)					
	ブレーキフルード					
	セーフティバルブ					
	ABSコントロールバルブ					
	ストップランプスイッチ					
	ダブルチェックバルブ					
	リターダーオイル					
	エキスパンダー端部のダストブーツ					
マルチプロテクションバルブ						

装置名	項目	点検時 確認	交換基準 設定	交換基準		
				期間	距離	備考
制動装置	チェックバルブ					
	ASRバルブ					
走行装置	ハブベアリングのグリース					
	ハブ					
	ホイールボルト (ホイールピン)					
	ホイールベアリング					
	タイヤ					
緩衝装置	エアスプリングダイヤフラム					
	エアサスレベリングバルブ					
	フロントアームブッシュ					
	トルクロッド ラジアスロッド					
	スタビライザーブッシュ					
	ダイヤフラムピストン					
	サスペンションストッパ類					
	車高センサ					
動力伝達装置	トランスミッションオイル					
	デファレンシャルオイル					
	クラッチプースター					
	クラッチオイル					
	クラッチマスター					
	FFシフト・GSU					
	クラッチ					
	シフトユニット マグネチックバルブ(シフト系)					
	トランスミッション オイルフィルター					
	トランスミッション					
	デファレンシャル					
	クラッチエアホース					
	クラッチオイルホース					
	クラッチプースター ロッドエンド					
	シフトユニットグリース					
	シフトユニット減圧弁					
	シフトユニットエアホース					
	シフトユニット ギヤ位置センサー					
	シフトユニット クラッチセンサー					

装置名	項目	点検時 確認	交換基準 設定	交換基準		
				期間	距離	備考
動力伝達装置	プロペラシャフトの ユニバーサルジョイントキット					
	トランスミッション					
	オイルクーラー用ホース					
電気装置	バッテリー					
	サブバッテリー					
原動機	エンジンオイル					
	燃料フィルター					
	セルモータ					
	エンジンオイルエレメント					
	尿素水フィルター					
	オルタネータ					
	LLC					
	エアエレメント					
	ウォーターポンプ					
	DPF/DPR					
	ターボチャージャー					
	PCVフィルター (エアオイルミスト)					
	エンジン本体					
	バルブクリアランス					
	エアコンプレッサー					
	サブライポンプ					
	ラジエーター					
	各種補機駆動ベルト					
	Noxセンサ					
	アングルギヤオイル					
	尿素水ドージングホース					
	シリンダヘッド					
	インジェクター					
	噴射ポンプ					
	アングルギヤブリー					
	ベルトアイドラブリー					
	ベルトオートテンショナー					
	ファンドライブオイル・フィルター					
	ファンブリー					
	ラバーホース					

装置名	項目	点検時 確認	交換基準 設定	交換基準		
				期間	距離	備考
原動機	セーフティスイッチ					
	セーフティリレー					
	尿素SCR					
	ウオータセパレータエレメント					
	オイル・プレッシャ・ゲージのホース (オイル・プレッシャ・センディング・ユニットのホース)					
	エア・チャージのホース					
	DPF/DPR 圧力センサ用配管ゴムホース					
	エンジン・ルーム外の燃料ホース					
	エンジンルーム内の燃料ホース					
その他の装置 エアコン用 サブエンジン	エアコンエンジン					
	エアコンエンジンオイル					
	エアコンエンジンプロアーマーター					
	エアコンエンジンセルモーター					
	エアコンエンジン燃料フィルター、エアクリーナ					
その他の装置	冷房装置					
	暖房装置					
	ワイパーモーター					
	ワイパーゴム					
	ウインカーフラッシャーユニット					
	デフロスタープロアーマーター デフロスターコントロールユニット					
	トイレ					
	車体					

貸切バス予防整備ガイドライン 整備実施記録簿参考様式

運送事業者名	
整備管理者名	
登録番号	
車台番号	
車両メーカー名	
初度登録年月	

装置名	項目	点検・交換 基準	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度
かじ取装置	パワステオイル						
	パワステホース						
	パワステオイルフィルター						
	センターロッド ドラックリンク						
	パワステ内部のゴム部品 (オイルポンプ、ステアリングギヤー)						
	ステアリングベベルギヤーのオイル						
制動装置	エアードライヤー						
	ブレーキチャンパー (エアチャンパー)						
	ブレーキバルブ						
	ブレーキホース						
	エキスパンダー						
	スプリングブレーキチャンパー (ピギーバッグ)(ホイールパークチャンパー)						
	ブレーキブースター (エアブースター)(エアマスター)						
	ホイールパーク用エアホース						
	ホイールパークコントロールバルブ						
	EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)						
	ブレーキライニング						
	リレーバルブ (クイックリリースバルブ)						
	ブレーキフルード						
	セーフティバルブ						
	ABSコントロールバルブ						
	ストップランプスイッチ						
	ダブルチェックバルブ						
リターダーオイル							
エキスパンダー端部のダストブーツ							
マルチプロテクションバルブ							

装置名	項目	点検・交換 基準	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度
制動装置	チェックバルブ						
	ASRバルブ						
走行装置	ハブベアリングのグリース						
	ハブ						
	ホイールボルト (ホイールピン)						
	ホイールベアリング						
	タイヤ						
緩衝装置	エアスプリングダイヤフラム						
	エアサスレベリングバルブ						
	フロントアームブッシュ						
	トルクロッド ラジアスロッド						
	スタビライザーブッシュ						
	ダイヤフラムピストン						
	サスペンションストッパ類						
	車高センサ						
動力伝達装置	トランスミッションオイル						
	デファレンシャルオイル						
	クラッチプースター						
	クラッチオイル						
	クラッチマスター						
	FFシフト・GSU						
	クラッチ						
	シフトユニット マグネチックバルブ(シフト系)						
	トランスミッション オイルフィルター						
	トランスミッション						
	デファレンシャル						
	クラッチエアホース						
	クラッチオイルホース						
	クラッチプースター ロッドエンド						
	シフトユニットグリース						
	シフトユニット減圧弁						
	シフトユニットエアホース						
	シフトユニット ギヤ位置センサー						

装置名	項目	点検・交換 基準	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度
動力伝達装置	シフトユニット						
	クラッチセンサー						
	プロペラシャフトの ユニバーサルジョイントキット						
	トランスミッション オイルクーラー用ホース						
電気装置	バッテリー						
	サブバッテリー						
原動機	エンジンオイル						
	燃料フィルター						
	セルモータ						
	エンジンオイルエレメント						
	尿素水フィルター						
	オルタネータ						
	LLC						
	エアエレメント						
	ウォーターポンプ						
	DPF/DPR						
	ターボチャージャー						
	PCVフィルター (エアオイルミスト)						
	エンジン本体						
	バルブクリアランス						
	エアコンプレッサー						
	サブライポンプ						
	ラジエーター						
	各種補機駆動ベルト						
	Noxセンサ						
	アングルギヤオイル						
	尿素水ドージングホース						
	シリンダヘッド						
	インジェクター						
	噴射ポンプ						
	アングルギヤプーリー						
	ベルトアイドラプーリー						
	ベルトオートテンショナー						
ファンドライブオイル・フィルター							
ファンプーリー							

装置名	項目	点検・交換 基準	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度
原動機	ラバーホース						
	セーフティスイッチ						
	セーフティリレー						
	尿素SCR						
	ウオータセパレータエレメント						
	オイル・プレッシャ・ゲージのホース (オイル・プレッシャ・センディング・ユニットのホース)						
	エア・チャージのホース						
	DPF/DPR 圧力センサ用配管ゴムホース						
	エンジン・ルーム外の燃料ホース						
	エンジンルーム内の燃料ホース						
その他の装置 エアコン用 サブエンジン	エアコンエンジン						
	エアコンエンジンオイル						
	エアコンエンジンプロアーマーター						
	エアコンエンジンセルモーター						
	エアコンエンジン燃料フィルター、エアクリーナ						
その他の装置	冷房装置						
	暖房装置						
	ワイパーモーター						
	ワイパーゴム						
	ウインカーフラッシャーユニット						
	デフロスタープロアーマーター						
	デフロスターコントロールユニット						
	トイレ						
車体							

貸切バス予防整備ガイドライン 整備サイクル表参考様式・記載要領

お使いの車両ごとにその構造や使用状況等が大きく異なる場合など、整備サイクル表を複数作成することもあるかと思えます。「対象とする車種」欄には、お使いのどの自動車についての整備サイクル表か確認できるように記載してください。

運送事業者名	
整備管理者名	
対象とする車種	
作成年月日	

装置名	項目	点検時 確認	交換基準 設定	交換基準		
				期間	距離	備考
	パワステオイル		○		10万km	
	パワステホース		○	4年		
			○	1年	10万km	
			○	6年		O/H
	12ヶ月					
	ステアリングベベルギヤのオイル	12ヶ月				
	エアードライヤー					
	貸切バス予防整備ガイドライン別紙1に掲げられた交換基準事例を参考に、「項目」欄の部位について定期点検時に必要に応じて確認する場合は、「点検時確認」欄に当該点検の間隔を記載してください。					
						貸切バス予防整備ガイドライン別紙1に掲げられた交換基準事例を参考に、「項目」欄の部位について自社の運行形態等を踏まえた交換基準を設定しその基準に応じ交換する場合は、「交換基準設定」欄に「○」を、「交換基準」欄に交換する基準を記載してください。 一定期間おきにオーバーホールを行うなど、交換とは別の作業をする際は「備考」欄にその旨記載してください。
制動装置	エキスパンダー					
	スプリングブレーキチャンパー (ピギーバッグ)(ホイールパークチャンパー)					
	ブレーキブースター (エアブースター)(エアマスター)		○	2年		
	ホイールパーク用エアホース		○	6年		
	ホイールパークコントロールバルブ		○	6年		
	EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)	12ヶ月				
	ブレーキライニング		○	3年		
	リレーバルブ (クイックリリースバルブ)	12ヶ月				
	ブレーキフルード	12ヶ月				
	セーフティバルブ	12ヶ月				
	ABSコントロールバルブ	12ヶ月				
	ストップランプスイッチ	12ヶ月				
	ダブルチェックバルブ	12ヶ月				
	リターダーオイル	12ヶ月				
	エキスパンダー端部のダストブーツ	12ヶ月				
マルチプロテクションバルブ	12ヶ月					

貸切バス予防整備ガイドライン 整備実施記録簿参考様式・記載要領

運送事業者名	
整備管理者名	
登録番号	
車台番号	
車両メーカー名	
初度登録年月	

同じ整備サイクル表を基に整備を行う場合でも、車両毎に車齢や走行距離など状態は異なるため、この記録簿は車両1台毎に作成してください。どの車両の記録簿かわかるように登録番号等を記載してください。

装置名	項目	点検・交換基準	平成	平成	平成	平成	平成
			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
かじ取装置	パワステオイル	交換 10万km		H30.8.23 99,432km		H32.9.4 206,789km	
	パワステホース	交換 4年				H32.9.4 206,789km	
	パワステオイルフィルター	交換 1年 10万	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	センターロッド ドラックリンク	O/H 6年					
	パワステホース	点検					
制動装置	ブレーキパッド	交換 2年		H30.8.23 99,432km		H32.9.4 206,789km	
	ブレーキホース	交換 3年			H31.8.27 149,876km		
	エキスパンダー	交換 4年				H32.9.4 206,789km	
	スプリングブレーキチャンパー (ピギーバッグ)(ホイールパークチャンパー)	交換 4年				H32.9.4 206,789km	
	ブレーキブースター (エアブースター)(エアマスター)	交換 2年		H30.8.23 99,432km		H32.9.4 206,789km	
	ホイールパーク用エアホース	交換 6年					
	ホイールパークコントロールバルブ	交換 6年					
	EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)	点検 12ヶ月					
	ブレーキライニング	交換 3年					
	リレーバルブ (クイックリリースバルブ)	点検 12ヶ月					
	ブレーキフルード	点検 12ヶ月					
	セーフティバルブ	点検 12ヶ月					
	ABSコントロールバルブ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	ストップランプスイッチ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	ダブルチェックバルブ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	リターダーオイル	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	エキスパンダー端部のダストブーツ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	マルチプロテクションバルブ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km

例示として各年度別の欄を示していますが、自社で管理しやすい期間の区切りで構いません。(例:各年別、など)
また、5年度分の欄を示していますが、適宜変更して構いません。(例:10年度分の欄を掲載、など)

自社で定めた「整備サイクル表」に基づき、「項目」欄の部位について作業を行った年月付及び交換時の総走行距離を記載してください。具体的には、「整備サイクル表」で「点検時確認」とした項目については定期点検を行った年月日及び交換時の総走行距離、「整備サイクル表」で「交換基準設定」とした項目については実際に交換を行った年月日及び交換時の総走行距離を記載してください。
※必要に応じ記入欄の大きさは調整してください。

(2) バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成29年9月15日
自動車局安全政策課
自動車局整備課
自動車局審査・リコール課

バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について

今月、三菱ふそう社製の同型式のバスの車両火災が2件発生しました。また、過去2年間に於いて当該型式のバスの火災事故がこのほかに3件発生しています。このため、三菱ふそう社製の当該型式のバスについて、緊急に点検整備を実施するとともに、リコール等の改善措置を報告するよう、バス事業者へ通知しました。

バス車両については、適切な点検整備を実施しない場合、火災に至り、大きな事故につながることから、バス事業者に対して「事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について」（平成28年2月19日付け国自整第370号、国自安第254号）により、適切かつ確実な点検整備の実施を徹底しているところですが、去る9月9日、愛知県岡崎市の新東名高速道路において高速乗合バスの火災事故が発生し、更に9月14日、北海道小樽市の国道において回送中の乗合バスの火災事故が発生しました。

上記2件の火災事故の原因については、現在調査中ですが、いずれも三菱ふそう社製の型式MS96VPであり、また、同型式については、上記の2件のほか、過去2年間で火災事故が3件発生しています。このような状況を受けて、当該型式のバスについて、「車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について」（平成28年4月22日付け国自整第16号、国自安第6号）別添「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」※等を参考に、緊急に点検整備を実施するとともに、三菱ふそう社と協力のうえリコール等の改善措置を受け、それらの結果を国土交通省自動車局安全政策課あて報告するようバス事業者に対し通知しました。

※国土交通省ホームページ掲載 URL

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000133.html

〈添付資料〉

別紙 通知文

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 掛川、吉川

(代表) 03-5253-8111 (内線 41623) (直通) 03-5253-8566、FAX: 03-5253-1636

自動車局整備課 平川

(代表) 03-5253-8111 (内線 42426) (直通) 03-5253-8599、FAX: 03-5253-1639

自動車局審査・リコール課 田辺、黒崎

(代表) 03-5253-8111 (内線 42352) (直通) 03-5253-8597、FAX: 03-5253-1640

別紙

国自安第 110 号
国自審第 1052 号
国自整第 162 号
平成 29 年 9 月 15 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

審査・リコール課長

整備課長

バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について

バス車両については、適切な点検整備を実施しない場合、火災に至り、大きな事故につながることから、バス事業者に対して「事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について」（平成 28 年 2 月 19 日付け国自整第 370 号、国自安第 254 号）により、適切かつ確実な点検整備の実施を徹底しているところですが、去る 9 月 9 日、愛知県岡崎市の新東名高速道路において高速乗合バスの火災事故が発生し、更に 9 月 14 日、北海道小樽市の国道において回送中の乗合バスの火災事故が発生しました。

上記 2 件の火災事故の原因については、現在調査中ですが、いずれも三菱ふそう社製の型式 MS96VP であり、また、同型式については、上記の 2 件のほか、過去 2 年間で火災事故が 3 件発生しています。このような状況を受けて、当該型式のバスについて、「車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について」（平成 28 年 4 月 22 日付け国自整第 16 号、国自安第 6 号）別添「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」等を参考に、緊急に点検整備を実施するとともに、三菱ふそう社と協力のうえりコール等の改善措置を受けるよう貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

なお、緊急点検の実施結果及びリコール等の改善措置実施状況について、10 月 13 日までに国土交通省自動車局安全政策課あて報告をお願いします。

また、その他のバスを含め、引き続き日常点検整備及び定期点検整備等を確実に実施するようあわせて周知徹底をお願いします。

(3) 三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バスの火災防止について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成29年10月27日
自動車局 安全政策課
審査・リコール課
整備課

三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バスの火災防止について

国土交通省では、9月15日、三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バス（MS96VP）を保有する全てのバス事業者に対して、緊急点検整備の実施及びリコール等の改善措置を受けるよう要請しておりましたが、本日、同社から新たなリコール届出（届出番号4135）があったことから、（公社）日本バス協会を通じ、改めて本リコール届出による改善措置を早急に受けること等を傘下会員に周知・徹底するよう指示しました。

国土交通省では、本年9月15日、（公社）日本バス協会を通じて「バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について」（平成29年9月15日付け、国自安第110号、国自審第1052号、国自整第162号）により、三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バス（MS96VP）を保有する全てのバス事業者に対し、火災防止のための緊急点検整備の実施及びリコール等の改善措置を受けるよう要請していたところです。

本日、同社から、同型車両を含む新たなリコール届出（届出番号4135）がありました。（別添参照）

これを受け、国土交通省自動車局では、（公社）日本バス協会を通じ、同型車両を保有するバス事業者に対し、本リコールの改善措置を受ける等の対応を指示しましたのでお知らせします。

〈添付資料〉

- ・別添 リコール届出一覧表
- ・別紙 通知文
- ・参考資料1
- ・参考資料2

【問い合わせ先】

自動車局整備課 平川、下窪

（代表）03-5253-8111（内線42426）（直通）03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

自動車局審査・リコール課 田辺、藤墳

（代表）03-5253-8111（内線42352）（直通）03-5253-8597、FAX：03-5253-1640

自動車局安全政策課 掛川

（代表）03-5253-8111（内線41623）（直通）03-5253-8566、FAX：03-5253-1636

(別添)

リコール届出一覧表 (抜粋)

リコール届出日：平成 29 年 10 月 27 日

リコール届出番号	4 1 3 5	リコール開始日	準備でき次第
届出者の氏名又は名称	三菱ふそうトラック・バス株式会社 問い合わせ先:お客様相談センター 代表取締役社長 マーク・リストセーヤ TEL 0120-930-397		
不具合の部位(部品名)	原動機 (燃料噴射装置)		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	大型トラック・バスのエンジンにおいて、使用者ならびに自動車整備事業者に対して、燃料噴射装置を定期的に洗浄するよう情報提供していなかったため、洗浄が行われないと、燃料の温度変化等で燃料中に化合物が生成され、燃料噴射装置内部のバルブが固着することがある。そのため、エンジンの燃料噴射が適正に行われず、エンジンの始動不良や白煙の発生、エンジン制御システム異常の警告灯点灯等が発生し、最悪の場合、排気管に溜まった燃料が発火して、火災に至るおそれがある。		
改善措置の内容	全車両、燃料噴射装置の状態を点検し、不具合の兆候が認められた場合は、燃料噴射装置を新品に交換する。さらに、燃料タンクへ洗浄剤を注入し、燃料噴射装置内に付着している化合物を除去する。 また、メンテナンスノートに、洗浄剤による燃料噴射装置の定期洗浄の実施を追記するとともに、使用者ならびに自動車整備事業者に対して、燃料噴射装置の定期洗浄の重要性を啓発する。 なお、燃料噴射装置の洗浄剤の準備には時間を要することから、排気管出口が樹脂製バンパーに近い大型バスを優先して改善措置を実施する。		
不 具 合 件 数	979 件	事 故 の 有 無	火災 4 件
発 見 の 動 機	市場からの情報による。		
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	・使用者：ダイレクトメールまたは直接訪問等で通知する。 ・自動車分解整備事業者：日整連発行の機関誌に掲載する。 ・改善実施済車には、運転者席側ドア開口部のドアロックストライカー付近、又は当該ドアを有しない車両は運転者席左側ドア開口部のシリアルナンバープレート付近に No. 4135 のステッカーを貼付する。		

(備考) 本件は、平成 24 年 12 月 18 日付け「届出番号 3071」ならびに平成 25 年 10 月 29 日付け「届出番号 3244」により、リコール届出を行ったものですが、新たな原因が判明し、これまでの対策が不十分であったことから、対象範囲を拡大して再度対策を行うものです。

国自安第138号
国自審第1356号
国自整第202号
平成29年10月27日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

審査・リコール課長

整備課長

三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バスの火災防止について

三菱ふそうトラック・バス株式会社製の大型バス（MS96VP）の車両火災を防止するため、本年9月15日に「バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について」（平成29年9月15日付け、国自安第110号、国自審第1052号、国自整第162号）により、同型車両を保有する全てのバス事業者に対し、火災防止のための緊急点検整備の実施及びリコール等の改善措置を受けるよう要請していたところです。

本日、同社が、同型車両を含む新たなリコール届出（別紙参照）を行いました。

については、本リコール届出に係る改善措置を早期に受けるとともに、本リコール届出の改善措置に含まれているメンテナンスノートへの追記（洗浄剤による燃料噴射装置の定期洗浄）に基づき、確実な保守管理を実施するよう傘下会員への周知・徹底をお願いします。

また、その他の車両を含め、リコール等の対象となっている車両についても改善措置を受けるとともに、引き続き、確実な保守管理を実施するよう周知・徹底をお願いします。

平成 29 年 9 月 15 日
自動車局安全政策課
整備課
審査・リコール課

バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について

今月、三菱ふそう社製の同型式のバスの車両火災が 2 件発生しました。また、過去 2 年間に於いて当該型式のバスの火災事故がこのほかに 3 件発生しています。このため、三菱ふそう社製の当該型式のバスについて、緊急に点検整備を実施するとともに、リコール等の改善措置を報告するよう、バス事業者へ通知しました。

バス車両については、適切な点検整備を実施しない場合、火災に至り、大きな事故につながることから、バス事業者に対して「事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について」（平成 28 年 2 月 19 日付け国自整第 370 号、国自安第 254 号）により、適切かつ確実な点検整備の実施を徹底しているところですが、去る 9 月 9 日、愛知県岡崎市の新東名高速道路において高速乗合バスの火災事故が発生し、更に 9 月 14 日、北海道小樽市の国道において回送中の乗合バスの火災事故が発生しました。

上記 2 件の火災事故の原因については、現在調査中ですが、いずれも三菱ふそう社製の型式 MS96VP であり、また、同型式については、上記の 2 件のほか、過去 2 年間で火災事故が 3 件発生しています。このような状況を受けて、当該型式のバスについて、「車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について」（平成 28 年 4 月 22 日付け国自整第 16 号、国自安第 6 号）別添「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」※等を参考に、緊急に点検整備を実施するとともに、三菱ふそう社と協力のうえリコール等の改善措置を受け、それらの結果を国土交通省自動車局安全政策課あて報告するようバス事業者に対し通知しました。

※国土交通省ホームページ掲載 URL

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000133.html

〈添付資料〉

別紙 通知文

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 掛川、吉川

（代表）03-5253-8111（内線 41623）（直通）03-5253-8566、FAX：03-5253-1636

自動車局整備課 平川

（代表）03-5253-8111（内線 42426）（直通）03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

自動車局審査・リコール課 田辺、黒崎

（代表）03-5253-8111（内線 42352）（直通）03-5253-8597、FAX：03-5253-1640

国自安第 1 1 0 号
国自審第 1 0 5 2 号
国自整第 1 6 2 号
平成 29 年 9 月 15 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

審査・リコール課長

整備課長

バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について

バス車両については、適切な点検整備を実施しない場合、火災に至り、大きな事故につながることから、バス事業者に対して「事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について」（平成 28 年 2 月 19 日付け国自整第 370 号、国自安第 254 号）により、適切かつ確実な点検整備の実施を徹底しているところですが、去る 9 月 9 日、愛知県岡崎市の新東名高速道路において高速乗合バスの火災事故が発生し、更に 9 月 14 日、北海道小樽市の国道において回送中の乗合バスの火災事故が発生しました。

上記 2 件の火災事故の原因については、現在調査中ですが、いずれも三菱ふそう社製の型式 MS96VP であり、また、同型式については、上記の 2 件のほか、過去 2 年間で火災事故が 3 件発生しています。このような状況を受けて、当該型式のバスについて、「車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について」（平成 28 年 4 月 22 日付け国自整第 16 号、国自安第 6 号）別添「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」等を参考に、緊急に点検整備を実施するとともに、三菱ふそう社と協力のうえリコール等の改善措置を受けるよう貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

なお、緊急点検の実施結果及びリコール等の改善措置実施状況について、10 月 13 日までに国土交通省自動車局安全政策課あて報告をお願いします。

また、その他のバスを含め、引き続き日常点検整備及び定期点検整備等を確実に実施するようあわせて周知徹底をお願いします。

(4) 中国自動車道におけるスペアタイヤ落下による事故を受けた大型トラックの緊急点検について

国自安第136号の2
国自整第201号の2
平成29年10月27日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

整備課長

中国自動車道におけるスペアタイヤ落下による事故を受けた大型トラックの緊急点検について

本年10月18日に岡山県内の中国自動車道において、軽自動車が路上に落下していた大型トラックのスペアタイヤに乗り上げて故障し、乗員2名が路肩へ避難していたところ、後続の大型トレーラーが当該落下していたタイヤへ乗り上げて横転し、当該避難していた乗員2名が巻き込まれて死亡する事故が発生しました。

本事故については、当該現場を走行した大型トラックがスペアタイヤを走行中に路上へ落下させたものであり、原因については現在調査中です。

つきましては、他の大型トラックにおいても同種事故が発生するおそれがあることから、定期点検等のために入庫する大型トラックについて、スペアタイヤ、工具箱等を車両へ固定する構造・装置について、使用者と相談の上、確実な点検を実施するよう貴会傘下会員へ周知・徹底願います。

なお、本件については別添のとおり公益社団法人全日本トラック協会及び日本自動車車体整備協同組合連合会に対して通知したので申し添えます。

別添

国自安第136号
国自整第201号
平成29年10月27日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

整備課長

中国自動車道におけるスペアタイヤ落下による事故を受けた大型トラックの緊急点検の実施について

本年10月18日に岡山県内の中国自動車道において、軽自動車が路上に落下していた大型トラックのスペアタイヤに乗り上げて故障し、乗員2名が路肩へ避難していたところ、後続の大型トレーラーが当該落下していたタイヤへ乗り上げて横転し、当該避難していた乗員2名が巻き込まれて死亡する事故が発生しました。

本事故については、当該現場を走行した大型トラックがスペアタイヤを走行中に路上へ落下させたものであり、原因については現在調査中です。

つきましては、貴会傘下会員の保有している大型トラックにおいても同種事故が発生するおそれがあることから、貴会傘下会員の自動車運送事業者に、スペアタイヤ、工具箱等を車両へ固定する構造・装置について、腐食等による損傷やボルトの緩みがないか、直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施していただきますよう周知方よろしく願いいたします。

なお、本件については別添のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会及び日本自動車車体整備協同組合連合会に対して通知したので申し添えます。

(別添は一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長及び日本自動車車体整備協同組合連合会会長あて通知)

国自安第136号の3
国自整第201号の3
平成29年10月27日

日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

整備課長

中国自動車道におけるスペアタイヤ落下による事故を受けた大型トラックの緊急点検について

本年10月18日に岡山県内の中国自動車道において、軽自動車が路上に落下していた大型トラックのスペアタイヤに乗り上げて故障し、乗員2名が路肩へ避難していたところ、後続の大型トレーラーが当該落下していたタイヤへ乗り上げて横転し、当該避難していた乗員2名が巻き込まれて死亡する事故が発生しました。

本事故については、当該現場を走行した大型トラックがスペアタイヤを走行中に路上へ落下させたものであり、原因については現在調査中です。

つきましては、他の大型トラックにおいても同種事故が発生するおそれがあることから、入庫する大型トラックについて、スペアタイヤ、工具箱等を車両へ固定する構造・装置について、使用者と相談の上、確実な点検を実施するよう貴会傘下会員へ周知・徹底願います。

なお、本件については別添のとおり公益社団法人全日本トラック協会及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会に対して通知したので申し添えます。

(別添は公益社団法人全日本トラック協会会長及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて通知)

(5) ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故の防止等について

国自整第213号の2
平成29年11月14日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故の防止等について

標記については、これまでも機会を捉えて適切な車輪脱着作業と保守管理の徹底を要請してきたところですが、平成28年度には大型自動車（車両総重量8トン以上のトラック及び乗車定員30人以上のバス）のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故は56件（うち人身事故は3件）発生し、前年度と比較して15件増加（36.6%増加）しています。

これらの事故原因を分析したところ、ホイール・ナットの不適切な締付け（締付力不足など）や、ホイール・ボルト及びナットの経年劣化が疑われるものが多くを占めていました。

つきましては、下記事項に留意の上、確実に車輪脱着作業を実施するとともに、大型自動車の使用者等へ一定走行後の増し締め及び日常（運行前）点検での確認を実施することを促すよう傘下会員への周知・徹底をお願いいたします。

また、中型トラックについても、昨年9月に中央自動車道において車輪脱落に伴う人身事故が発生するなど、類似の事故が発生していることから、中型車についても大型車と同様、確実に車輪脱着作業を実施するとともに、使用者等へ一定走行後の増し締め及び日常（運行前）点検での確認を実施することを促すよう傘下会員への周知・徹底をお願いいたします。

さらに、本年10月18日、岡山県内の中国自動車道において大型トラックのスペアタイヤが脱落し、これに乗り上げた大型トレーラーが横転し、2名が死亡する事故が発生したところ、車輪脱着作業の機会等も捉えて、スペアタイヤを車両へ固定する構造・装置について腐食等による損傷や緩みがないかの点検を実施することを大型自動車の使用者等へ促すよう周知・徹底をお願いします。

なお、別添のとおり公益社団法人全日本トラック協会及び公益社団法人日本バス協会あてに通知していることを申し添えます。

記

1. 規定トルクでの確実な締め付け

車輪を取り外した際に、ホイール・ボルト及びナット並びにホイールに損傷が無いかを確認し、車輪を取付ける際には、トルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締め付けること。この場合にホイール・ナットの締め付け忘れを生じないように注意すること。

2. ホイールに適合したボルト及びナットの使用

スチールホイールからアルミホイール、またはその逆に履き替える場合には、それぞれのホイールに適合したホイール・ボルト及びナットを使用して確実に取付けること。

以上

(参考) 平成 28 年度大型自動車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故発生状況

国自整第213号
平成29年11月14日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故の防止等について

標記については、これまでも機会を捉えて適切な車輪脱着作業と保守管理の徹底を要請してきたところですが、平成28年度には大型自動車（車両総重量8トン以上のトラック及び乗車定員30人以上のバス）のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故は56件（うち人身事故は3件）発生し、前年度と比較して15件増加（36.6%増加）しています。

これらの事故原因を分析したところ、ホイール・ナットの不適切な締付け（締付力不足など）や、ホイール・ボルト及びナットの経年劣化が疑われるものが多くを占めていました。

つきましては、日頃の大型自動車の保守管理において、下記事項に留意の上、車輪の脱落事故防止に努めていただくよう傘下会員への周知・徹底をお願いいたします。

また、中型トラックについても、昨年9月に中央自動車道において車輪脱落に伴う人身事故が発生するなど、類似の事故が発生していることから、中型車についても大型車と同様、下記事項に留意の上、車輪の脱落事故防止に努めていただくよう周知・徹底をお願いいたします。

さらに、本年10月18日、岡山県内の中国自動車道において大型トラックのスペアタイヤが脱落し、これに乗り上げた大型トレーラーが横転し、2名が死亡する事故が発生したところ、車輪脱着作業の機会等も捉えて、スペアタイヤを車両へ固定する構造・装置について腐食等による損傷や緩みがないかの点検を実施するよう併せて周知・徹底をお願いします。

記

1. 規定トルクでの確実な締付

車輪を取り外した際に、ホイール・ボルト及びナット並びにホイールに損傷が無いかを確認し、車輪を取り付ける際には、トルクレンチを用いるなどにより規定のトル

クで締め付けること。この場合にホイール・ナットの締付忘れを生じないように注意すること。

2. 一定走行後の増し締め

ホイール・ナット締付後は初期なじみによりホイール・ナットの締め付け力が低下することから、車輪脱着作業後、50 から 100km 走行後を目安に増し締めを行うこと。特に JIS 方式のダブルタイヤの場合には、締付方法について自動車メーカーが示す方法に従って実施すること。

3. 日常（運行前）点検での車輪の取付状態の確認

一日一回、運行の前に、全ての車輪についてホイール・ボルトの折損や緩み等が点検ハンマなどを使用して点検すること。

4. ホイールに適合したボルト及びナットの使用

スチールホイールからアルミホイール、またはその逆に履き替える場合には、それぞれのホイールに適合したホイール・ボルト及びナットを使用して確実に取付けること。

以上

(参考) 平成 28 年度大型自動車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故発生状況

(6) 指定自動車整備事業者による不正行為に関する通報窓口を設置しました！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成29年11月29日
自動車局整備課

指定自動車整備事業者による不正行為に関する通報窓口を設置しました！

国土交通省ホームページに、指定自動車整備事業者（いわゆる民間車検場）によるペーパー車検※等の不正行為に関する通報窓口を設置しました。

※指定自動車整備事業者において、自動車の点検整備・検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付し、不正に自動車検査証の交付を受けること。

指定自動車整備事業者における事業運営の適正化については、法令に基づく業務の適正な実施を確保するため、国土交通省において指導徹底を図ってきたところですが、依然として悪質な不正事案が発生しております。

これを受け、国土交通省自動車局は、幅広く不正行為に関する情報を把握するため、当省ホームページに、ペーパー車検等の不正行為に関する通報窓口を設置しました。

指定自動車整備事業者によるペーパー車検等の不正行為に関する情報をご存知の場合には、以下の通報窓口URLから様式をダウンロードして必要事項（指定自動車整備事業者名、不正行為の内容等）を記入の上、メール等によりお知らせ下さい。

指定自動車整備事業者による不正行為の抑制・防止に向けて、ご協力をお願い申し上げます。

○ 通報窓口URL：http://www.mlit.go.jp/jidosha/fuseishaken_tsuho.html

なお、情報を提供いただいた方の個人情報 は 厳重に管理し、漏洩等の防止に適切な対策を講じます。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 久手、成澤

代表：03-5253-8111（内線 42423）

直通：03-5253-8600

FAX：03-5253-1639

指定自動車整備事業者による不正行為通報窓口一覧

※通報する事業場が所在する都道府県及び地区の運輸支局等へご連絡ください。

○[通報様式\(Excel\)](#)

運輸局等	運輸支局等担当		電話番号	FAX番号				
国土交通省 電子メールで通報	自動車局	整備課	03-5253-8111 (内線42-423)	03-5253-1639				
	北海道運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課 TEL:011-290-2752 電子メールで通報		札幌運輸支局	整備担当	011-731-7168	011-712-2406		
			函館運輸支局	整備担当	0138-49-8864	0138-49-1042		
			室蘭運輸支局	整備担当	0143-44-3013	0143-44-4019		
			帯広運輸支局	整備担当	0155-33-3282	0155-36-2669		
			釧路運輸支局	整備担当	0154-51-2523	0154-51-6523		
			北見運輸支局	整備担当	0157-24-7633	0157-61-8248		
			旭川運輸支局	整備担当	0166-51-5363	0166-51-5273		
			東北運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課 TEL:022-791-7534 Web通報 (東北運輸局HP)		宮城運輸支局	整備担当	022-235-2517 (ダイヤルイン2)	022-231-5377
					福島運輸支局	整備担当	024-546-0342	024-545-1561
					岩手運輸支局	整備担当	019-637-2912	019-639-1033
					青森運輸支局	整備担当	017-715-3320	017-724-0003
					山形運輸支局	整備担当	023-686-4714	023-686-4601
					秋田運輸支局	整備担当	018-863-5814	018-864-0250
			関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 TEL:045-211-7254 電子メールで通報		東京運輸支局	整備担当	03-3458-3751	03-3458-9783
					神奈川運輸支局	整備担当	045-939-6803	045-939-3006
					千葉運輸支局	整備担当	043-242-7338	043-244-0760
					埼玉運輸支局	整備担当	048-624-1835 (ダイヤルイン2)	048-783-4190
					茨城運輸支局	整備担当	029-247-5348 (ダイヤルイン3)	029-248-4773
					群馬運輸支局	整備担当	027-263-4422	027-261-0032
					栃木運輸支局	整備担当	028-658-6123	028-659-2416
					山梨運輸支局	整備担当	055-261-0882	055-263-1418
			北陸信越運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課 TEL:025-285-9155 Web通報 (北陸信越運輸局HP)		新潟運輸支局	整備担当	025-285-3125	025-285-0473
					長野運輸支局	整備担当	026-243-5525	026-259-4508
					石川運輸支局	整備担当	076-291-7852	076-292-0129
					富山運輸支局	整備担当	076-423-0892	076-423-5509

指定自動車整備事業者による不正行為通報窓口一覧

運輸局等	運輸支局等担当	電話番号	FAX番号	
中部運輸局 自動車技術安全部 整備課 TEL: 052-952-8042 Web通報 (中部運輸局HP)	愛知運輸支局	整備担当	052-351-5314	052-351-5318
	静岡運輸支局	整備担当	054-261-7622	054-262-4345
	岐阜運輸支局	整備担当	058-279-3715	058-270-1065
	三重運輸支局	整備担当	059-234-8412	059-238-1302
	福井運輸支局	整備担当	0776-34-1603	0776-34-2221
近畿運輸局 自動車技術安全部 整備課 TEL: 06-6949-6453 電子メールで通報	大阪運輸支局	整備担当	072-822-4374	072-822-3450
	京都運輸支局	整備担当	075-681-9764	075-681-1850
	神戸運輸監理部 兵庫陸運部	整備担当	078-453-1103	078-431-8761
	滋賀運輸支局	整備担当	077-585-7252	077-500-8085
	奈良運輸支局	整備担当	0743-59-2153	0743-23-0023
	和歌山運輸支局	整備担当	073-422-2153	073-435-2099
中国運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課 TEL: 082-228-9142 電子メールで通報	広島運輸支局	整備担当	082-233-9169	082-233-7752
	鳥取運輸支局	整備担当	0857-22-4110	0857-22-4115
	島根運輸支局	整備担当	0852-37-2138	0852-37-1340
	岡山運輸支局	整備担当	086-286-8155	086-286-8168
	山口運輸支局	整備担当	083-922-5398	083-928-9601
四国運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課 TEL: 087-802-6783 Web通報 (四国運輸局HP)	香川運輸支局	整備担当	087-882-1355	087-882-4041
	徳島運輸支局	整備担当	088-641-4813	088-641-4820
	愛媛運輸支局	整備担当	089-956-1561	089-969-0556
	高知運輸支局	整備担当	088-866-7313	088-866-7315
九州運輸局 自動車技術安全部 整備課 TEL: 092-472-2537 電子メールで通報	福岡運輸支局	整備担当	092-673-1196	092-673-1197
	佐賀運輸支局	整備担当	0952-30-7274	0952-30-7279
	長崎運輸支局	整備担当	095-839-4749	095-839-4804
	熊本運輸支局	整備担当	096-369-3130	096-369-3301
	大分運輸支局	整備担当	097-558-2577	097-558-2076
	宮崎運輸支局	整備担当	0985-51-3958	0985-51-3826
沖縄総合事務局 運輸部車両安全課 TEL: 098-866-1837 電子メールで通報	陸運事務所	整備担当	098-875-0300	098-876-7233

指定自動車整備事業者による不正行為の通報様式

注意事項

- ※ 通報者の個人情報厳重に管理し、漏洩等の防止に適切な対策を講じます。
- ※ お寄せいただいた情報は、国土交通省において、指定自動車整備事業者による不正行為に関する調査等の参考として活用させていただきます。
- ※ 通報内容欄には、できる限り詳細情報を記入してください。
- ※ 指定自動車整備事業による不正行為と直接関係の無い、車両の不具合等に関する連絡はご遠慮願います。
- ※ ご記入いただいた内容についての個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。
- ※ ご記入いただいた内容についての確認のためにご連絡させていただく場合がございます。

ご記入の前に、上記注意事項をご確認ください。 ⇒

確認しました。

1. 通報される方の情報

お名前	
住所	
電話番号	
e-mailアドレス	

2. 通報内容

不正行為に関する情報	整備事業者名 (必須)						
	所在地 (必須、わかる範囲で)						
	不正行為が実施された自動車の登録番号						
	車名・通称名						
	不正行為の種類 (必須)	ペーパー車検 ・ 不正改造車の車検 ・ 検査のみ実施 その他()					
不正行為の日時等 (必須)	平成 平成	年	月	日	から	まで	
不正行為の内容 (必須)							
	不正行為を確認できる資料の有無、名称						
	資料の内容						
	不正行為の隠蔽方法						
その他参考情報							